令和４年長浜市議会定例会

令和４年１２月定例月議会

議案書

3　令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１０号）
12　令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１１号）
39　令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）
43　令和４年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
50　令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）
55　令和４年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第２号）
58　令和４年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）
63　長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
69　長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
75　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
80　長浜市事務分掌条例の一部改正について
82　長浜市職員定数条例の一部改正について
83　長浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について
94　長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について
95　長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
153　長浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
161　長浜市職員退職手当条例等の一部改正について
166　長浜市市民文化ホール条例の一部改正について
167　長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
171　長浜市役所支所設置条例の廃止について
172　長浜市総合計画第３期基本計画の策定について
347　工事請負契約について
348　工事請負契約について
349　長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について
350　己高庵の指定管理者の指定について
351　高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について
352　東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について
353　北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について
354　奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について

355　海道・あぢかまの宿関連施設の指定管理者の指定について
356　永原駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について
357　南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について
358　虎姫まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
359　湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
360　浅井地区診療所の指定管理者の指定について
361　余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第１００号

令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１０号）

令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２０，４７６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，９００，２５１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金		8,665,121	310,154	8,975,275
	2 国庫補助金	2,773,462	310,154	3,083,616
15 県支出金		4,095,853	545	4,096,398
	2 県補助金	1,570,784	545	1,571,329
18 繰入金		4,610,910	△290,223	4,320,687
	1 基金繰入金	4,545,930	△290,223	4,255,707
歳　入　合　計		55,879,775	20,476	55,900,251

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費		21,641,896	20,476	21,662,372
	1 社会福祉費	11,381,679	14,039	11,395,718
	2 児童福祉費	8,369,063	6,437	8,375,500
歳　出　合　計		55,879,775	20,476	55,900,251

第２表　繰越明許費補正

追加　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
３　民生費	２　児童福祉費	子育て世帯応援事業	5,000

令和４年度長浜市一般会計

補正予算（第１０号）説明書

歳入

（款）　14 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費国庫補助金	538,853	310,154	849,007
計	2,773,462	310,154	3,083,616

（款）　15 県支出金

（項）　2 県補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費県補助金	628,960	545	629,505
計	1,570,784	545	1,571,329

（款）　18 繰入金

（項）　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 財政調整基金繰入金	1,114,118	△277,499	836,619
32 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	271,182	△12,724	258,458
計	4,545,930	△290,223	4,255,707

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 総務管理費補助金	310,154	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　310,154

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
4 児童福祉費補助金	545	放課後児童クラブ等支援事業費補助金　545

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 財政調整基金繰入金	△277,499	
1 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	△12,724	

歳出

（款）　3 民生費

（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 しょうがい福祉費	4,169,397	2,535	4,171,932	2,499			36
4 老人福祉費	2,182,415	11,504	2,193,919	11,307			197
計	11,381,679	14,039	11,395,718	13,806			233

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	3,041,168	6,437	3,047,605	193,136			△186,699
計	8,369,063	6,437	8,375,500	193,136			△186,699

（款）　6 農林水産業費

（項）　1 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	767,050	0	767,050	91,033			△91,033
計	2,442,732	0	2,442,732	91,033			△91,033

（款）　7 商工費

（項）　1 商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	743,819	0	743,819	12,724		△12,724	
計	1,250,284	0	1,250,284	12,724		△12,724	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	1,599	□しょうがい者地域生活支援事業費	2,535
		しょうがい福祉サービス事業所食材費高騰対策支援給付金	1,599
19 扶助費	936	扶助費	936
10 需用費	2	□高齢者地域生活支援事業費	2,999
11 役務費	148	消耗品費	2
18 負担金、補助及び交付金	8,505	通信運搬費	148
		扶助費	2,849
19 扶助費	2,849	□高齢者福祉事務経費	8,505
		介護施設食費基準費用額差額調整給付金	8,505

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	297	□放課後児童クラブ運営事業費	1,140
18 負担金、補助及び交付金	6,140	放課後児童クラブ運営補助金	1,140
		□子育て世帯応援事業費	5,297
		情報システム委託料	297
		子育て世帯応援給付金	5,000

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		財源更正

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
		財源更正

議案第１０１号

令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１１号）

令和４年度長浜市一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２３２，１３９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６，１３２，３９０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加は、「第４表　地方債補正」による。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
12 分担金及び負担金		256,691	860	257,551
	2 負担金	236,785	860	237,645
14 国庫支出金		8,975,275	39,184	9,014,459
	2 国庫補助金	3,083,616	39,184	3,122,800
15 県支出金		4,096,398	123,586	4,219,984
	2 県補助金	1,571,329	123,586	1,694,915
18 繰入金		4,320,687	2,809	4,323,496
	1 基金繰入金	4,255,707	2,809	4,258,516
21 市債		1,664,800	65,700	1,730,500
	1 市債	1,664,800	65,700	1,730,500
歳　入　合　計		55,900,251	232,139	56,132,390

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		6,509,976	63,546	6,573,522
	1 総務管理費	5,494,326	36,062	5,530,388
	2 徴税費	426,051	20,890	446,941
	4 選挙費	224,767	2,946	227,713
	5 統計調査費	8,341	898	9,239
	6 監査委員費	34,287	2,750	37,037
3 民生費		21,662,372	△9,215	21,653,157
	1 社会福祉費	11,395,718	45,062	11,440,780
	2 児童福祉費	8,375,500	△54,173	8,321,327
	3 生活保護費	1,891,154	△104	1,891,050
4 衛生費		5,606,970	△61,173	5,545,797
	1 保健衛生費	5,606,970	△61,173	5,545,797
6 農林水産業費		2,634,594	△12,721	2,621,873
	1 農業費	2,442,732	△12,721	2,430,011
7 商工費		1,250,284	26,346	1,276,630
	1 商工費	1,250,284	26,346	1,276,630
8 土木費		5,626,633	63,087	5,689,720
	2 道路橋梁費	1,612,175	△4,823	1,607,352
	3 河川費	480,297	62,012	542,309
	4 都市計画費	2,923,274	13,450	2,936,724
	5 住宅費	211,941	△7,552	204,389
10 教育費		5,545,450	36,369	5,581,819
	3 中学校費	432,907	900	433,807
	4 幼稚園費	643,709	26,892	670,601
	5 社会教育費	811,031	△1,348	809,683
	6 保健体育費	1,317,122	9,925	1,327,047
11 災害復旧費		139,863	125,900	265,763
	2 農林水産業施設災害復旧費	77,200	101,000	178,200
	3 公共土木施設災害復旧費	62,663	24,900	87,563
歳　出　合　計		55,900,251	232,139	56,132,390

第２表　繰越明許費補正

追加

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
２　総務費	３　戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	7,063
８　土木費	２　道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	206,300
８　土木費	３　河川費	地域整備事業	143,000
１１　災害復旧費	２　農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	101,000
１１　災害復旧費	３　公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	24,900

変更

款	項	補　正　前		補　正　後	
		事　業　名	金　額	事　業　名	金　額
８　土木費	２　道路橋梁費	雪寒対策費	89,000	雪寒対策費	107,000

第３表　債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料	令和5年度から令和7年度まで	16,320千円
永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	令和5年度から令和7年度まで	19,089千円
南郷里まちづくりセンター指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	67,755千円
虎姫まちづくりセンター等指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	106,085千円
湖北まちづくりセンター等指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	137,980千円
リウマチ医療体制整備業務	令和5年度から令和7年度まで	45,000千円
長浜鉄道スクエア指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	13,250千円
己高庵指定管理料	令和5年度から令和6年度まで	12,256千円
東アジア交流ハウス雨森芳洲庵指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	25,960千円
北淡海・丸子船の館指定管理料	令和5年度から令和7年度まで	12,210千円
国スポ障スポ開催関連事務機器リース業務	令和5年度から令和7年度まで	3,954千円
高月地区スポーツ施設指定管理料	令和5年度から令和9年度まで	45,390千円

第４表　地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設整備事業	千円 200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。
農林水産業施設災害復旧事業	57,200			
公共土木施設災害復旧事業	8,300			

令和４年度長浜市一般会計

補正予算（第１１号）説明書

歳入

（款）　12 分担金及び負担金

（項）　2 負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
11 災害復旧費負担金	0	860	860
計	236,785	860	237,645

（款）　14 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費国庫補助金	1,324,597	22,366	1,346,963
8 土木費国庫補助金	556,428	16,600	573,028
10 教育費国庫補助金	45,760	218	45,978
計	3,083,616	39,184	3,122,800

（款）　15 県支出金

（項）　2 県補助金

目	補正前の額	補　正　額	計
6 農林水産業費県補助金	544,525	63,586	608,111
8 土木費県補助金	186,951	60,000	246,951
計	1,571,329	123,586	1,694,915

（款）　18 繰入金

（項）　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 財政調整基金繰入金	836,619	△2,545	834,074
7 教育施設整備基金繰入金	119,000	101	119,101
11 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	80,303	5,253	85,556
計	4,255,707	2,809	4,258,516

（款）　21 市債

（項）　1 市債

目	補正前の額	補　正　額	計
10 教育債	5,400	200	5,600
11 災害復旧事業債	0	65,500	65,500
計	1,664,800	65,700	1,730,500

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 農業用施設災害復旧費負担金	860	農業用施設土砂等撤去負担金	860

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 しょうがい者福祉費補助金	572	しょうがい者総合支援事業費補助金	572
2 老人福祉費補助金	19,484	地域介護・福祉空間整備等交付金	19,484
3 児童福祉費補助金	2,310	子ども・子育て支援事業費補助金	2,310
2 道路橋梁費補助金	16,600	道路事業費補助金	16,600
2 中学校費補助金	218	学校施設整備費補助金	218

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
3 農地費補助金	63,586	農地災害復旧事業補助金	63,586
1 土木管理費補助金	60,000	丹生水源地域整備事業特別交付金	60,000

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△2,545	
1 教育施設整備基金繰入金	101	
1 協働でつくる長浜まちづくり基金繰入金	5,253	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 学校教育施設整備事業債	200	中学校整備事業債	200
2 農林水産業施設災害復旧事業債	57,200	農地災害復旧事業債	57,200
3 公共土木施設災害復旧事業債	8,300	道路橋梁災害復旧事業債	8,300

歳出

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,756,968	59,427	1,816,395				59,427
7 支所費	914,035	△26,114	887,921				△26,114
10 デジタル推進費	472,401	2,749	475,150				2,749
計	5,494,326	36,062	5,530,388				36,062

（款）　2 総務費

（項）　2 徴税費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	298,176	20,890	319,066				20,890
計	426,051	20,890	446,941				20,890

（款）　2 総務費

（項）　4 選挙費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	30,267	2,946	33,213				2,946
計	224,767	2,946	227,713				2,946

（款）　2 総務費

（項）　5 統計調査費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	4,822	898	5,720				898

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	10,016	□職員給与費（１１１人）	59,427
3 職員手当等	42,482	給料	10,016
4 共　済　費	6,929	職員手当等	42,482
		共済費	6,929
2 給　　料	△18,516	□職員給与費（９１人）	△26,114
3 職員手当等	△3,919	給料	△18,516
4 共　済　費	△3,679	職員手当等	△3,919
		共済費	△3,679
12 委　託　料	2,749	□情報システム運用管理事業費	2,749
		情報システム委託料	2,749

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	7,645	□職員給与費（３８人）	20,890
3 職員手当等	9,680	給料	7,645
4 共　済　費	3,565	職員手当等	9,680
		共済費	3,565

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△62	□職員給与費（３人）	2,946
3 職員手当等	2,785	給料	△62
4 共　済　費	223	職員手当等	2,785
		共済費	223

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	252	□職員給与費（１人）	898
3 職員手当等	113	給料	252
4 共　済　費	533	職員手当等	113
		共済費	533

（款）　2 総務費
（項）　5 統計調査費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	8,341	898	9,239				898

（款）　2 総務費
（項）　6 監査委員費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	34,287	2,750	37,037				2,750
計	34,287	2,750	37,037				2,750

（款）　3 民生費
（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	3,954,669	11,646	3,966,315				11,646
2 地域総合センター費	68,208	12,788	80,996				12,788
3 しょうがい福祉費	4,171,932	1,144	4,173,076	572			572
4 老人福祉費	2,193,919	19,484	2,213,403	19,484			
計	11,395,718	45,062	11,440,780	20,056			25,006

（款）　3 民生費
（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	3,047,605	1,730	3,049,335	2,310			△580

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	973	□職員給与費（３人）	2,750
3 職員手当等	1,019	給料	973
4 共　済　費	758	職員手当等	1,019
		共済費	758

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	5,562	□職員給与費（６４人）	11,646
3 職員手当等	2,700	給料	5,562
4 共　済　費	3,384	職員手当等	2,700
		共済費	3,384
2 給　　料	6,241	□職員給与費（６人）	12,788
3 職員手当等	3,858	給料	6,241
4 共　済　費	2,689	職員手当等	3,858
		共済費	2,689
12 委　託　料	1,144	□しょうがい福祉事務経費	1,144
		情報システム委託料	1,144
18 負担金、補助及び交付金	19,484	□地域介護・福祉空間整備事業費	19,484
		地域介護・福祉空間整備事業補助金	19,484

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	3,113	□職員給与費（１９人）	△580
3 職員手当等	△3,641	給料	3,113
4 共　済　費	△52	職員手当等	△3,641
12 委　託　料	2,310	共済費	△52
		□児童手当支給事業費	2,310
		情報システム委託料	2,310

（款）　3 民生費
　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 保育所費	1,853,947	△13,180	1,840,767				△13,180
5 認定こども園費	3,054,124	△42,723	3,011,401				△42,723
計	8,375,500	△54,173	8,321,327	2,310			△56,483

（款）　3 民生費
　（項）　3 生活保護費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	159,736	△104	159,632				△104
計	1,891,154	△104	1,891,050				△104

（款）　4 衛生費
　（項）　1 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	3,705,784	△22,447	3,683,337				△22,447
8 保健センター費	473,807	△38,726	435,081				△38,726
計	5,606,970	△61,173	5,545,797				△61,173

（款）　6 農林水産業費
　（項）　1 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	319,007	△20,875	298,132				△20,875

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△7,696	□職員給与費（５３人）	△13,180
3 職員手当等	△2,786	給料	△7,696
4 共済費	△2,698	職員手当等	△2,786
		共済費	△2,698
2 給料	△22,494	□職員給与費（１８７人）	△42,723
3 職員手当等	△11,814	給料	△22,494
4 共済費	△8,415	職員手当等	△11,814
		共済費	△8,415

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,847	□職員給与費（１９人）	△104
3 職員手当等	△2,951	給料	2,847
		職員手当等	△2,951

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△10,461	□職員給与費（１９人）	△22,447
3 職員手当等	△8,168	給料	△10,461
4 共済費	△3,818	職員手当等	△8,168
		共済費	△3,818
2 給料	△12,730	□職員給与費（４６人）	△38,726
3 職員手当等	△21,152	給料	△12,730
4 共済費	△4,844	職員手当等	△21,152
		共済費	△4,844

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△8,732	□職員給与費（３８人）	△20,875
3 職員手当等	△9,013	給料	△8,732
4 共済費	△3,130	職員手当等	△9,013

（款）　6 農林水産業費

（項）　1 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 農地費	1,335,622	8,154	1,343,776				8,154
計	2,442,732	△12,721	2,430,011				△12,721

（款）　7 商工費

（項）　1 商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	743,819	21,748	765,567				21,748
3 観光費	267,584	4,598	272,182			4,598	
計	1,250,284	26,346	1,276,630			4,598	21,748

（款）　8 土木費

（項）　2 道路橋梁費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋梁総務費	232,748	△4,823	227,925				△4,823
計	1,612,175	△4,823	1,607,352				△4,823

（款）　8 土木費

（項）　3 河川費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	60,697	2,012	62,709				2,012
5 丹生ダム対策費	128,600	60,000	188,600	60,000			
計	480,297	62,012	542,309	60,000			2,012

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
		共済費	△3,130
27 繰出金	8,154	□農業集落排水事業特別会計繰出金	8,154

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
11 役務費	100	□商工振興事務経費	21,748
12 委託料	21,648	手数料	100
		ふるさと寄附事務業務委託料	21,648
18 負担金、補助及び交付金	4,598	□宿泊・滞在型観光推進事業費	4,598
		（仮称）長浜４５０年祭プロモーション負担金	4,598

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
2 給料	△1,456	□職員給与費（２０人）	△4,823
3 職員手当等	△2,710	給料	△1,456
4 共済費	△657	職員手当等	△2,710
		共済費	△657

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
2 給料	△71	□職員給与費（３人）	2,012
3 職員手当等	1,892	給料	△71
4 共済費	191	職員手当等	1,892
		共済費	191
12 委託料	13,000	□地域整備事業費	47,000
14 工事請負費	47,000	整備事業費	47,000
		□地域振興事業費	13,000
		八田部発生土受入跡地利用計画策定業務委託料	13,000

（款）　8 土木費
　（項）　4 都市計画費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	2,315,369	13,450	2,328,819				13,450
計	2,923,274	13,450	2,936,724				13,450

（款）　8 土木費
　（項）　5 住宅費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	207,872	△7,552	200,320				△7,552
計	211,941	△7,552	204,389				△7,552

（款）　10 教育費
　（項）　3 中学校費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費	325,601	900	326,501	218	200	101	381
計	432,907	900	433,807	218	200	101	381

（款）　10 教育費
　（項）　4 幼稚園費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園管理費	643,709	26,892	670,601				26,892
計	643,709	26,892	670,601				26,892

（款）　10 教育費
　（項）　5 社会教育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	199,476	△980	198,496				△980

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
18 負担金、補助及び交付金	13,450	□公共下水道事業会計負担金	13,450
		負担金	779
		補助金	12,671

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△4,081	□職員給与費（７人）	△7,552
3 職員手当等	△2,214	給料	△4,081
4 共　済　費	△1,257	職員手当等	△2,214
		共済費	△1,257

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
14 工事請負費	900	□中学校校舎等維持管理経費	900
		整備事業費	900

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	14,540	□職員給与費（４３人）	26,892
3 職員手当等	8,001	給料	14,540
4 共　済　費	4,351	職員手当等	8,001
		共済費	4,351

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△2,319	□職員給与費（２人）	△980
3 職員手当等	1,570	給料	△2,319

（款） 10 教育費
（項） 5 社会教育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 文化施設費	237,527	972	238,499			655	317
8 図書館費	269,464	△1,340	268,124				△1,340
計	811,031	△1,348	809,683			655	△2,003

（款） 10 教育費
（項） 6 保健体育費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 体育振興費	54,034	4,506	58,540				4,506
4 学校給食費	1,021,142	5,419	1,026,561				5,419
計	1,317,122	9,925	1,327,047				9,925

（款） 11 災害復旧費
（項） 2 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業用施設災害復旧費	77,200	101,000	178,200	63,586	57,200	860	△20,646
計	77,200	101,000	178,200	63,586	57,200	860	△20,646

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
4 共済費	△231	職員手当等	1,570
		共済費	△231
2 給料	△663	□職員給与費（１１人）	△1,683
3 職員手当等	△863	給料	△663
4 共済費	△157	職員手当等	△863
12 委託料	655	共済費	△157
14 工事請負費	2,000	□長浜城歴史博物館管理運営事業費	2,655
		業務委託料	655
		整備事業費	2,000
2 給料	△337	□職員給与費（１１人）	△1,340
3 職員手当等	△866	給料	△337
4 共済費	△137	職員手当等	△866
		共済費	△137

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
10 需用費	4,446	□国スポ障スポ開催対策事業費	4,506
13 使用料及び賃借料	60	修繕料	4,446
		使用料及び賃借料	60
2 給料	2,533	□職員給与費（５人）	5,419
3 職員手当等	1,892	給料	2,533
4 共済費	994	職員手当等	1,892
		共済費	994

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
14 工事請負費	101,000	□農業用施設災害復旧事業費	101,000
		整備事業費	101,000

（款） 11 災害復旧費

（項） 3 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋梁災害復旧費	62,663	24,900	87,563	16,600	8,300		
計	62,663	24,900	87,563	16,600	8,300		

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
12 委　　託　　料	24,900	□道路橋梁災害復旧事業費　24,900 道路橋梁災害復旧業務委託料　24,900

給　与　費　明　細　書

1 特別職

区分		職員数	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	支給率	地域手当	その他の手当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	長　等	3		26,598	11,127	3.30		24	37,749	7,059	44,808	
	議　員	22	102,080		34,693	3.30			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,733						77,733		77,733	
	計	1,753	179,813	26,598	45,820			24	252,255	41,710	293,965	
補正前	長　等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,059	44,754	
	議　員	24	102,080		34,693	3.35			136,773	34,651	171,424	
	その他の特別職	1,728	77,733						77,733		77,733	
	計	1,755	179,813	28,200	44,140			48	252,201	41,710	293,911	
比　較	長　等			−1,602	1,680	−0.05					54	
	議　員	−2				−0.05						
	その他の特別職											
	計	−2		−1,602	1,680			−24	54		54	

2 一般職

(1)総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,371　(1,145)	1,028,904	4,543,358	3,383,345	8,955,607	1,606,685	10,562,292	
補正前	1,371　(1,145)	1,028,904	4,577,652	3,377,713	8,984,269	1,612,143	10,596,412	
比　較	(0)		−34,294	5,632	−28,662	−5,458	−34,120	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外、休日勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	102,965	82,238	31,259	201,037	405,811	648	2,098	1,152,804	638,296	136,409		45,680	584,100
補正前	106,378	84,537	22,050	197,059	359,195	648	2,015	1,218,374	620,606	138,834		43,917	584,100
比　較	−3,413	−2,299	9,209	3,978	46,616		83	−65,570	17,690	−2,425		1,763	

※(　)内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア　会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	984　(10)		3,561,038	2,887,703	6,448,741	1,200,167	7,648,908	
補正前	984　(10)		3,595,332	2,882,071	6,477,403	1,205,625	7,683,028	
比　較			−34,294	5,632	−28,662	−5,458	−34,120	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外、休日勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	102,965	58,851	31,259	201,037	354,420		1,822	794,322	638,296	109,051		45,680	550,000
補正前	106,378	61,150	22,050	197,059	307,804		1,739	859,892	620,606	111,476		43,917	550,000
比　較	−3,413	−2,299	9,209	3,978	46,616		83	−65,570	17,690	−2,425		1,763	

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※(　)内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員 （単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	387 (1,135)	1,028,904	982,320	495,642	2,506,866	406,518	2,913,384	
補正前	387 (1,135)	1,028,904	982,320	495,642	2,506,866	406,518	2,913,384	
比 較	(0)							

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外、休日勤務手当	宿日直手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後		23,387			51,391	648	276	358,482		27,358			34,100
補正前		23,387			51,391	648	276	358,482		27,358			34,100
比 較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、管理職特別勤務手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細 （単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	-34,294	1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	-34,294		
職員手当	5,632	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	5,632		

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与 （単位：円）

区分		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	再任用
令和4年10月1日現在	平均給料月額	325,207	395,375	286,597	309,358				211,239
	平均給与月額	411,920	510,502	338,541	359,023				231,797
	平均年齢(歳)	43歳3月	47歳3月	37歳2月	53歳5月				61歳10月

イ 初任給 （単位：円）

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和4年10月1日現在	1	43	6.8	1			1	45	16.1	1		
	2	58	9.1	2	17	60.7	2	78	28.0	2	4	21.1
	3	119	18.7	3	8	28.6	3	53	18.9	3	2	10.5
	4	174	27.4	4	3	10.7	4	58	20.8	4	13	68.4
	5	147	23.1				5	25	9.0			
	6	60	9.4				6	20	7.2			
	7	35	5.5				7					
	計	636	100	計	28	100	計	279	100	計	19	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和4年10月1日現在	1			1			1			1	15	43.0
	2			2			2			2	7	20.0
	3			3			3			3	7	20.0
	4			4			4			4		
				5			5			5	3	8.6
				6			6			6	3	8.6
				7						7		
	計			計			計			計	35	100

（級別の標準的な職務内容）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 （校長待遇）			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療業務を行う医師	診療所で相当高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所で高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所できわめて高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当高度な業務を行う技師	主査、相当高度な業務を行う薬剤師、高度な業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高度な業務を行う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
令和4年度	2.150	2.250	4.400	有	
国の制度	2.150	2.250	4.400	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和4年10月1日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	－	－	0.06	－	－	－
支給対象職員の比率(%)（令和4年10月1日現在）	6.62	10.06	－	－	10.53	－	－	－
代表的な特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和５年度以降にわたるものについての令和３年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和４年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限度額	令和３年度末までの支出（見込）額		令和４年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料	16,320			令和5年度から令和7年度まで	16,320				16,320
永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	19,089			令和5年度から令和7年度まで	19,089				19,089
南郷里まちづくりセンター指定管理料	67,755			令和5年度から令和9年度まで	67,755				67,755
虎姫まちづくりセンター等指定管理料	106,085			令和5年度から令和9年度まで	106,085				106,085
湖北まちづくりセンター等指定管理料	137,980			令和5年度から令和9年度まで	137,980				137,980
リウマチ医療体制整備業務	45,000			令和5年度から令和7年度まで	45,000			45,000	0
長浜鉄道スクエア指定管理料	13,250			令和5年度から令和9年度まで	13,250				13,250
己高庵指定管理料	12,256			令和5年度から令和6年度まで	12,256				12,256
東アジア交流ハウス雨森芳洲庵指定管理料	25,960			令和5年度から令和9年度まで	25,960				25,960
北淡海・丸子船の館指定管理料	12,210			令和5年度から令和7年度まで	12,210				12,210
国スポ障スポ開催関連事務機器リース業務	3,954			令和5年度から令和7年度まで	3,954				3,954
高月地区スポーツ施設指定管理料	45,390			令和5年度から令和9年度まで	45,390				45,390

議案第１０２号

令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）

令和４年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第２１４条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　債務負担行為

事項	期間	限度額
浅井地区診療所指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	199,655千円

令和４年度長浜市国民健康保険特別会計

（直診勘定）補正予算（第２号）説明書

債務負担行為で令和５年度以降にわたるものについての令和３年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和４年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限度額	令和３年度末までの支出（見込）額		令和４年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
浅井地区診療所指定管理料	199,655			令和5年度から令和9年度まで	199,655				199,655

議案第１０３号

令和４年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和４年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１０，７５４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２９５，７５４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金		795,749	8,154	803,903
	1 他会計繰入金	795,749	8,154	803,903
9 市債		183,500	2,600	186,100
	1 市債	183,500	2,600	186,100
歳　入　合　計		1,285,000	10,754	1,295,754

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 農業集落排水事業費		685,162	11,959	697,121
	1 農業集落排水事業費	685,162	11,959	697,121
3 公債費		567,571	△1,205	566,366
	1 公債費	567,571	△1,205	566,366
歳　出　合　計		1,285,000	10,754	1,295,754

第２表　地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 183,500	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内（ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 186,100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和４年度長浜市農業集落排水事業

特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入

（款）　6 繰入金

（項）　1 他会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 一般会計繰入金	795,749	8,154	803,903
計	795,749	8,154	803,903

（款）　9 市債

（項）　1 市債

目	補正前の額	補　正　額	計
1 農業集落排水事業債	183,500	2,600	186,100
計	183,500	2,600	186,100

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 一般会計繰入金	8,154	

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 農業集落排水事業債	2,600	資本費平準化債	2,600

歳出

（款）　2 農業集落排水事業費

（項）　1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	637,262	11,959	649,221				11,959
計	685,162	11,959	697,121				11,959

（款）　3 公債費

（項）　1 公債費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 元金	512,421	△17	512,404		2,600		△2,617
2 利子	55,150	△1,188	53,962				△1,188
計	567,571	△1,205	566,366		2,600		△3,805

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	8,640	□処理施設管理経費	11,959
26 公　課　費	3,319	光熱水費	8,640
		公課費	3,319

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
22 償還金、利子及び割引料	△17	□長期債元金	△17
22 償還金、利子及び割引料	△1,188	□長期債利子	△1,188

議案第１０４号

令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和４年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和４年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　長浜病院事業収益	14,500,000 千円	418,155 千円	14,918,155 千円
第１項　医業収益	13,560,309 千円	418,155 千円	13,978,464 千円
第２款　湖北病院事業収益	3,150,000 千円	15,536 千円	3,165,536 千円
第１項　医業収益	2,409,754 千円	11,639 千円	2,421,393 千円
第２項　医業外収益	740,246 千円	3,897 千円	744,143 千円
支		出	
第１款　長浜病院事業費用	14,500,000 千円	418,155 千円	14,918,155 千円
第１項　医業費用	14,175,250 千円	418,155 千円	14,593,405 千円
第２款　湖北病院事業費用	3,150,000 千円	15,536 千円	3,165,536 千円
歳１項　医業費用	2,977,716 千円	15,536 千円	2,993,252 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　長浜病院資本的収入	940,314 千円	16,000 千円	956,314 千円
第１項　企業債	350,800 千円	16,000 千円	366,800 千円
支		出	
第１款　長浜病院資本的支出	1,766,455 千円	16,000 千円	1,782,455 千円
第１項　建設改良費	402,263 千円	16,000 千円	418,263 千円

第４条　予算第６条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院の建設改良費	千円 405,800	普通貸借又は証券発行の方法による。 ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	6.0%以内 （ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 421,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

令和４年度長浜市病院事業会計

補正予算（第３号）説明書

令和4年度 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院			14,500,000	418,155	14,918,155	
事業収益	1. 医業収益		13,560,309	418,155	13,978,464	
		1. 入院収益	8,809,207	229,155	9,038,362	
		2. 外来収益	4,443,271	189,000	4,632,271	
2．湖北病院			3,150,000	15,536	3,165,536	
事業収益	1. 医業収益		2,409,754	11,639	2,421,393	
		1. 入院収益	1,453,846	11,639	1,465,485	
	2. 医業外収益		740,246	3,897	744,143	
		7. その他医業外収益	51,075	3,897	54,972	

支　　出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院			14,500,000	418,155	14,918,155	
事業費用	1. 医業費用		14,175,250	418,155	14,593,405	
		2. 材料費	3,939,060	300,000	4,239,060	診療材料費
		3. 経費	1,749,292	118,155	1,867,447	光熱水費
2．湖北病院			3,150,000	15,536	3,165,536	
事業費用	1. 医業費用		2,977,716	15,536	2,993,252	
		3. 経費	597,386	15,536	612,922	光熱水費

資本的収入及び支出

収　　入

（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院			940,314	16,000	956,314	
資本的収入	1. 企業債		350,800	16,000	366,800	
		1. 企業債	350,800	16,000	366,800	

支　　出

（単位:千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院			1,766,455	16,000	1,782,455	
資本的支出	1. 建設改良費		402,263	16,000	418,263	
		1. 建設工事費	205,000	16,000	221,000	工事請負費

議案第１０５号

令和４年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和４年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和４年度長浜市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　老人保健施設事業収益	504,000 千円	2,418 千円	506,418 千円
第１項　療養収益	497,481 千円	2,418 千円	499,899 千円
支		出	
第１款　老人保健施設事業費用	504,000 千円	2,418 千円	506,418 千円
第１項　療養費用	501,500 千円	2,418 千円	503,918 千円

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

令和４年度長浜市老人保健施設事業会計

補 正 予 算 （ 第 ２ 号 ） 説 明 書

令和４年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第２号）実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設事業収益			504,000	2,418	506,418	
	1. 療養収益		497,481	2,418	499,899	
		1. 施設療養収益	414,418	2,418	416,836	

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設事業費用			504,000	2,418	506,418	
	1. 療養費用		501,500	2,418	503,918	
		3. 経費	118,787	2,418	121,205	

議案第１０６号

令和４年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和４年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和４年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　下水道事業収益	4,379,515 千円	13,450 千円	4,392,965 千円
第２項　営業外収益	2,437,225 千円	13,450 千円	2,450,675 千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　下水道事業費用	3,737,784 千円	△1,115 千円	3,736,669 千円
第２項　営業外費用	414,522 千円	△1,115 千円	413,407 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,980,944 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,400,839 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,109 千円、当年度利益剰余金処分額 504,996 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,990,536 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,109 千円、減債積立金 573,348 千円、過年度分損益勘定留保資金 831,105 千円、当年度分損益勘定留保資金 510,974 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	2,500,637 千円	5,000 千円	2,505,637 千円
第１項　企業債	1,726,700 千円	5,000 千円	1,731,700 千円

	支	出	
第１款　資本的支出	4,481,581 千円	14,592 千円	4,496,173 千円
第１項　建設改良費	1,381,929 千円	13,000 千円	1,394,929 千円
第２項　償還金	3,098,212 千円	1,142 千円	3,099,354 千円
第４項　返還金	0 千円	450 千円	450 千円

（企業債の補正）

第４条　予算第６条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,726,700	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 （ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,731,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

（他会計からの補助金の補正）

第５条　予算第 10 条本文中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,932,850 千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,946,300 千円である。」に改める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

令和４年度長浜市公共下水道事業会計

補 正 予 算 （ 第 １ 号 ） 説 明 書

令和４年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 下水道事業収益			4,379,515	13,450	4,392,965	
	2 営業外収益		2,437,225	13,450	2,450,675	
		2 負担金	260,151	779	260,930	他会計負担金 779
		3 補助金	1,359,477	12,671	1,372,148	他会計補助金 12,671

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 下水道事業費用			3,737,784	△ 1,115	3,736,669	
	2 営業外費用		414,522	△ 1,115	413,407	
		1 支払利息及び企業債取扱費	397,422	△ 1,115	396,307	企業債利息 △ 1,115

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,500,637	5,000	2,505,637	
	1 企業債		1,726,700	5,000	1,731,700	
		1 企業債	1,726,700	5,000	1,731,700	準建設改良企業債 5,000

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			4,481,581	14,592	4,496,173	
	1 建設改良費		1,381,929	13,000	1,394,929	
		1 管渠築造費	1,146,522	13,000	1,159,522	工事請負費 13,000
	2 償還金		3,098,212	1,142	3,099,354	
		1 償還金	3,098,212	1,142	3,099,354	企業債償還金 1,142
	4 返還金		0	450	450	
		1 返還金	0	450	450	国庫補助金返還金 450

議案第１０７号

長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第３０条第１項又は第３１条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区及び地方公営企業の管理者をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第７条第２項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務の登録及び公表）

第３条　実施機関は、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（実施機関に係るものに限る。以下同じ。）を使用するものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称
(2) 個人情報取扱事務の目的
(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
(4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲
(5) 取り扱う個人情報の記録項目
(6) 取り扱う個人情報の収集方法
(7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供を恒常的に行うときは、その提供先及び利用範囲
(8) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
(9) 取り扱う個人情報の事務処理の委託及び再委託の有無
(10) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなけれ

ばならない。
４　実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
５　第１項及び第２項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事項を取り扱う個人情報取扱事務については、適用しない。
（開示請求の手続）
第４条　開示請求書には、法第７７条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
（開示請求に対する措置としての通知における通知事項）
第５条　法第８２条第２項の規定による通知については、開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知するものとする。
（開示決定等の期限に関する特例）
第６条　実施機関が開示決定等をする場合における法第８３条第１項及び法第８４条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「１４日以内」とし、同条中「６０日以内」とあるのは「４４日以内」と、「同条第１項」とあるのは「長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第６条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。
（開示請求に係る手数料等）
第７条　法第８９条第２項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
２　法第８７条第１項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）に定める額を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付を令第２８条第４項の規定により送付により受ける者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。
３　前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項の保有個人情報の開示を受ける者が地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該保有個人情報の開示を受ける者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該地方公共団体等行政文書の写しの交付又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。
（訂正請求の手続）
第８条　訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
（訂正決定等の期限に関する特例）
第９条　実施機関が訂正決定等をする場合における法第９４条第１項及び法第９５条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「１４日以内」とし、同条中「同条第１項」とあるのは「長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第９条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。
（利用停止請求の手続）

第１０条　利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止決定等の期限に関する特例）

第１１条　実施機関が利用停止決定等をする場合における法第１０２条第１項及び法第１０３条の規定の適用については、同項中「３０日以内」とあるのは「２９日以内」とし、同条中「同条第１項」とあるのは「長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第１１条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（長浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第１２条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年長浜市条例第●号）第２条に規定する長浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第６６条第１項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１２条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第３章第３節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

（運用状況の公表）

第１３条　市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（長浜市個人情報保護条例の廃止）

第２条　長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）は、廃止する。

（長浜市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の長浜市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第３項及び第１０条第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第４号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４

条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（同法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）であった者

２　この条例の施行の日前に旧条例第１２条、第２１条又は第２５条の規定による請求がされた場合における旧条例第２条第６号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）に記録されている自己に関する旧個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第１項第２号に掲げる者

(3) 第１項第３号に掲げる者

４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧公文書に記録されているものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

５　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に対して、前２項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項に規定する罰金刑を科する。

６　旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第４条　長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年長浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（長浜市手数料条例の一部改正）

第５条　長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の１　証明、登録、写しの交付等に係る手数料中長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）第３０条第２項の規定による交付手数料の部を次のように改める。

長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第７条第２項の規定による交付手数料	Ａ３版までの用紙に白黒で複写又は印刷の場合、片面１枚につき	１０円
	Ａ３版までの用紙にカラ	５０円

	ーで複写又は印刷の場合、片面１枚につき	
	電磁的記録をその保存形式のまま複写する場合、ＣＤ－Ｒ１枚につき	１７０円

（長浜市債権管理条例の一部改正）

第６条　長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）第２条第２号」を「長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第２条第１項」に改め、同条第５項中「長浜市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

議案第１０８号

長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　設置及び組織（第２条―第６条）
第３章　審査会の調査審議の手続（第７条―第１４条）
第４章　雑則（第１５条・第１６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、長浜市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第２章　設置及び組織

（設置）

第２条　次に掲げる事務を行うため、長浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 長浜市情報公開条例（平成 18 年長浜市条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第１５条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第●号）第１２条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

２　審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、次に掲げる事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(1) 情報公開制度の運営に関する事項

(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

（組織）

第３条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の性別構成は男女いずれも委員の総数の１０分の４以上とすることに努めるものとする。

２　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第５条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第３章　審査会の調査審議の手続

（定義）

第７条　この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 情報公開条例第１５条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関

２　この章において「公文書」とは、情報公開条例第１１条第１項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第２条第２号に規定する公文書をいう。）をいう。

３　この章において「保有個人情報」とは、法第７８条第１項第４号、第９４条第１項又は第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第８条　審査会は、第２条第１項各号に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第１３条第４項に規定する参加人をいう。次条第２項及び第１４条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第９条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要性がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第１０条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第１１条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第８条第１項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第９条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料等の写しの送付等）

第１２条　審査会は、第８条第３項若しくは第４項若しくは第１０条の規定による意見書若しくは資料の提出又は法第１０６条第２項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７４条若しくは同項において準用する同法第７６条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料、意見書又は主張書面（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第１３条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第１４条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第４章　雑則

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１６条　第４条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（長浜市情報公開条例の一部改正）

２　長浜市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「

第３章　審査請求（第１４条の２―第２４条）

第４章　情報提供（第２５条―第２７条）

第５章　雑則（第２８条―第３２条）

第６章　罰則（第３３条）

」

を

「

第３章　審査請求（第１４条の２―第１７条）

第４章　情報提供（第１８条―第２０条）

第５章　雑則（第２１条―第２５条）

」

に改める。

第１５条の見出し中「審査会」を「長浜市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第１項中「長浜市情報公開審査会」を「長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例第２条第１項に規定する長浜市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第１６条中「(以下「諮問実施機関」という。)」を削る。

第１８条から第２４条までを削り、第２５条を第１８条とし、第２６条から第３２条までを７条ずつ繰り上げる。

第６章を削る。

（長浜市情報公開条例の一部改正及び長浜市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

３　この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長浜市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第１８条に規定する長浜市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第４条第１項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間とする。

４　旧情報公開審査会又は長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第２条の規定による廃止前の長浜市個人情報保護条例（平成 18 年長浜市条例第 21 号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第３７条に規定する長浜市個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際現にこれに係る調査審議を継続しているものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより、審査会により行われたものとみなす。

５　この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第１８条第５項及び旧個人情報保護条例第３７条第６項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前

の例による。

6　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第１０９号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１条　長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年長浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（長浜市職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　長浜市職員の分限に関する条例（平成18年長浜市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第３条中「とする」を「並びに法第２８条の２第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第３条の２各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「該当する場合には」を「該当し、必要があると認める場合は」に改める。

附則に次の３項を加える。

４　長浜市職員の給与に関する条例附則第１８項の規定の適用を受ける職員に対する第３条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに長浜市職員の給与に関する条例附則第１８項の規定による降給とする」とする。

５　第４条第６項の規定は、長浜市職員の給与に関する条例附則第１８項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

６　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第１５条第１項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第５項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（長浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　長浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年長浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第３条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項」に、

「第２８条の５第１項に」を「第２２条の４第１項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条、第４条第２項及び第１２条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第５条　長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 長浜市職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第２条の３第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第１０条に次の１号を加える。

(3) 長浜市職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１７条の表第４条第９項の項を削り、同表第９条第２項第２号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第１２条第４項の項中「前項」を「、第１項」に改め、「長浜市職員」の前に「、第１項（」を、「第１７条」の次に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第２０条の表第９条第２項第２号の部再任用短時間勤務職員の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第１２条第４項の部前項の項中「前項」を「、第１項」に改め、「長浜市職員」の前に「、第１項（」を、「第２０条」の次に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表第１６条の４第１項の部第６条の４から第８条及び第８条の３の項中「から第８条」の次に「まで」を加え、同部再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２１条第２号及び第２２条第１項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第６条　長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第３号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 定年条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１１条第１号中「（地方公務員法第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 定年条例第９条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（長浜市職員旅費支給条例の一部改正）

第７条　長浜市職員旅費支給条例（平成18年長浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「同条第１項第６号」を「同条第１項第７号」に、「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（長浜市教育委員会職員退職手当支給条例の一部改正）

第８条　長浜市教育委員会職員退職手当支給条例（平成18年長浜市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者」を「第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第９条　長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年長浜市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項」に改める。

（長浜市職員の再任用に関する条例の廃止）

第１０条　長浜市職員の再任用に関する条例（平成18年長浜市条例第24号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者は、第４条の規定による改正後の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第１０条に規定する育児短時間勤務（同法第１７条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）附則第１８項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第２条第２項の

規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第６条の規定による改正後の長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次項において「新条例」という。）第２条第２項第１号及び第１１条第１号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

５　長浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年長浜市条例第●号）附則第２条第１項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、長浜市職員の定年等に関する条例（平成18年長浜市条例第25号）第４条第２項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（長浜市教育委員会職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

６　暫定再任用職員は、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第８条の規定による改正後の長浜市教育委員会職員退職手当支給条例の規定を適用する。

（長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

７　暫定再任用職員については、長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条、第６条及び第８条の規定は、適用しない。

議案第１１０号

長浜市事務分掌条例の一部改正について

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例（平成18年長浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「総務部」を「総務部　未来創造部」に、「都市建設部　下水道事業部」を「都市建設部」に改め、同条第２項中「及びデジタル行政推進局」を削る。

第２条第１項第１号エ中「及び検査」を削り、同号クからシまでを削り、同号ス中「市の行政組織、事務分掌及び行政経営改革」を「行政組織及び事務分掌」に改め、同号中スをクとし、セをケとし、同項第７号を削り、同項第６号に次のように加え、同号を同項第７号とする。

カ　下水道に関すること。

キ　農業集落排水に関すること。

第２条第１項第５号に次のように加え、同号を同項第６号とする。

キ　歴史文化に関すること。

第２条第１項第４号イ中「子育て支援」を「児童福祉」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号カ中「本庁及び支所との総合調整」を「市民窓口サービス」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同号ク中「歴史文化」を「文化財の保護」に改め、同号クを同号キとし、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 未来創造部

ア　市政の総合的な政策の立案、調整及び管理に関すること。

イ　教育、学術及び文化の振興に関する方針に関すること。

ウ　市長が指示する重要政策の調整等に関すること。

エ　北部地域振興政策の調整等に関すること。

オ　子ども及び若者の支援の調整等に関すること。

カ　行政デジタル化の推進に関すること。

キ　広報及び広聴に関すること。

ク　行政経営改革に関すること。

ケ　広域行政に関すること。

第２条第３項を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１１１号

長浜市職員定数条例の一部改正について

長浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員定数条例の一部を改正する条例

長浜市職員定数条例（平成18年長浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（定数の特例）

２　大規模災害の発生、大規模事業の施行、定年の引上げその他の真にやむを得ない事由があるときは、当分の間、第２条各号に規定する定数に必要最小限の数（当該各号に規定する定数の１０分の１に相当する数（１に満たない端数を生じた場合は当該端数を切り上げた数）を上限とする。）を加えることができる。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１１２号

長浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の定年等に関する条例（平成18年長浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条―第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章　雑則（第１４条）

附則

第１条中「号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の前に次の章名を付する。

第１章　総則

第１条の次に次の章名を付する。

第２章　定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条各項の規定により異動期間（第９条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第９条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めてい

る管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は」の次に「、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第１項の事由」を「第１項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第５条の次に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）第１５条の３第１項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年長浜市条例第３号）第１５条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち病院及び診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初

の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条第１項から第４項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者が当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章　雑則

第１４条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の３項を加える。

（定年に関する経過措置）

４　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

５　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間において、長浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年長浜市条例第●号。以下この項及び次項において「令和４年改正条例」という。）による改正前の第３条各号に掲げる職員及び病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師であって、第３条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和４年改正条例による改正前の第３条第１号に掲げる職員及び病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第３条中「６５年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６５年

(2) 令和４年改正条例による改正前の第３条第２号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第３条中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

６　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和４年改正条例による改正前の第３条第１号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第１１条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第２条　任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例に

よる改正前の長浜市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の長浜市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

３　新条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第６条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第２条の規定により退職した者

(2) 旧条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

(3) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(4) ２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、

当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第２条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第１３条第１項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) ２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

(6) ２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

３　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

４　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第４条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、規則で定める組合における前条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を

定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。
第５条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第２項及び附則第１０条において同じ。）に達している者（新条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。
第６条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第１３条第１項の規定により当該短時間

勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第７条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第８条　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第９条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１０条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月

１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１１条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

議案第１１３号

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成18年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第２条　長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和４年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１１４号

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（長浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第１６条の２第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の９５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０５」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の４５」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５０」を加える。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300

25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	

	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
	69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
	70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
	72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
	73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
	74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
	75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
	76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
	94		294, 900	342, 600				
	95		295, 200	343, 100				
	96		295, 600	343, 500				
	97		295, 800	343, 700				
	98		296, 100	344, 100				
	99		296, 500	344, 500				
	100		296, 900	344, 800				
	101		297, 100	345, 100				
	102		297, 400	345, 500				
	103		297, 800	345, 900				
	104		298, 100	346, 300				

	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
再任用職員以外の職員	1		338,400	403,300	471,700
	2	256,100	341,400	405,900	474,000
	3	258,600	344,200	408,600	476,200
	4	261,100	347,100	411,000	478,500
	5	263,300	349,800	413,300	480,700
	6	267,100	352,800	415,400	482,900
	7	270,900	355,900	417,300	485,100
	8	274,700	358,700	419,500	487,300

	9	278, 300	361, 100	422, 200	489, 300
	10	282, 300	363, 700	424, 800	491, 400
	11	286, 300	366, 400	427, 500	493, 500
	12	290, 300	369, 200	429, 900	495, 600
	13	294, 000	372, 100	432, 400	497, 700
	14	298, 000	375, 600	434, 800	499, 800
	15	301, 900	378, 600	437, 300	501, 900
	16	305, 700	382, 200	439, 300	504, 000
	17	309, 300	385, 600	441, 700	506, 100
	18	312, 800	388, 300	444, 000	508, 100
	19	316, 300	390, 800	446, 400	510, 100
	20	319, 800	393, 400	447, 900	512, 100
	21	323, 400	396, 100	450, 300	513, 900
	22	327, 100	398, 300	452, 600	515, 700
	23	330, 500	400, 200	454, 900	517, 600
	24	333, 800	401, 800	456, 900	519, 500
	25	337, 300	403, 800	459, 200	521, 200
	26	339, 800	406, 100	461, 400	523, 000
	27	342, 400	408, 300	463, 700	524, 800
	28	344, 700	410, 600	465, 800	526, 600
	29	347, 100	412, 900	468, 100	528, 200
	30	348, 900	415, 000	470, 400	530, 000
	31	350, 700	417, 000	472, 600	531, 800
	32	352, 700	419, 100	474, 600	533, 600
	33	354, 900	421, 000	476, 700	535, 200
	34	357, 200	422, 800	478, 800	537, 000
	35	359, 300	424, 600	480, 900	538, 700
	36	361, 600	426, 600	483, 000	540, 500
	37	363, 700	428, 500	484, 800	542, 100
	38	366, 100	430, 500	486, 600	543, 700
	39	368, 300	432, 400	488, 400	545, 100
	40	370, 300	434, 400	490, 100	546, 700
	41	372, 500	436, 200	491, 900	548, 200
	42	373, 500	438, 000	493, 700	549, 600
	43	374, 300	439, 700	495, 500	551, 000
	44	375, 000	441, 500	497, 100	552, 300
	45	376, 200	443, 300	498, 800	553, 500
	46	377, 600	445, 100	500, 600	554, 500
	47	379, 100	446, 900	502, 400	555, 500
	48	380, 600	448, 600	504, 000	556, 500

	49	381, 700	450, 400	505, 300	557, 500
	50	382, 700	452, 100	506, 600	558, 400
	51	383, 700	453, 900	507, 900	559, 300
	52	384, 500	455, 700	508, 900	560, 200
	53	385, 400	457, 600	510, 200	561, 000
	54	386, 300	458, 800	511, 500	561, 900
	55	387, 000	460, 000	512, 800	562, 800
	56	387, 900	461, 200	513, 800	563, 700
	57	388, 600	462, 400	514, 600	564, 600
	58	389, 500	463, 400	515, 400	565, 500
	59	390, 300	464, 400	516, 200	566, 400
	60	391, 100	465, 400	517, 100	567, 100
	61	391, 600	466, 200	517, 900	568, 000
	62	392, 100	466, 900	518, 800	568, 900
	63	392, 500	467, 600	519, 600	569, 800
	64	393, 000	468, 300	520, 500	570, 700
	65	393, 300	469, 000	521, 400	571, 600
	66		469, 700	522, 100	
	67		470, 400	523, 000	
	68		471, 000	523, 900	
	69		471, 300	524, 700	
	70		472, 000	525, 600	
	71		472, 700	526, 500	
	72		473, 400	527, 300	
	73		473, 800	528, 200	
	74		474, 400	529, 100	
	75		475, 100	529, 800	
	76		475, 800	530, 600	
	77		476, 200	531, 500	
	78		476, 800	532, 400	
	79		477, 400	533, 300	
	80		477, 900	534, 100	
	81		478, 500	535, 000	
	82		479, 000	535, 900	
	83		479, 500	536, 800	
	84		480, 000	537, 600	
	85		480, 400	538, 500	
	86		481, 000	539, 400	
	87		481, 400	540, 300	
	88		481, 900	541, 100	

	89		482,400		
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考　この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700

23	190, 700	225, 800	255, 100	280, 400	324, 900	370, 800	419, 300
24	192, 200	227, 300	256, 000	282, 000	326, 900	372, 900	420, 800
25	193, 800	228, 500	257, 000	283, 700	328, 600	374, 300	422, 300
26	195, 100	229, 900	258, 100	285, 400	330, 500	376, 100	423, 600
27	196, 600	231, 200	259, 200	287, 200	332, 500	377, 900	424, 900
28	198, 000	232, 400	260, 400	288, 800	334, 500	379, 600	426, 200
29	199, 500	233, 600	261, 800	290, 200	335, 800	381, 400	427, 500
30	200, 700	234, 900	263, 400	291, 800	337, 600	382, 900	428, 700
31	202, 000	236, 400	265, 000	293, 400	339, 300	384, 500	429, 900
32	203, 300	237, 700	266, 500	295, 100	341, 100	386, 200	431, 000
33	204, 700	238, 700	267, 800	296, 800	342, 800	387, 500	432, 200
34	206, 100	240, 000	269, 500	298, 500	344, 600	388, 800	433, 400
35	207, 400	240, 900	271, 100	300, 300	346, 500	390, 100	434, 600
36	208, 800	242, 100	272, 700	302, 100	348, 300	391, 300	435, 800
37	209, 900	243, 400	274, 100	303, 400	350, 100	392, 400	437, 100
38	211, 200	244, 500	275, 600	305, 100	351, 800	393, 600	437, 900
39	212, 500	245, 600	277, 200	306, 600	353, 400	394, 700	438, 300
40	213, 800	246, 700	278, 600	308, 200	355, 100	395, 800	439, 000
41	214, 900	247, 800	279, 800	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500
42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900
43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300
44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700
45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100
46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500
47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900
48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	
55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	
56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	
57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	
59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900	
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200	

	63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500	
	64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800	
	65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000	
	66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900		
	67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600		
	68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200		
	69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600		
	70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100		
	71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600		
	72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100		
	73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700		
	74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200		
	75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800		
	76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400		
	77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900		
	78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400		
	79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900		
	80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400		
	81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700		
	82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200		
	83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600		
	84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000		
	85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400		
	86		289, 500	325, 400	346, 300			
	87		289, 700	325, 600	346, 600			
	88		289, 900	326, 000	346, 900			
	89		290, 300	326, 400	347, 300			
	90		290, 500	326, 800	347, 600			
	91		290, 700	327, 200	348, 000			
	92		290, 900	327, 600	348, 300			
	93		291, 300	327, 900	348, 700			
	94		291, 500	328, 100	349, 000			
	95		291, 700	328, 500	349, 300			
	96		292, 000	328, 800	349, 600			
	97		292, 400	329, 000	349, 900			
	98		292, 700	329, 300	350, 300			
	99		292, 900	329, 600	350, 700			
	100		293, 200	329, 900	351, 100			
	101		293, 500	330, 100	351, 600			
	102		293, 700	330, 400	352, 000			

	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師等に適用する。

ウ　医療職給料表（３）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300

19	199, 500	227, 100	263, 500	282, 800	317, 800	366, 300	414, 500
20	201, 500	228, 600	264, 300	284, 000	319, 500	368, 400	416, 600
21	203, 500	229, 700	265, 200	285, 500	320, 900	370, 100	418, 500
22	205, 400	231, 400	265, 900	287, 100	322, 400	372, 200	420, 400
23	207, 500	233, 100	266, 800	288, 400	323, 900	374, 300	422, 200
24	209, 600	234, 700	267, 600	289, 700	325, 400	376, 300	424, 100
25	211, 200	236, 000	268, 600	290, 800	326, 800	378, 300	425, 800
26	212, 500	237, 700	269, 400	292, 400	328, 200	379, 900	427, 400
27	213, 700	239, 400	270, 300	294, 100	329, 700	381, 800	429, 100
28	215, 000	241, 100	271, 300	295, 600	331, 300	383, 700	430, 700
29	216, 200	242, 700	272, 500	296, 600	332, 400	385, 500	432, 000
30	217, 300	244, 100	273, 700	298, 000	333, 900	387, 200	433, 300
31	218, 600	245, 400	275, 200	299, 400	335, 300	389, 100	434, 900
32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800	390, 900	436, 400
33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	

	59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
	60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
	61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
	62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	
	63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200	
	64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700	
	65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300	
	66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700	
	67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000	
	68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300	
	69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700	
	70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000		
	71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700		
	72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300		
	73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000		
	74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500		
	75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100		
	76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600		
	77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000		
	78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600		
	79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100		
	80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400		
	81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700		
	82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200		
	83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600		
	84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900		
	85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200		
	86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700		
	87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200		
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600		
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900		
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300		
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800		
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200		
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600		
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400			
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800			
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100			
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700			
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200			

	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700			
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200			
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800			
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300			
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800			
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200			
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800			
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300			
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800			
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300			
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900			
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300			
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800			
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300			
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900			
	114	293, 700	324, 900	357, 700				
	115	294, 100	325, 300	358, 200				
	116	294, 400	325, 600	358, 600				
	117	294, 700	325, 800	359, 000				
	118	295, 000	326, 100	359, 400				
	119	295, 300	326, 500	359, 900				
	120	295, 700	326, 700	360, 400				
	121	296, 000	326, 900	360, 800				
	122	296, 400	327, 200	361, 300				
	123	296, 700	327, 500	361, 800				
	124	297, 100	327, 800	362, 300				
	125	297, 300	328, 000	362, 600				
	126	297, 500	328, 300					
	127	297, 800	328, 700					
	128	298, 200	328, 900					
	129	298, 400	329, 100					
	130	298, 700	329, 300					
	131	299, 100	329, 700					
	132	299, 500	329, 900					
	133	299, 700	330, 200					
	134	300, 000	330, 600					
	135	300, 400	331, 000					
	136	300, 700	331, 400					
	137	300, 900	331, 700					
	138	301, 200	332, 100					

	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第３（第３条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	164,400	180,200	303,500	406,700
	2	165,900	182,300	306,100	408,200
	3	167,400	184,400	308,900	409,700
	4	168,900	186,600	311,300	411,200
	5	170,500	188,600	313,800	412,600
	6	172,400	190,600	315,900	414,000
	7	174,200	192,700	318,200	415,500
	8	176,000	194,800	320,300	417,100
	9	177,700	197,000	322,400	418,500
	10	179,800	199,600	324,700	419,900
	11	181,800	202,200	327,100	421,300
	12	183,700	204,800	329,600	422,600
	13	185,600	207,400	332,000	423,900
	14	187,700	209,100	333,900	425,300
	15	189,800	210,700	335,800	426,700
	16	191,900	212,400	337,900	428,100
	17	194,100	214,200	339,700	429,300
	18	196,400	215,800	341,900	430,600
	19	198,900	217,500	344,000	431,800
	20	201,200	219,100	346,000	433,100
	21	203,600	220,900	348,100	434,200
	22	205,200	222,800	349,900	435,400
	23	206,900	224,700	351,700	436,700
	24	208,600	226,600	353,300	438,000
	25	210,100	228,100	355,000	439,300
	26	211,500	230,100	356,800	440,500
	27	213,100	232,100	358,700	441,500
	28	214,600	234,100	360,600	442,600
	29	216,300	235,900	362,400	443,800
	30	218,000	238,600	364,200	444,600
	31	219,700	241,300	365,900	445,400
	32	221,400	244,000	367,800	446,300
	33	222,700	246,600	369,100	447,200
	34	224,400	249,400	370,800	447,700
	35	226,100	252,000	372,300	448,200
	36	227,700	254,700	374,100	448,700
	37	229,100	257,000	376,000	449,200

	38	230, 800	259, 400	377, 500	
	39	232, 500	261, 900	378, 800	
	40	234, 200	264, 100	380, 400	
	41	235, 800	266, 600	381, 500	
	42	237, 500	268, 900	382, 900	
	43	239, 100	271, 100	384, 300	
	44	240, 700	273, 200	385, 800	
	45	242, 300	275, 300	387, 200	
	46	243, 800	277, 500	388, 800	
	47	245, 100	279, 600	390, 400	
	48	246, 400	281, 500	391, 900	
	49	247, 500	283, 800	393, 300	
	50	248, 800	285, 500	394, 800	
	51	250, 200	287, 400	396, 300	
	52	251, 300	289, 200	397, 700	
	53	252, 400	290, 600	398, 900	
	54	253, 800	292, 700	400, 200	
	55	254, 800	294, 700	401, 300	
	56	255, 800	296, 900	402, 400	
	57	257, 000	298, 900	403, 800	
	58	258, 000	301, 300	405, 000	
	59	259, 100	303, 500	406, 200	
	60	260, 100	306, 100	407, 500	
	61	261, 300	308, 300	408, 700	
	62	262, 000	310, 700	409, 700	
	63	262, 900	313, 000	411, 100	
	64	263, 500	315, 200	412, 400	
	65	264, 500	317, 300	413, 600	
	66	265, 900	319, 100	414, 700	
	67	267, 000	320, 700	415, 900	
	68	268, 300	322, 300	417, 000	
	69	269, 800	324, 200	418, 000	
	70	271, 300	326, 300	419, 200	
	71	272, 600	328, 400	420, 400	
	72	274, 000	330, 400	421, 600	
	73	274, 800	332, 500	422, 200	
	74	275, 800	334, 600	423, 000	
	75	277, 000	336, 800	423, 700	
	76	278, 000	339, 000	424, 200	
	77	279, 200	340, 700	424, 500	

	78	280, 200	342, 600	424, 900	
	79	281, 400	344, 300	425, 300	
	80	282, 300	346, 100	425, 700	
	81	283, 500	347, 900	426, 000	
	82	284, 300	349, 700	426, 400	
	83	285, 300	351, 100	426, 800	
	84	286, 300	352, 900	427, 100	
	85	287, 200	354, 100	427, 400	
	86	288, 100	355, 700	427, 800	
	87	288, 800	357, 200	428, 200	
	88	289, 800	358, 700	428, 500	
	89	290, 800	360, 000	428, 800	
	90	291, 700	361, 300	429, 100	
	91	292, 600	362, 700	429, 400	
	92	293, 400	364, 100	429, 600	
	93	293, 700	365, 600	429, 800	
	94	294, 400	366, 900		
	95	295, 100	368, 200		
	96	295, 900	369, 400		
	97	296, 700	370, 400		
	98	297, 500	371, 400		
	99	298, 300	372, 400		
	100	299, 000	373, 400		
	101	299, 900	374, 300		
	102	300, 400	375, 300		
	103	300, 900	376, 300		
	104	301, 400	377, 300		
	105	301, 600	378, 100		
	106	302, 000	379, 000		
	107	302, 300	379, 900		
	108	302, 500	380, 900		
	109	302, 700	381, 700		
	110	302, 900	382, 700		
	111	303, 200	383, 700		
	112	303, 500	384, 700		
	113	303, 700	385, 300		
	114	303, 900	386, 200		
	115	304, 100	387, 100		
	116	304, 400	388, 000		
	117	304, 700	388, 800		

	118	305, 000	389, 500		
	119	305, 300	390, 300		
	120	305, 600	391, 100		
	121	305, 800	391, 700		
	122	306, 000	392, 500		
	123	306, 200	393, 200		
	124	306, 500	393, 900		
	125	306, 800	394, 500		
	126		395, 200		
	127		395, 700		
	128		396, 300		
	129		397, 000		
	130		397, 600		
	131		398, 100		
	132		398, 600		
	133		398, 900		
	134		399, 200		
	135		399, 500		
	136		399, 800		
	137		400, 100		
	138		400, 400		
	139		400, 700		
	140		401, 000		
	141		401, 300		
	142		401, 600		
	143		401, 900		
	144		402, 200		
	145		402, 400		
	146		402, 700		
	147		403, 000		
	148		403, 200		
	149		403, 400		
	150		403, 700		
	151		404, 000		
	152		404, 200		
	153		404, 400		
	154		404, 700		
	155		405, 000		
	156		405, 200		
	157		405, 400		

再任用職員		225,200	271,100	331,900	405,200

備考　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務する教員に適用する。

別表第４（第３条関係）

福祉職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	164,100	212,900	257,900	278,600	298,900	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	300,700	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	302,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	304,400	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	306,200	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	308,200	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	310,200	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	312,300	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	314,200	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	316,300	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	318,300	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	320,400	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	322,000	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	324,200	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	326,200	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	328,200	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	330,000	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	332,000	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	333,800	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	335,600	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	337,500	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	339,500	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	341,600	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	343,600	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	345,600	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	347,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	349,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	351,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	353,200	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	355,200	376,900	423,600

31	207, 600	257, 800	300, 000	335, 400	357, 000	378, 700	424, 900
32	209, 000	259, 100	301, 400	337, 500	358, 900	380, 300	426, 100
33	210, 200	260, 400	302, 900	339, 100	360, 600	382, 100	427, 300
34	211, 500	261, 400	304, 500	341, 000	362, 200	383, 500	428, 600
35	212, 800	262, 700	306, 000	342, 800	363, 900	385, 000	429, 900
36	213, 900	263, 700	307, 600	344, 700	365, 600	386, 600	431, 100
37	215, 100	264, 900	309, 100	345, 900	366, 900	388, 000	432, 300
38	216, 500	266, 100	310, 600	347, 800	368, 500	389, 200	433, 100
39	217, 900	267, 300	312, 000	349, 700	370, 000	390, 400	433, 900
40	219, 300	268, 500	313, 600	351, 500	371, 500	391, 500	434, 700
41	220, 300	269, 900	314, 900	353, 400	373, 000	392, 600	435, 300
42	221, 500	271, 400	316, 500	355, 200	374, 500	393, 800	436, 000
43	222, 600	272, 900	318, 000	357, 000	376, 000	395, 000	436, 700
44	223, 800	274, 300	319, 500	358, 700	377, 400	396, 100	437, 400
45	224, 600	275, 900	320, 500	360, 500	378, 600	396, 800	438, 200
46	225, 700	277, 400	321, 700	361, 900	379, 700	397, 500	439, 000
47	226, 600	278, 900	322, 900	363, 400	380, 800	398, 200	439, 400
48	227, 500	280, 400	324, 100	364, 800	381, 800	398, 900	440, 100
49	228, 200	281, 800	325, 100	365, 800	382, 600	399, 500	440, 600
50	229, 100	283, 200	326, 100	366, 900	383, 500	400, 100	441, 000
51	230, 200	284, 700	327, 000	368, 000	384, 300	400, 600	441, 400
52	231, 000	286, 000	328, 000	369, 100	385, 000	401, 000	441, 800
53	231, 400	287, 200	328, 900	370, 000	385, 700	401, 400	442, 200
54	232, 500	288, 300	329, 600	370, 600	386, 100	401, 700	442, 600
55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400	386, 700	402, 000	443, 000
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200	387, 200	402, 300	443, 300
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000	387, 800	402, 600	443, 600
58	235, 200	293, 600	332, 300	373, 800	388, 300	402, 900	444, 000
59	236, 000	295, 100	332, 900	374, 600	388, 900	403, 200	444, 300
60	236, 700	296, 600	333, 400	375, 400	389, 400	403, 500	444, 600
61	237, 500	297, 700	333, 900	376, 300	390, 000	403, 800	444, 900
62	238, 100	299, 200	334, 100	377, 000	390, 500	404, 100	
63	238, 700	300, 400	334, 700	377, 700	391, 000	404, 400	
64	239, 200	301, 900	335, 300	378, 400	391, 500	404, 700	
65	240, 000	303, 000	335, 600	378, 700	391, 800	405, 000	
66	241, 000	304, 300	336, 100	379, 300	392, 300	405, 300	
67	242, 000	305, 400	336, 600	379, 900	392, 700	405, 600	
68	242, 900	306, 700	337, 100	380, 600	393, 200	405, 900	
69	243, 900	307, 400	337, 600	381, 000	393, 500	406, 100	
70	245, 000	308, 500	338, 100	381, 700	394, 000	406, 400	

	71	245, 900	309, 700	338, 500	382, 300	394, 500	406, 700	
	72	246, 600	310, 900	339, 000	382, 900	394, 900	407, 000	
	73	247, 200	312, 200	339, 200	383, 300	395, 200	407, 200	
	74	248, 200	312, 900	339, 700	383, 900	395, 700	407, 500	
	75	249, 200	313, 600	340, 200	384, 500	396, 100	407, 800	
	76	250, 000	314, 200	340, 700	385, 100	396, 500	408, 000	
	77	250, 800	315, 000	341, 000	385, 500	396, 800	408, 200	
	78	251, 800	315, 700	341, 400	386, 000			
	79	252, 700	316, 400	341, 900	386, 500			
	80	253, 500	317, 100	342, 300	387, 100			
	81	254, 400	317, 400	342, 500	387, 600			
	82	255, 000	317, 700	342, 800	388, 000			
	83	255, 800	318, 300	343, 300	388, 400			
	84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800			
	85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000			
	86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200			
	87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500			
	88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800			
	89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000			
	90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300			
	91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600			
	92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800			
	93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000			
	94	263, 700	322, 400					
	95	264, 200	322, 600					
	96	264, 900	323, 000					
	97	265, 600	323, 400					
	98	266, 300	323, 800					
	99	267, 000	324, 200					
	100	267, 700	324, 600					
	101	268, 200	324, 800					
	102	268, 700	325, 100					
	103	269, 100	325, 400					
	104	269, 600	325, 700					
	105	269, 800	326, 100					
	106	270, 000	326, 300					
	107	270, 300	326, 600					
	108	270, 600	327, 000					
	109	271, 000	327, 400					
	110	271, 300	327, 700					

	111	271, 700	328, 100					
	112	272, 000	328, 400					
	113	272, 300	328, 700					
	114	272, 600	329, 100					
	115	272, 900	329, 400					
	116	273, 300	329, 600					
	117	273, 600	329, 800					
	118	273, 900	330, 100					
	119	274, 300	330, 500					
	120	274, 700	330, 900					
	121	274, 900	331, 100					
	122	275, 100						
	123	275, 500						
	124	275, 800						
	125	276, 000						
	126	276, 300						
	127	276, 700						
	128	277, 100						
	129	277, 300						
	130	277, 700						
	131	278, 100						
	132	278, 400						
	133	278, 600						
	134	278, 900						
	135	279, 300						
	136	279, 600						
	137	279, 800						
	138	280, 100						
	139	280, 400						
	140	280, 700						
	141	280, 900						
	142	281, 100						
	143	281, 300						
	144	281, 600						
	145	282, 000						
	146	282, 200						
	147	282, 500						
	148	282, 800						
	149	283, 100						
	150	283, 300						

	151 152 153	283,600 283,800 284,100						
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100	356,800

備考　この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事する職員に適用する。

別表第５（第３条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額
再任用職員以外の職員	1	164,100	212,900	257,900	278,600	298,900	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	300,700	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	302,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	304,400	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	306,200	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	308,200	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	310,200	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	312,300	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	314,200	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	316,300	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	318,300	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	320,400	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	322,000	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	324,200	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	326,200	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	328,200	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	330,000	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	332,000	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	333,800	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	335,600	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	337,500	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	339,500	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	341,600	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	343,600	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	345,600	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	347,500	369,600	417,600

27	201, 200	252, 400	294, 500	327, 600	349, 600	371, 600	419, 100
28	202, 900	254, 000	296, 100	329, 600	351, 600	373, 600	420, 700
29	204, 700	255, 400	297, 200	331, 400	353, 200	375, 100	422, 300
30	206, 100	256, 700	298, 500	333, 500	355, 200	376, 900	423, 600
31	207, 600	257, 800	300, 000	335, 400	357, 000	378, 700	424, 900
32	209, 000	259, 100	301, 400	337, 500	358, 900	380, 300	426, 100
33	210, 200	260, 400	302, 900	339, 100	360, 600	382, 100	427, 300
34	211, 500	261, 400	304, 500	341, 000	362, 200	383, 500	428, 600
35	212, 800	262, 700	306, 000	342, 800	363, 900	385, 000	429, 900
36	213, 900	263, 700	307, 600	344, 700	365, 600	386, 600	431, 100
37	215, 100	264, 900	309, 100	345, 900	366, 900	388, 000	432, 300
38	216, 500	266, 100	310, 600	347, 800	368, 500	389, 200	433, 100
39	217, 900	267, 300	312, 000	349, 700	370, 000	390, 400	433, 900
40	219, 300	268, 500	313, 600	351, 500	371, 500	391, 500	434, 700
41	220, 300	269, 900	314, 900	353, 400	373, 000	392, 600	435, 300
42	221, 500	271, 400	316, 500	355, 200	374, 500	393, 800	436, 000
43	222, 600	272, 900	318, 000	357, 000	376, 000	395, 000	436, 700
44	223, 800	274, 300	319, 500	358, 700	377, 400	396, 100	437, 400
45	224, 600	275, 900	320, 500	360, 500	378, 600	396, 800	438, 200
46	225, 700	277, 400	321, 700	361, 900	379, 700	397, 500	439, 000
47	226, 600	278, 900	322, 900	363, 400	380, 800	398, 200	439, 400
48	227, 500	280, 400	324, 100	364, 800	381, 800	398, 900	440, 100
49	228, 200	281, 800	325, 100	365, 800	382, 600	399, 500	440, 600
50	229, 100	283, 200	326, 100	366, 900	383, 500	400, 100	441, 000
51	230, 200	284, 700	327, 000	368, 000	384, 300	400, 600	441, 400
52	231, 000	286, 000	328, 000	369, 100	385, 000	401, 000	441, 800
53	231, 400	287, 200	328, 900	370, 000	385, 700	401, 400	442, 200
54	232, 500	288, 300	329, 600	370, 600	386, 100	401, 700	442, 600
55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400	386, 700	402, 000	443, 000
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200	387, 200	402, 300	443, 300
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000	387, 800	402, 600	443, 600
58	235, 200	293, 600	332, 300	373, 800	388, 300	402, 900	444, 000
59	236, 000	295, 100	332, 900	374, 600	388, 900	403, 200	444, 300
60	236, 700	296, 600	333, 400	375, 400	389, 400	403, 500	444, 600
61	237, 500	297, 700	333, 900	376, 300	390, 000	403, 800	444, 900
62	238, 100	299, 200	334, 100	377, 000	390, 500	404, 100	
63	238, 700	300, 400	334, 700	377, 700	391, 000	404, 400	
64	239, 200	301, 900	335, 300	378, 400	391, 500	404, 700	
65	240, 000	303, 000	335, 600	378, 700	391, 800	405, 000	
66	241, 000	304, 300	336, 100	379, 300	392, 300	405, 300	

	67	242, 000	305, 400	336, 600	379, 900	392, 700	405, 600	
	68	242, 900	306, 700	337, 100	380, 600	393, 200	405, 900	
	69	243, 900	307, 400	337, 600	381, 000	393, 500	406, 100	
	70	245, 000	308, 500	338, 100	381, 700	394, 000	406, 400	
	71	245, 900	309, 700	338, 500	382, 300	394, 500	406, 700	
	72	246, 600	310, 900	339, 000	382, 900	394, 900	407, 000	
	73	247, 200	312, 200	339, 200	383, 300	395, 200	407, 200	
	74	248, 200	312, 900	339, 700	383, 900	395, 700	407, 500	
	75	249, 200	313, 600	340, 200	384, 500	396, 100	407, 800	
	76	250, 000	314, 200	340, 700	385, 100	396, 500	408, 000	
	77	250, 800	315, 000	341, 000	385, 500	396, 800	408, 200	
	78	251, 800	315, 700	341, 400	386, 000	397, 200	408, 500	
	79	252, 700	316, 400	341, 900	386, 500	397, 600	408, 800	
	80	253, 500	317, 100	342, 300	387, 100	398, 000	409, 000	
	81	254, 400	317, 400	342, 500	387, 600	398, 400	409, 200	
	82	255, 000	317, 700	342, 800	388, 000	398, 700	409, 500	
	83	255, 800	318, 300	343, 300	388, 400	399, 100	409, 800	
	84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800	399, 400	410, 000	
	85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000	399, 600	410, 200	
	86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200	399, 800	410, 500	
	87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500	400, 100	410, 800	
	88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800	400, 400	411, 000	
	89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000	400, 600	411, 200	
	90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300	400, 900	411, 500	
	91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600	401, 200	411, 800	
	92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800	401, 400	412, 000	
	93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000	401, 600	412, 200	
	94	263, 700	322, 400	347, 200	391, 300	401, 900	412, 500	
	95	264, 200	322, 600	347, 600	391, 600	402, 200	412, 800	
	96	264, 900	323, 000	347, 800	391, 800	402, 400	413, 000	
	97	265, 600	323, 400	348, 100	392, 000	402, 600	413, 200	
	98	266, 300	323, 800	348, 500	392, 300	402, 900	413, 500	
	99	267, 000	324, 200	348, 900	392, 600	403, 200	413, 800	
	100	267, 700	324, 600	349, 100	392, 800	403, 400	414, 000	
	101	268, 200	324, 800	349, 400	393, 000	403, 600	414, 200	
	102	268, 700	325, 100	349, 800	393, 300	403, 900	414, 500	
	103	269, 100	325, 400	350, 200	393, 600	404, 200	414, 800	
	104	269, 600	325, 700	350, 400	393, 800	404, 400	415, 000	
	105	269, 800	326, 100	350, 700	394, 000	404, 600	415, 200	
	106	270, 000	326, 300	351, 100	394, 300	404, 900	415, 500	

	107	270, 300	326, 600	351, 500	394, 600	405, 200	415, 800	
	108	270, 600	327, 000	351, 700	394, 800	405, 400	416, 000	
	109	271, 000	327, 400	352, 000	395, 000	405, 600	416, 200	
	110	271, 300	327, 700	352, 400	395, 300	405, 900	416, 500	
	111	271, 700	328, 100	352, 800	395, 600	406, 200	416, 800	
	112	272, 000	328, 400	353, 000	395, 800	406, 400	417, 000	
	113	272, 300	328, 700	353, 300	396, 000	406, 600	417, 200	
	114	272, 600	329, 100	353, 700	396, 300	406, 900	417, 500	
	115	272, 900	329, 400	354, 100	396, 600	407, 200	417, 800	
	116	273, 300	329, 600	354, 300		407, 400	418, 000	
	117	273, 600	329, 800	354, 600		407, 600		
	118	273, 900	330, 100	355, 000		407, 900		
	119	274, 300	330, 500	355, 400		408, 200		
	120	274, 700	330, 900	355, 600		408, 400		
	121	274, 900	331, 100	355, 900		408, 600		
	122	275, 100		356, 300		408, 900		
	123	275, 500		356, 700		409, 200		
	124	275, 800		356, 900		409, 400		
	125	276, 000		357, 200		409, 600		
	126	276, 300		357, 600				
	127	276, 700		358, 000				
	128	277, 100		358, 200				
	129	277, 300		358, 500				
	130	277, 700		358, 900				
	131	278, 100		359, 300				
	132	278, 400		359, 500				
	133	278, 600		359, 800				
	134	278, 900		360, 200				
	135	279, 300		360, 600				
	136	279, 600		360, 800				
	137	279, 800		361, 100				
	138	280, 100		361, 500				
	139	280, 400		361, 900				
	140	280, 700		362, 100				
	141	280, 900		362, 400				
	142	281, 100		362, 800				
	143	281, 300		363, 200				
	144	281, 600		363, 400				
	145	282, 000		363, 700				
	146	282, 200		364, 100				

	147	282,500		364,500				
	148	282,800		364,700				
	149	283,100		365,000				
	150	283,300		365,400				
	151	283,600		365,800				
	152	283,800		366,000				
	153	284,100		366,300				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100	356,800

備考　この表は、保育士及び幼稚園教諭に適用する。

第２条　長浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条の２第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５」を「１００分の１００」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０」を「１００分の４７．５」に改める。

（長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	３７６，０００円
2	４２２，０００円
3	４７２，０００円
4	５３３，０００円
5	６０８，０００円
6	７１０，０００円
7	８３０，０００円

（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条　長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300

3	152, 400	202, 100
4	153, 500	203, 900
5	154, 600	205, 400
6	155, 700	207, 200
7	156, 800	209, 000
8	157, 900	210, 800
9	158, 900	212, 400
10	160, 300	214, 200
11	161, 600	216, 000
12	162, 900	217, 800
13	164, 100	219, 200
14	165, 600	221, 000
15	167, 100	222, 700
16	168, 700	224, 500
17	169, 800	226, 100
18	171, 200	227, 800
19	172, 600	229, 400
20	174, 000	230, 900
21	175, 300	232, 200
22	177, 800	233, 800
23	180, 300	235, 400
24	182, 800	236, 900
25	185, 200	237, 900
26	186, 900	239, 400
27	188, 500	240, 700
28	190, 200	241, 900
29	191, 700	243, 100
30	193, 400	244, 100
31	195, 200	245, 100
32	196, 900	246, 100
33	198, 500	247, 200
34	199, 900	248, 100
35	201, 400	249, 000
36	202, 900	250, 000
37	204, 200	250, 900
38	205, 500	252, 200
39	206, 700	253, 400
40	208, 000	254, 700
41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400

43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000
70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100

83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800
85	243, 900	292, 100
86	244, 500	292, 400
87	245, 100	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300

123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第３３条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1		338,400
2	256,100	341,400
3	258,600	344,200
4	261,100	347,100
5	263,300	349,800
6	267,100	352,800
7	270,900	355,900
8	274,700	358,700
9	278,300	361,100
10	282,300	363,700
11	286,300	366,400
12	290,300	369,200
13	294,000	372,100
14	298,000	375,600
15	301,900	378,600
16	305,700	382,200
17	309,300	385,600
18	312,800	388,300
19	316,300	390,800
20	319,800	393,400
21	323,400	396,100
22	327,100	398,300
23	330,500	400,200
24	333,800	401,800

25	337, 300	403, 800
26	339, 800	406, 100
27	342, 400	408, 300
28	344, 700	410, 600
29	347, 100	412, 900
30	348, 900	415, 000
31	350, 700	417, 000
32	352, 700	419, 100
33	354, 900	421, 000
34	357, 200	422, 800
35	359, 300	424, 600
36	361, 600	426, 600
37	363, 700	428, 500
38	366, 100	430, 500
39	368, 300	432, 400
40	370, 300	434, 400
41	372, 500	436, 200
42	373, 500	438, 000
43	374, 300	439, 700
44	375, 000	441, 500
45	376, 200	443, 300
46	377, 600	445, 100
47	379, 100	446, 900
48	380, 600	448, 600
49	381, 700	450, 400
50	382, 700	452, 100
51	383, 700	453, 900
52	384, 500	455, 700
53	385, 400	457, 600
54	386, 300	458, 800
55	387, 000	460, 000
56	387, 900	461, 200
57	388, 600	462, 400
58	389, 500	463, 400

59	390, 300	464, 400
60	391, 100	465, 400
61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600
64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000

93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考　この表は、診療所に勤務するフルタイム会計年度任用職員の医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	155,100	191,500
2	156,500	193,100
3	157,900	194,700
4	159,300	196,300
5	160,500	197,800
6	162,300	199,300
7	164,000	200,900
8	165,600	202,400
9	167,200	204,000
10	168,900	205,700
11	170,500	207,300
12	172,300	209,000
13	173,700	210,400
14	175,500	212,000
15	177,400	213,600
16	179,200	215,200
17	181,100	216,600
18	182,600	218,200
19	184,400	219,900
20	186,200	221,600
21	187,700	222,900
22	189,200	224,400
23	190,700	225,800

24	192, 200	227, 300
25	193, 800	228, 500
26	195, 100	229, 900
27	196, 600	231, 200
28	198, 000	232, 400
29	199, 500	233, 600
30	200, 700	234, 900
31	202, 000	236, 400
32	203, 300	237, 700
33	204, 700	238, 700
34	206, 100	240, 000
35	207, 400	240, 900
36	208, 800	242, 100
37	209, 900	243, 400
38	211, 200	244, 500
39	212, 500	245, 600
40	213, 800	246, 700
41	214, 900	247, 800
42	216, 100	248, 700
43	217, 300	249, 600
44	218, 500	250, 400
45	219, 600	251, 500
46	220, 700	252, 800
47	221, 700	254, 100
48	222, 700	255, 300
49	223, 600	256, 800
50	224, 500	258, 200
51	225, 400	259, 400
52	226, 300	260, 600
53	226, 600	261, 600
54	227, 400	262, 900
55	228, 000	264, 200
56	228, 800	265, 300
57	229, 500	266, 100

58	230, 200	267, 300
59	230, 800	268, 500
60	231, 400	269, 600
61	232, 100	270, 500
62	232, 700	271, 600
63	233, 300	272, 700
64	234, 000	273, 800
65	234, 600	274, 600
66	235, 300	275, 700
67	236, 000	276, 600
68	236, 700	277, 700
69	237, 300	278, 700
70	237, 900	279, 700
71	238, 500	280, 800
72	239, 000	281, 900
73	239, 600	282, 500
74	240, 300	283, 200
75	241, 000	283, 700
76	241, 500	284, 500
77	241, 900	285, 300
78	242, 400	285, 900
79	242, 900	286, 500
80	243, 200	287, 100
81	243, 500	287, 800
82	243, 800	288, 300
83	244, 100	288, 700
84	244, 400	289, 100
85	244, 700	289, 300
86		289, 500
87		289, 700
88		289, 900
89		290, 300
90		290, 500
91		290, 700

92		290,900
93		291,300
94		291,500
95		291,700
96		292,000
97		292,400
98		292,700
99		292,900
100		293,200
101		293,500
102		293,700
103		293,900
104		294,200
105		294,500

備考　この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（３）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	169,900	197,000
2	171,300	198,900
3	172,800	200,900
4	174,200	202,800
5	175,600	204,900
6	177,100	206,900
7	178,600	209,100
8	180,100	211,200
9	181,300	213,200
10	183,000	214,600
11	184,600	216,000
12	186,100	217,200
13	187,500	218,600
14	189,500	220,000

15	191, 500	221, 500
16	193, 500	222, 700
17	195, 500	224, 100
18	197, 500	225, 600
19	199, 500	227, 100
20	201, 500	228, 600
21	203, 500	229, 700
22	205, 400	231, 400
23	207, 500	233, 100
24	209, 600	234, 700
25	211, 200	236, 000
26	212, 500	237, 700
27	213, 700	239, 400
28	215, 000	241, 100
29	216, 200	242, 700
30	217, 300	244, 100
31	218, 600	245, 400
32	219, 700	246, 500
33	221, 000	247, 500
34	222, 300	248, 600
35	223, 600	249, 500
36	224, 900	250, 500
37	226, 000	251, 200
38	227, 400	252, 200
39	228, 700	253, 100
40	230, 100	254, 100
41	231, 000	254, 500
42	232, 400	255, 400
43	233, 700	256, 200
44	235, 100	256, 900
45	236, 300	257, 700
46	237, 700	258, 400
47	239, 000	259, 300
48	240, 300	260, 100

49	241, 200	260, 900
50	242, 300	261, 800
51	243, 300	262, 700
52	244, 300	263, 700
53	245, 000	264, 800
54	246, 000	266, 000
55	246, 900	267, 300
56	247, 800	268, 600
57	248, 500	270, 000
58	249, 500	271, 500
59	250, 100	272, 900
60	250, 900	274, 300
61	251, 700	275, 600
62	252, 500	276, 900
63	253, 300	278, 300
64	254, 100	279, 400
65	254, 800	280, 500
66	255, 500	281, 800
67	256, 300	283, 100
68	257, 000	284, 400
69	257, 800	285, 500
70	258, 600	287, 000
71	259, 500	288, 500
72	260, 500	289, 900
73	261, 800	290, 900
74	263, 100	292, 300
75	264, 200	293, 500
76	265, 300	294, 800
77	266, 200	296, 200
78	267, 200	297, 500
79	268, 400	298, 700
80	269, 400	300, 000
81	270, 300	300, 500
82	271, 200	301, 700

83	272, 200	302, 800
84	273, 100	304, 000
85	273, 900	305, 100
86	274, 700	306, 300
87	275, 600	307, 500
88	276, 500	308, 600
89	277, 300	309, 900
90	278, 200	311, 100
91	279, 000	312, 300
92	280, 000	313, 500
93	280, 900	314, 300
94	281, 900	315, 000
95	282, 800	315, 700
96	283, 800	316, 300
97	284, 400	317, 000
98	285, 200	317, 300
99	285, 800	317, 900
100	286, 700	318, 600
101	287, 500	319, 000
102	288, 300	319, 600
103	289, 100	320, 200
104	289, 900	320, 800
105	290, 600	321, 200
106	291, 100	321, 700
107	291, 600	322, 200
108	292, 100	322, 700
109	292, 300	323, 100
110	292, 600	323, 500
111	292, 800	323, 800
112	293, 200	324, 100
113	293, 500	324, 500
114	293, 700	324, 900
115	294, 100	325, 300
116	294, 400	325, 600

117	294, 700	325, 800
118	295, 000	326, 100
119	295, 300	326, 500
120	295, 700	326, 700
121	296, 000	326, 900
122	296, 400	327, 200
123	296, 700	327, 500
124	297, 100	327, 800
125	297, 300	328, 000
126	297, 500	328, 300
127	297, 800	328, 700
128	298, 200	328, 900
129	298, 400	329, 100
130	298, 700	329, 300
131	299, 100	329, 700
132	299, 500	329, 900
133	299, 700	330, 200
134	300, 000	330, 600
135	300, 400	331, 000
136	300, 700	331, 400
137	300, 900	331, 700
138	301, 200	332, 100
139	301, 600	332, 500
140	301, 900	332, 900
141	302, 100	333, 200
142	302, 500	333, 600
143	302, 900	333, 900
144	303, 200	334, 300
145	303, 400	334, 600
146	303, 600	335, 000
147	303, 900	335, 400
148	304, 300	335, 800
149	304, 500	336, 100
150	304, 700	336, 500

151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考　この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の助産師、看護師及び准看護師で規則で定めるものに適用する。

別表第３（第４条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	164,400	180,200
2	165,900	182,300
3	167,400	184,400
4	168,900	186,600
5	170,500	188,600
6	172,400	190,600
7	174,200	192,700
8	176,000	194,800

9	177, 700	197, 000
10	179, 800	199, 600
11	181, 800	202, 200
12	183, 700	204, 800
13	185, 600	207, 400
14	187, 700	209, 100
15	189, 800	210, 700
16	191, 900	212, 400
17	194, 100	214, 200
18	196, 400	215, 800
19	198, 900	217, 500
20	201, 200	219, 100
21	203, 600	220, 900
22	205, 200	222, 800
23	206, 900	224, 700
24	208, 600	226, 600
25	210, 100	228, 100
26	211, 500	230, 100
27	213, 100	232, 100
28	214, 600	234, 100
29	216, 300	235, 900
30	218, 000	238, 600
31	219, 700	241, 300
32	221, 400	244, 000
33	222, 700	246, 600
34	224, 400	249, 400
35	226, 100	252, 000
36	227, 700	254, 700
37	229, 100	257, 000
38	230, 800	259, 400
39	232, 500	261, 900
40	234, 200	264, 100
41	235, 800	266, 600
42	237, 500	268, 900

43	239, 100	271, 100
44	240, 700	273, 200
45	242, 300	275, 300
46	243, 800	277, 500
47	245, 100	279, 600
48	246, 400	281, 500
49	247, 500	283, 800
50	248, 800	285, 500
51	250, 200	287, 400
52	251, 300	289, 200
53	252, 400	290, 600
54	253, 800	292, 700
55	254, 800	294, 700
56	255, 800	296, 900
57	257, 000	298, 900
58	258, 000	301, 300
59	259, 100	303, 500
60	260, 100	306, 100
61	261, 300	308, 300
62	262, 000	310, 700
63	262, 900	313, 000
64	263, 500	315, 200
65	264, 500	317, 300
66	265, 900	319, 100
67	267, 000	320, 700
68	268, 300	322, 300
69	269, 800	324, 200
70	271, 300	326, 300
71	272, 600	328, 400
72	274, 000	330, 400
73	274, 800	332, 500
74	275, 800	334, 600
75	277, 000	336, 800
76	278, 000	339, 000

77	279, 200	340, 700
78	280, 200	342, 600
79	281, 400	344, 300
80	282, 300	346, 100
81	283, 500	347, 900
82	284, 300	349, 700
83	285, 300	351, 100
84	286, 300	352, 900
85	287, 200	354, 100
86	288, 100	355, 700
87	288, 800	357, 200
88	289, 800	358, 700
89	290, 800	360, 000
90	291, 700	361, 300
91	292, 600	362, 700
92	293, 400	364, 100
93	293, 700	365, 600
94	294, 400	366, 900
95	295, 100	368, 200
96	295, 900	369, 400
97	296, 700	370, 400
98	297, 500	371, 400
99	298, 300	372, 400
100	299, 000	373, 400
101	299, 900	374, 300
102	300, 400	375, 300
103	300, 900	376, 300
104	301, 400	377, 300
105	301, 600	378, 100
106	302, 000	379, 000
107	302, 300	379, 900
108	302, 500	380, 900
109	302, 700	381, 700
110	302, 900	382, 700

111	303, 200	383, 700
112	303, 500	384, 700
113	303, 700	385, 300
114	303, 900	386, 200
115	304, 100	387, 100
116	304, 400	388, 000
117	304, 700	388, 800
118	305, 000	389, 500
119	305, 300	390, 300
120	305, 600	391, 100
121	305, 800	391, 700
122	306, 000	392, 500
123	306, 200	393, 200
124	306, 500	393, 900
125	306, 800	394, 500
126		395, 200
127		395, 700
128		396, 300
129		397, 000
130		397, 600
131		398, 100
132		398, 600
133		398, 900
134		399, 200
135		399, 500
136		399, 800
137		400, 100
138		400, 400
139		400, 700
140		401, 000
141		401, 300
142		401, 600
143		401, 900
144		402, 200

145		402,400
146		402,700
147		403,000
148		403,200
149		403,400
150		403,700
151		404,000
152		404,200
153		404,400
154		404,700
155		405,000
156		405,200
157		405,400

備考　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務するフルタイム会計年度任用職員の教員等で規則で定めるものに適用する。

別表第４（第４条関係）

福祉職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	164,100	212,900
2	165,300	214,600
3	166,500	216,400
4	167,700	218,100
5	168,600	219,800
6	170,100	221,600
7	171,500	223,400
8	172,900	225,100
9	174,100	226,800
10	175,500	228,300
11	176,900	229,700
12	178,300	231,100
13	179,700	232,500
14	181,000	234,100

15	182, 400	235, 700
16	183, 700	237, 300
17	185, 200	238, 700
18	186, 700	240, 300
19	188, 400	241, 800
20	189, 900	243, 300
21	191, 200	244, 100
22	192, 800	245, 400
23	194, 500	246, 700
24	196, 100	248, 000
25	197, 700	249, 300
26	199, 400	250, 900
27	201, 200	252, 400
28	202, 900	254, 000
29	204, 700	255, 400
30	206, 100	256, 700
31	207, 600	257, 800
32	209, 000	259, 100
33	210, 200	260, 400
34	211, 500	261, 400
35	212, 800	262, 700
36	213, 900	263, 700
37	215, 100	264, 900
38	216, 500	266, 100
39	217, 900	267, 300
40	219, 300	268, 500
41	220, 300	269, 900
42	221, 500	271, 400
43	222, 600	272, 900
44	223, 800	274, 300
45	224, 600	275, 900
46	225, 700	277, 400
47	226, 600	278, 900
48	227, 500	280, 400

49	228, 200	281, 800
50	229, 100	283, 200
51	230, 200	284, 700
52	231, 000	286, 000
53	231, 400	287, 200
54	232, 500	288, 300
55	233, 100	289, 500
56	233, 700	290, 800
57	234, 500	292, 200
58	235, 200	293, 600
59	236, 000	295, 100
60	236, 700	296, 600
61	237, 500	297, 700
62	238, 100	299, 200
63	238, 700	300, 400
64	239, 200	301, 900
65	240, 000	303, 000
66	241, 000	304, 300
67	242, 000	305, 400
68	242, 900	306, 700
69	243, 900	307, 400
70	245, 000	308, 500
71	245, 900	309, 700
72	246, 600	310, 900
73	247, 200	312, 200
74	248, 200	312, 900
75	249, 200	313, 600
76	250, 000	314, 200
77	250, 800	315, 000
78	251, 800	315, 700
79	252, 700	316, 400
80	253, 500	317, 100
81	254, 400	317, 400
82	255, 000	317, 700

83	255, 800	318, 300
84	256, 600	318, 600
85	257, 200	319, 000
86	258, 000	319, 300
87	258, 700	319, 700
88	259, 600	320, 000
89	260, 200	320, 500
90	261, 000	320, 900
91	261, 800	321, 200
92	262, 600	321, 500
93	263, 000	322, 000
94	263, 700	322, 400
95	264, 200	322, 600
96	264, 900	323, 000
97	265, 600	323, 400
98	266, 300	323, 800
99	267, 000	324, 200
100	267, 700	324, 600
101	268, 200	324, 800
102	268, 700	325, 100
103	269, 100	325, 400
104	269, 600	325, 700
105	269, 800	326, 100
106	270, 000	326, 300
107	270, 300	326, 600
108	270, 600	327, 000
109	271, 000	327, 400
110	271, 300	327, 700
111	271, 700	328, 100
112	272, 000	328, 400
113	272, 300	328, 700
114	272, 600	329, 100
115	272, 900	329, 400
116	273, 300	329, 600

117	273, 600	329, 800
118	273, 900	330, 100
119	274, 300	330, 500
120	274, 700	330, 900
121	274, 900	331, 100
122	275, 100	
123	275, 500	
124	275, 800	
125	276, 000	
126	276, 300	
127	276, 700	
128	277, 100	
129	277, 300	
130	277, 700	
131	278, 100	
132	278, 400	
133	278, 600	
134	278, 900	
135	279, 300	
136	279, 600	
137	279, 800	
138	280, 100	
139	280, 400	
140	280, 700	
141	280, 900	
142	281, 100	
143	281, 300	
144	281, 600	
145	282, 000	
146	282, 200	
147	282, 500	
148	282, 800	
149	283, 100	
150	283, 300	

151	283,600	
152	283,800	
153	284,100	

備考　この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第５（第４条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	１級	２級
	給料月額	給料月額
1	164,100	212,900
2	165,300	214,600
3	166,500	216,400
4	167,700	218,100
5	168,600	219,800
6	170,100	221,600
7	171,500	223,400
8	172,900	225,100
9	174,100	226,800
10	175,500	228,300
11	176,900	229,700
12	178,300	231,100
13	179,700	232,500
14	181,000	234,100
15	182,400	235,700
16	183,700	237,300
17	185,200	238,700
18	186,700	240,300
19	188,400	241,800
20	189,900	243,300
21	191,200	244,100
22	192,800	245,400
23	194,500	246,700
24	196,100	248,000

25	197, 700	249, 300
26	199, 400	250, 900
27	201, 200	252, 400
28	202, 900	254, 000
29	204, 700	255, 400
30	206, 100	256, 700
31	207, 600	257, 800
32	209, 000	259, 100
33	210, 200	260, 400
34	211, 500	261, 400
35	212, 800	262, 700
36	213, 900	263, 700
37	215, 100	264, 900
38	216, 500	266, 100
39	217, 900	267, 300
40	219, 300	268, 500
41	220, 300	269, 900
42	221, 500	271, 400
43	222, 600	272, 900
44	223, 800	274, 300
45	224, 600	275, 900
46	225, 700	277, 400
47	226, 600	278, 900
48	227, 500	280, 400
49	228, 200	281, 800
50	229, 100	283, 200
51	230, 200	284, 700
52	231, 000	286, 000
53	231, 400	287, 200
54	232, 500	288, 300
55	233, 100	289, 500
56	233, 700	290, 800
57	234, 500	292, 200
58	235, 200	293, 600

59	236,000	295,100
60	236,700	296,600
61	237,500	297,700
62	238,100	299,200
63	238,700	300,400
64	239,200	301,900
65	240,000	303,000
66	241,000	304,300
67	242,000	305,400
68	242,900	306,700
69	243,900	307,400
70	245,000	308,500
71	245,900	309,700
72	246,600	310,900
73	247,200	312,200
74	248,200	312,900
75	249,200	313,600
76	250,000	314,200
77	250,800	315,000
78	251,800	315,700
79	252,700	316,400
80	253,500	317,100
81	254,400	317,400
82	255,000	317,700
83	255,800	318,300
84	256,600	318,600
85	257,200	319,000
86	258,000	319,300
87	258,700	319,700
88	259,600	320,000
89	260,200	320,500
90	261,000	320,900
91	261,800	321,200
92	262,600	321,500

93	263, 000	322, 000
94	263, 700	322, 400
95	264, 200	322, 600
96	264, 900	323, 000
97	265, 600	323, 400
98	266, 300	323, 800
99	267, 000	324, 200
100	267, 700	324, 600
101	268, 200	324, 800
102	268, 700	325, 100
103	269, 100	325, 400
104	269, 600	325, 700
105	269, 800	326, 100
106	270, 000	326, 300
107	270, 300	326, 600
108	270, 600	327, 000
109	271, 000	327, 400
110	271, 300	327, 700
111	271, 700	328, 100
112	272, 000	328, 400
113	272, 300	328, 700
114	272, 600	329, 100
115	272, 900	329, 400
116	273, 300	329, 600
117	273, 600	329, 800
118	273, 900	330, 100
119	274, 300	330, 500
120	274, 700	330, 900
121	274, 900	331, 100
122	275, 100	
123	275, 500	
124	275, 800	
125	276, 000	
126	276, 300	

127	276,700	
128	277,100	
129	277,300	
130	277,700	
131	278,100	
132	278,400	
133	278,600	
134	278,900	
135	279,300	
136	279,600	
137	279,800	
138	280,100	
139	280,400	
140	280,700	
141	280,900	
142	281,100	
143	281,300	
144	281,600	
145	282,000	
146	282,200	
147	282,500	
148	282,800	
149	283,100	
150	283,300	
151	283,600	
152	283,800	
153	284,100	

備考　この表は、フルタイム会計年度任用職員の保育士及び幼稚園教諭で規則で定めるものに適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の長浜市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第３条の規定による改正後の長浜市一般職の任期付職員の

採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の長浜市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第１１５号

長浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第４条に見出しとして「（初任給、昇格、昇給等の基準）」を付し、同条第３項及び第５項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第９項を次のように改める。

９　法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第３項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第４条の２を削る。

第９条第１項第２号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第２項第１号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第３号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第１２条第１項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第３項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第１号及び第５項第１号中「場合は」を「場合には」に改める。

第１５条の３第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「端数がある」を「端数を生じた」に改める。

第１６条第２項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１６条の２第１項中「この条」を「この項から第３項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第２項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１６条の４第１項中「第６条の４から第８条」を「第４条第１項から第８項まで、第６条の４から第８条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１８条の２第１項ただし書中「法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により」を「定年前再任用短時間勤務職員として」に改める。

附則に次の７項を加える。

１８　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の４月１日（附則第２０項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第３

条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第４条第１項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第２号において「令和５年旧地方公務員法」という。）第２８条の２第３項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員　６３歳

(2) 令和５年旧地方公務員法第２８条の２第３項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員　６０歳を超え６４歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

１９　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 令和５年旧地方公務員法第２８条の２第３項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

(3) 法第２８条の５第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（法第２８条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第２８条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 法第２８条の６第３項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員

(5) 法第２８条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（法第２８条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

２０　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第２２項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第１８項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１８項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

２１　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

２２　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第１８項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第２０項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定に

よる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２３　附則第２０項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第１８項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２４　附則第１８項から前項までに定めるもののほか、附則第１８項の規定による給料月額、附則第２０項の規定による給料その他附則第１８項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

」

に改める。

別表第２ア　医療職給料表（１）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

」

を

「

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

」

に改め、同表イ　医療職給料表（２）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

」

に改め、同表ウ　医療職給料表（３）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

員								

」

に改める。

別表第３中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		225,200	271,100	331,900	405,200

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 225,200	円 271,100	円 331,900	円 405,200

」

に改める。

別表第４中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

「

再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100	356,800

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 201,500	円 241,000	円 255,300	円 288,400	円 301,700	円 315,100	円 356,800

」

に改める。

別表第５中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100	356,800

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 201,500	円 241,000	円 255,300	円 288,400	円 301,700	円 315,100	円 356,800

」

に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の長浜市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第１８項から第２４項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

第３条　改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第５項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される長浜市職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、

同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第１４条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される長浜市職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

５　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第１６条第３項の規定を適用する。

６　新給与条例第１６条の２第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

７　新給与条例第４条第１項から第８項まで、第６条の４から第８条まで及び第８条の３の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

８　前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第１１６号

長浜市職員退職手当条例等の一部改正について

長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（長浜市職員退職手当条例の一部改正）

第１条　長浜市職員退職手当条例（平成18年長浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第２項中「含む。」の次に「第１８条第２項において「勤務日数」という。」を、「１８日」の次に「（１月の日数（長浜市の休日を定める条例（平成18年長浜市条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１８条第２項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第６条第２項中「（前項」を「（同項」に改める。

第７条中「１５年」を「２０年」に改める。

第９条の４第１項中「除く。以下」を「除く。第１１条第４項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第５項において」を加える。

第１４条の２第１項第１号中「１５年」を「２０年」に改める。

第１８条第２項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第４項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第１１項第５号中「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める。

第２１条第１項第１号及び第５項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第２２条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第１項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び同項第３号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第２３条第１項中「にあっては」を「には」に改め、同項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び同項第３号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第２５条第１項中「。以下この条」を「。以下この項から第６項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第２項及び第３項中「にあっては」を「には」に改め、同条第４項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」

に、「にあっては」を「には」に改める。
附則第３項中「第７条まで」の次に「及び附則第１６項から第２４項まで」を加える。
附則第４項中「第６条の２」の次に「及び附則第１９項」を加える。
附則第５項中「第６条」の次に「又は附則第１７項」を加える。
附則第１３項中「平成３４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。
附則に次の９項を加える。
（定年年齢の引上げに伴う経過措置）
１６　当分の間、第５条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳（長浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年長浜市条例第●号）による改正前の長浜市職員の定年等に関する条例（平成18年長浜市条例第25号。以下附則第１８項において「令和５年旧職員定年条例」という。）第３条第２号に掲げる職員（以下「労務職員」という。）に相当する職員にあっては、６３歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第５条第１項又は第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第４条の規定の適用については、同条第１項中「又は第６条」とあるのは、「、第６条又は附則第１６項」とする。
１７　当分の間、第６条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳（労務職員にあっては、６３歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第１項又は第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第４条の規定の適用については、同条第１項中「又は第６条」とあるのは、「、第６条又は附則第１７項」とする。
１８　前２項の規定は、令和５年旧職員定年条例第３条第１号に掲げる職員に相当する職員及び病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
１９　長浜市職員の給与に関する条例附則第１８項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
２０　当分の間、第５条第１項第４号並びに第６条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者に対する第７条及び第９条の３の規定の適用については、第７条本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年（附則第１６項に規定する労務職員（以下「労務職員」という。）及び附則第１８項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあっては６０歳とし、労務職員にあっては６３歳とし、医療業務従事職員にあっては６５歳とする。）に達したことにより退職することとなる日」と、同条の表第５条第１項及び第６条第１項の項、第６条の２第１項第１号の項及び第６条の２第１項第２号の項並びに第９条の３の表第９条の項、第９条の２第１号の項及び第９条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（労務職員及び医療業務従事職員以外の者にあっては６０歳とし、労務職員にあっては６３歳とし、医療業務従事職員にあっては６５歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。

２１　当分の間、第５条第１項第４号並びに第６条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第７条及び第９条の３の規定の適用については、第７条本文中「１年」とあるのは「零月」と、同条の表第５条第１項及び第６条第１項の項、第６条の２第１項第１号の項及び第６条の２第１項第２号の項並びに第９条の３の表第９条の項、第９条の２第１号の項及び第９条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは「１００分の３」とする。

労務職員及び医療業務従事職員以外の者	６０歳
労務職員	６３歳
医療業務従事職員	６５歳

２２　当分の間、第５条第１項第４号及び第６条第１項（第１号及び第５号を除く。）に規定する者に対する第７条の規定の適用及び第１４条の２の規定の適用については、第７条本文及び第１４条の２第１項第１号中「２０年を」とあるのは「１５年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第７条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第１４条の２第１項第１号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

２３　当分の間、第６条第１項第２号及び第４号に掲げる者であって附則第２１項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第７条及び第９条の３の規定の適用については、第７条の表第５条第１項及び第６条第１項の項、第６条の２第１項第１号の項及び第６条の２第１項第２号の項並びに第９条の３の表第９条の項、第９条の２第１号の項及び第９条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の２）」とあるのは、「附則第２１項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に１００分の３を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

２４　当分の間、第６条第１項第２号及び第４号に掲げる者であって附則第２１項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第７条及び第９条の３の規定の適用については、第７条の表第５条第１項及び第６条第１項の項、第６条の２第１項第１号の項及び第６条の２第１項第２号の項並びに第９条の３の表第９条の項、第９条の２第１号の項及び第９条の２第２号の項中「１００分の３（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である職員にあっては、１００分の

２）」とあるのは、「１００分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年長浜市条例第221号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「、新条例」を「、長浜市職員退職手当条例」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１条中第２条第２項（同項ただし書の改正規定を除く。）及び第１８条第２項の改正規定並びに附則第３条の規定は令和５年１月１日から、第１８条第４項及び第１１項の改正規定並びに附則第１３項の改正規定並びに附則第４条の規定は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の長浜市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第１８条第４項及び附則第４条の規定は令和４年７月１日から、新条例附則第１３項の規定は同年１０月１日から適用する。

（経過措置）

第２条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第３条　新条例第２条第２項及び第１８条第２項の規定は、令和５年１月１日以後の期間における退職手当の支給となる勤務期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第４条　新条例第１８条第４項の規定は、令和４年７月１日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第１１７号

長浜市市民文化ホール条例の一部改正について

長浜市市民文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市市民文化ホール条例の一部を改正する条例

長浜市市民文化ホール条例（平成18年長浜市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第２条の表余呉文化ホールの項を削る。

別表第２余呉文化ホールの項を削る。

別表第３の７　余呉文化ホール使用料の表を削る。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１１８号

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

６　第３項及び第４項に規定するもののほか、湖北病院は、次に掲げる介護サービス事業を実施するため、介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設を設置する。

(1) 介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション

(2) 介護保険法第８条第１０項に規定する短期入所療養介護

(3) 介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援

(4) 介護保険法第８条第２８項に規定する介護保健施設サービス

(5) 介護保険法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーション

(6) 介護保険法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護

第６条第１項中「及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」を「、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び介護保険法第５１条の３第２項第１号及び第６１条の３第２項第１号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第411号）」に改め、同条第５項中「の規定による訪問看護事業」を「及び第６項に規定する事業」に、「別表第２により」を「次に掲げるところにより」に改め、同項に次の２号を加える。

(1) 第３条第４項に規定する訪問看護事業の利用者　別表第２により算定した額

(2) 第３条第６項に規定する介護サービス事業の利用者　別表第３により算定した額

別表第２の２　介護保険法による訪問看護事業に係る利用料の表利用料の項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第６条関係）

１　介護サービス事業（居宅介護支援事業を除く。）に係る利用料

利用料の種類	算定基準
利用料	介護保険法第４１条第４項、第４８条第２項及び第５３条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他の法令等により算定した額
食費	病院事業管理規程で定める額。ただし、介護保険法第５１条の３に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けることができる者については同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額とし、介護保険法第６１条の３に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けることができる者については同条第２項第１号に規定す

	る食費の負担限度額とする。
居住費又は滞在費	病院事業管理規程で定める額。ただし、介護保険法第５１条の３に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けることができる者については同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額とし、介護保険法第６１条の３に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けることができる者については同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額とする。
その他の費用	病院事業管理規程で定める額

備考　上記金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって利用料とする。

２　居宅介護支援事業に係る利用料

利用料の種類	算定基準
利用料	介護保険法第４６条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
その他の費用	通常の事業の実施区域以外の地域の居宅を訪問した場合の交通費として、病院事業管理規程で定める額

備考　上記金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって利用料とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（地方公営企業法の規定を適用する事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を会計管理者に行わせる条例及び長浜市介護老人保健施設条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 地方公営企業法の規定を適用する事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を会計管理者に行わせる条例（平成18年長浜市条例第53号）

(2) 長浜市介護老人保健施設条例（平成21年長浜市条例第149号）

（長浜市介護老人保健施設条例の廃止に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までに、この条例による廃止前の長浜市介護老人保健施設条例（次項において「廃止前の介護老人保健施設条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

４　廃止前の介護老人保健施設条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお廃止前の介護老人保健施設条例の例による。

（長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正）

５　長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（平成18年長浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第１６号を削る。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とし、第２１条を第２０条とする。
附則第４項から第７項までを削る。

議案第１１９号

長浜市役所支所設置条例の廃止について

長浜市役所支所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市役所支所設置条例を廃止する条例

長浜市役所支所設置条例（平成18年長浜市条例第16号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（長浜市コミュニティバス使用料条例の一部改正）

２　長浜市コミュニティバス使用料条例（平成21年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第１条中「長浜市役所支所設置条例（平成18年長浜市条例第16号）第２条に規定する長浜市役所西浅井支所の所管区域内」を「道路運送法（昭和26年法律第183号）第７９条の規定により登録を受けた路線又は運送の区域内」に改める。

第２条中「（昭和26年法律第183号）」を削る。

議案第１２０号

長浜市総合計画第３期基本計画の策定について

長浜市総合計画第３期基本計画を別紙のとおり策定することについて、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例（令和元年長浜市条例第 36 号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

議案第１２０号　別紙

長浜市総合計画
第３期基本計画

長浜市

内容

1　まちづくりの重点プロジェクトとは 2
1.1 重点プロジェクトの位置づけ 2
1.2 重点プロジェクトの体系 2
1.3 重点プロジェクトの考え方 3
1.4 NCGs（ながはままちづくり目標）の設定 4
1.5 NCGs、重点プロジェクト、SDGs の関連性 5
まちづくりの政策 10
政策１　市民・自治 11
1　全ての人が互いに尊重しあうまちづくり 12
1.1 人権を大切にする人づくり 12
1.2 男女共同参画社会づくり 14
1.3 多文化共生と国際交流の振興 16
2　一人ひとりが主役のまちづくり 19
2.1 住民・地域主体で取り組むまちづくり 19
2.2 安心して暮らせるコミュニティづくり 23
政策２　教育・文化 24
1　家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり 25
1.1 家庭の教育環境の充実 25
1.2 地域と連携した教育環境づくり 27
1.3 学校の教育環境の充実 29
1.4 相談体制の充実 36
2　豊かに学び感性を磨くまちづくり 39
2.1 生涯学習の推進 39
2.2 文化芸術・スポーツの振興 43
2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり 47
政策３　健康・福祉 49
1　子どもが輝き大人が育つまちづくり 50
1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくり 50
1.2 子どもが健やかに育つ場づくり 56
1.3 子育てに関する経済的支援の充実 60
2　健やかで豊かに暮らせるまちづくり 63
2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり 63
2.2 しょうがい福祉の充実 72
2.3 生活支援制度の充実 77
2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組 79
3　一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり 83
3.1 福祉を担う人材・団体の育成 83
3.2 地域医療体制の充実 87
政策４　産業・交流 90
1　たくましい経済基盤をつくるまちづくり 91
1.1 地域産業の振興 91

1.2 農林水産業の振興 93
1.3 雇用・就労機会の拡充 100
2 新たな産業を創り育てるまちづくり 102
2.1 多様な資源の活用と新たなチャレンジによる地域産業の活性化 102
3 地域の魅力を受け継ぐまちづくり 105
3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承 105
3.2 移住しやすい体制づくり 111
4 交流でにぎわう観光のまちづくり 113
4.1 地域の魅力向上と地域の活性化 113
4.2 地域魅力の発信と交流 115
政策５ 安心・安全 119
1 犯罪や交通事故の少ないまちづくり 120
1.1 防犯対策の充実 120
1.2 交通安全対策の充実 123
2 防災・減災対策の充実したまちづくり 124
2.1 危機管理体制の強化 124
2.2 消防・救急体制の強化 126
政策６ 環境・都市 130
1 地球環境にやさしいまちづくり 131
1.1 脱炭素社会の構築 131
1.2 循環型社会の構築 134
2 自然や身近な環境を守り育てるまちづくり 138
2.1 自然や身近な環境の保全 138
2.2 緑豊かなまちづくり 141
3 居住環境の整ったまちづくり 143
3.1 誰もが住みよい居住環境づくり 143
3.2 交通体系の整備・維持 145
3.3 市街地や各地域の整備 148
4 生活基盤の整ったまちづくり 152
4.1 社会資本の整備 152
4.2 デジタル行政の推進 159
計画の推進に向けて 160
1 行財政運営・行政改革の推進 161
(1)行政経営改革の基本的な考え方 161
(2)行政経営改革の推進方策 163
2 SDGs の推進 167
3 広域連携の推進 168
4 政策デザインの推進 168
5 計画の進捗管理 170

■基本計画の構成

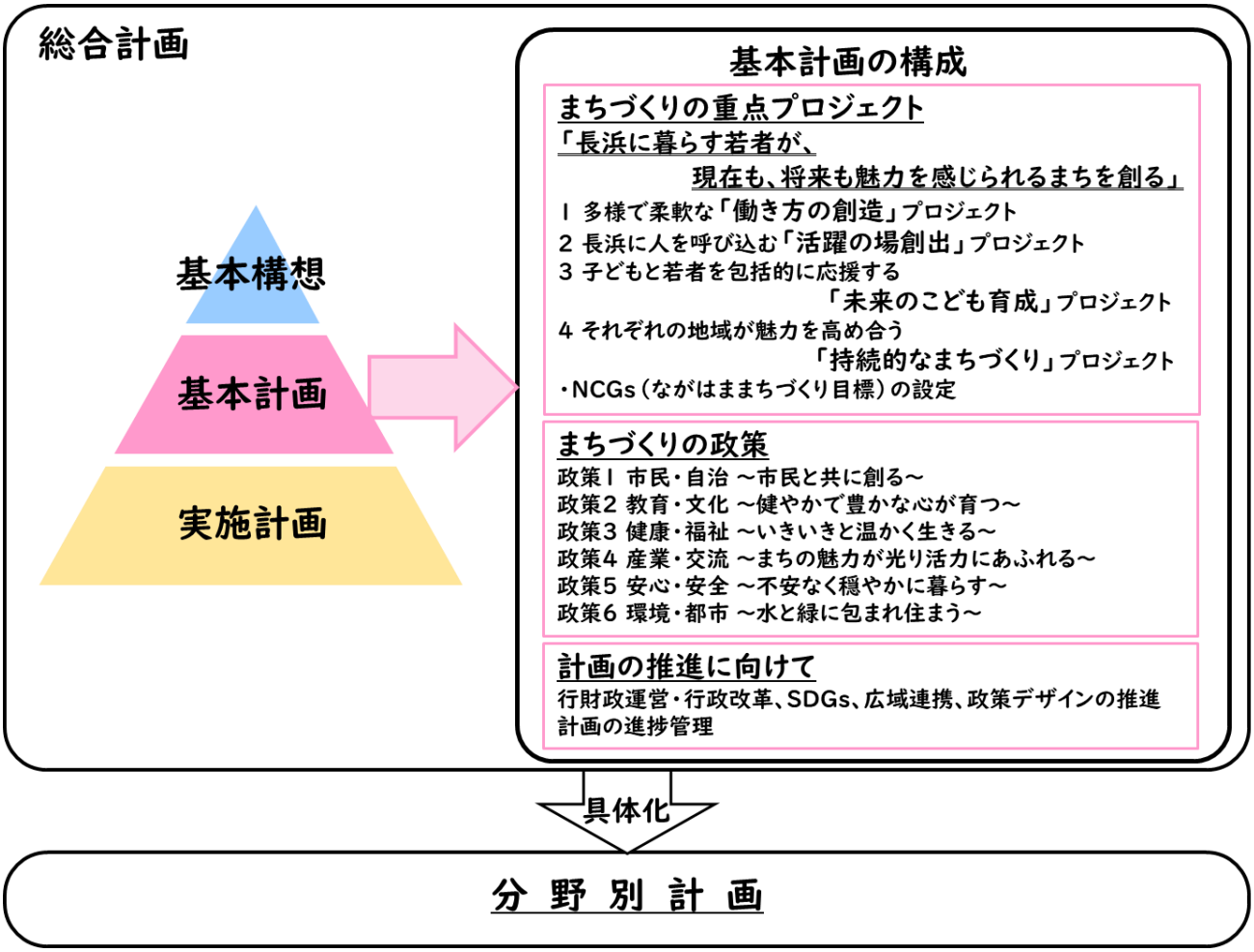

■基本計画の期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 8（2026）年度までの 4 年間です。

総合計画全体の期間は 10 年間となっており、本計画は第 3 期に該当します。

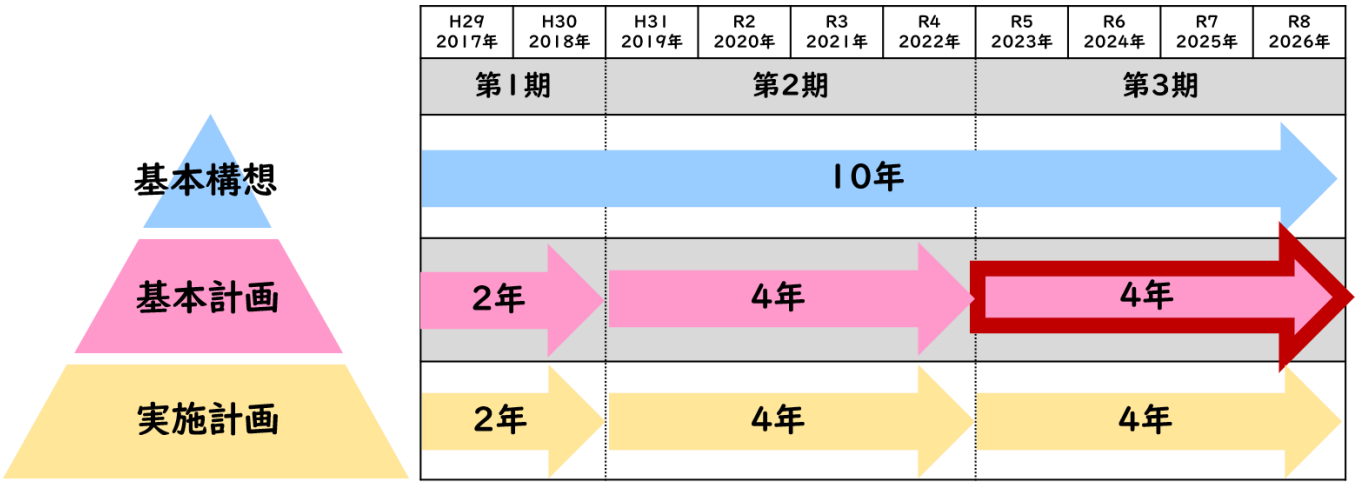

まちづくりの重点プロジェクト

1　まちづくりの重点プロジェクトとは

1.1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」である「新たな感性を生かし　みんなで未来を創るまち」の実現を先導するため、今後、重点的かつ戦略的に取り組む施策・事業を設定するものです。

「めざすまちの姿」の下にその戦略的な方向性を示した、「かがやく」、「みなぎる」、「つながる」の 3 つの「まちづくりの重点テーマ」を具現化する 4 つの重点プロジェクトを位置付け、市民、事業者・団体、市の協働のもとで分野横断的に推進し、効果的に連携させることで、本市の持続的な発展をめざします。

1.2 重点プロジェクトの体系

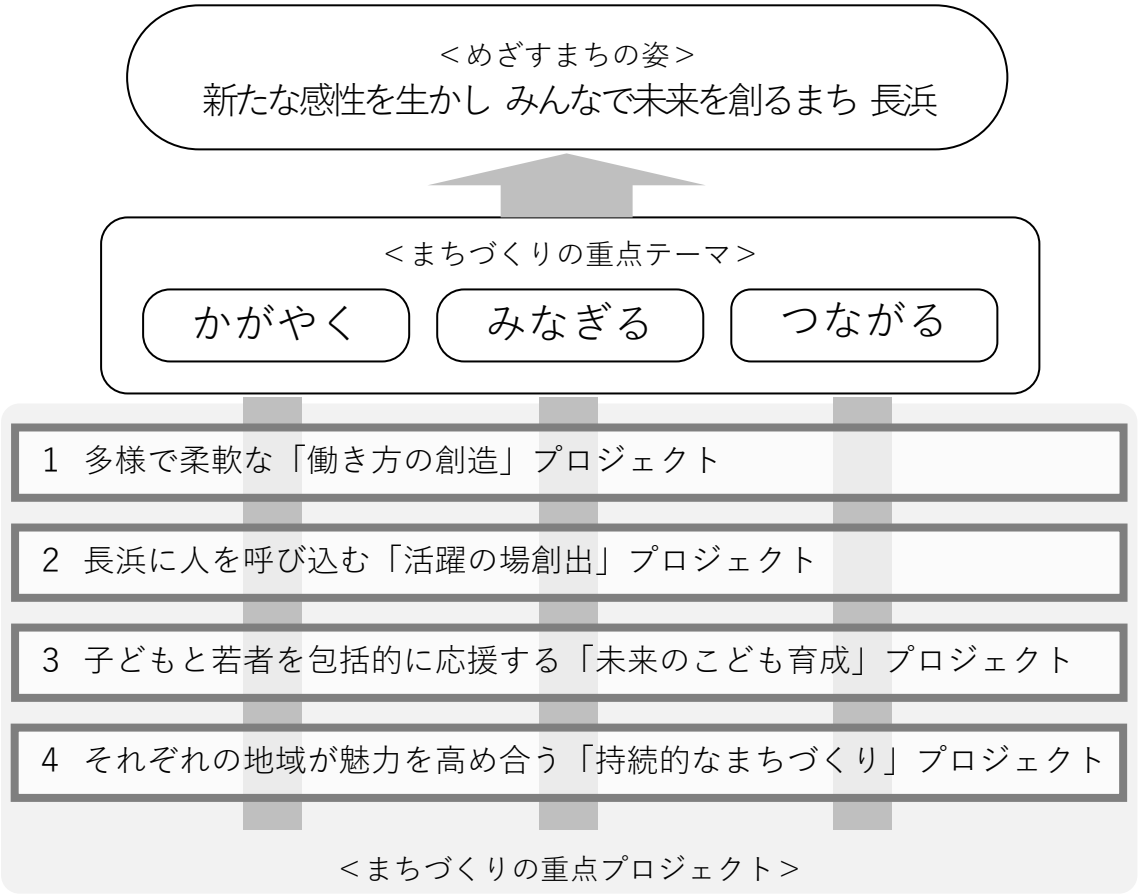

重点プロジェクト構築の視点

（1）基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現を目指していくもの
（2）重点的かつ分野横断的に取り組むことで、若者人口の増加に効果が発揮されるもの
（3）本市の実情や特性を活かした取組で、計画期間において成果の発現が期待されるもの
（4）「住みやすいまち」「活躍するまち」の実現に向けて、スピード感をもって取り組むべきもの

1.3重点プロジェクトの考え方

『長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る』

本市の人口は減少傾向で、少子高齢化の傾向が進む状況にあり、特に高校卒業に伴う市外への転出者数は、大学等の卒業後の転入者数を大きく上回っている状況です。この状況が続くと、生活を支えるサービスの提供や地域経済活動の制約要因となる等、将来的に本市の社会経済の自律的な成長が損なわれるおそれがあることから、特に 20～40 歳代にかけての転入数を増やす等により、若者の転出超過の状況を改善し、地域の持続可能性を高めることが求められています。

本市は、京阪神や中京圏などの都市圏からの交通アクセスに優れていながら、人が密集せず暮らすことができ、真に生活の豊さが感じられる地域であるとともに、自然や歴史文化が豊かで、脱炭素社会を推進する上で、貴重な地域を生かした、持続的な低密度社会を実現できる可能性が高く、非常に魅力ある地域だと言えます。これらの魅力を市内外の方々に伝え、実感してもらい、本市に定住してもらうためには、本市がもつ多様な地域資源を再認識し、磨き、発信していくことにより、地域の特色を生かした地方創生の取組を推進することが必要と考えられます。

第 3 期基本計画では、上記の課題に向けた対策として、本市の多様な地域資源をはじめとする「長浜らしさ」を生かして、特に若者が安心して暮らし、働ける環境づくりに取り組みます。また、チャレンジし、活躍できる環境を長浜市に関わるすべての人でつくり上げていくことをめざすとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現モデルとなる取組に配慮しながら、人口が減少しても持続的なまちづくりの検討を進めます。

4 つの重点プロジェクトを位置づけますが、これらは独立したものでなく、多様なアプローチを柔軟に行うことで、相互作用を生む好循環の確立をめざします。

なお、不確実性が高い社会経済状況であることをふまえ、適宜的確にプロジェクトの内容を検討し、取組を進める必要があることから、本計画では重点プロジェクトの方向性を定め共有することとし、毎年度の予算編成において、成果を最大化できる施策を検討し、推進することとします。

1.4　NCGs（ながはままちづくり目標）の設定

NCGs(えぬ･しー･じー･ず)は、「Nagahama Communities Goals(ながはままちづくり目標)」の略で、本市がめざすまちづくりの重点プロジェクト4つを8つのゴールに細分化することで、市民の皆さんに重点プロジェクトをよりわかりやすくお伝えし、市民の皆さんとともに各ゴールをめざすために設定したものです。

また、表の「分類」欄はまちづくりの政策の内容を示しており、重点プロジェクトとまちづくりの政策をNCGsが繋ぐ役割をしています。

	ゴール（タイトル）	ゴール（サブタイトル）	分類
1	魅力ある仕事を創ろう	地域ポテンシャルを生かし、新たなチャレンジを促進することで、魅力ある地域産業を振興する	市民・自治 健康・福祉 産業・交流
2	多様な働き方を推進しよう	それぞれのライフステージに合わせ、一人ひとりの能力を発揮できる多様な働き方を実現する	市民・自治 産業・交流
3	つながりを創ろう	長浜の魅力を生かし、「ひと」とのつながりを創出・拡大することで、若者が集まる楽しいまちづくりを推進する	市民・自治
4	魅力ある学びの場を	産官学や地域との連携により未来に輝く長浜人に特色ある魅力的な学びの場を提供する	市民・自治 教育・文化
5	子育てを応援しよう	長浜で結婚や子育てをする夢を持てるよう、保健、保育、福祉、教育、就労支援など、子育てに関わる包括的な支援を推進する	市民・自治 教育・文化 健康・福祉 産業・交流
6	未来を担う人の育ちを	子どもや若者が「生きる力」を育み、個々の能力を最大限に高められる育成環境の充実を図る	市民・自治 教育・文化 健康・福祉
7	まちの力を高めよう	地域資源や市民力を生かした魅力ある地域づくりをはじめ、質の高い教育、循環型社会の構築、産官学が集積する都市基盤整備などにより、地域のポテンシャルを高める	産業・交流 環境・都市
8	持続できる暮らしの安心を	将来も安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域福祉の向上や交通環境整備、医療サービスの連携強化を図る	健康・福祉 安心・安全 環境・都市

1.5　NCGs、重点プロジェクト、SDGs の関連性

NCGsは、重点プロジェクトを達成するためのながはままちづくり目標です。NCGsを達成していくことで、SDGsの達成に繋げていきたいと考えています。

	ゴール（タイトル）	該当する重点プロジェクト	関連する SDGs
1	魅力ある仕事を創ろう	1　多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト	
2	多様な働き方を推進しよう		
3	つながりを創ろう	2　長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト	
4	魅力ある学びの場を		
5	子育てを応援しよう	3　子どもと若者を包括的に応援する「未来のこども育成」プロジェクト	
6	未来を担う人の育ちを		
7	まちの力を高めよう	4　それぞれの地域が魅力を高め合う「持続的なまちづくり」プロジェクト	
8	持続できる暮らしの安心を		

①多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト

1 魅力ある仕事を創ろう

地域ポテンシャルを生かし、新たなチャレンジを促進することで、魅力ある地域産業を振興する

2 多様な働き方を推進しよう

それぞれのライフステージに合わせ、一人ひとりの能力を発揮できる多様な働き方を実現する

本市の人口移動の状況については、若者の転出超過が課題となっており、これは、一旦、大学等へ進学した者にとって、本市に居住しながら勤務できる企業が十分に立地していない、あるいは、文系学部卒業者が活躍できる職種が少ないと推測されています。特に 20 代女性の転出超過が大きいことから、若い女性が活躍できる職種・職場が不足していると推測できます。

そこで、本市においては、地域産業、観光、農林水産業、福祉・介護、DX や ESG の推進といったさまざまな角度から魅力ある産業を振興し、「ひと」と「もの」がさまざまに行き交う本市の特性も生かして、起業の促進や新たな雇用を創出することで、職住一体・職住近接を促進します。これによる UIJ ターンといった新たな人の流れを生み出すことで、「しごと」と「ひと」の好循環を作り出し、持続可能な「まち」の活性化を図るものとし、「産業振興」を一つの大きな原動力として、子どもや若者が明るい未来を描く、持続可能な希望に満ちあふれた「発展するまち」を創造します。

また、本市を中心とした周辺自治体との経済圏構想に着手し、経済面、生活面での連携に取り組むとともに、人口減少に伴う労働力の不足を補うために、子育て中の女性やアクティブシニアをはじめ、テレワークや副業・兼業人材等、個人の状況に応じた活躍ができる多様な働き方の実現に取り組みます。

プロジェクトの基本的方向

１）長浜の地域ポテンシャルを生かした企業立地の拡大と新たなチャレンジを応援できる環境づくりに取り組みます。

２）市民それぞれのライフステージに合った働く環境づくりに取り組みます。

３）「稼ぐ観光」「滞在型観光」の実現に取り組みます。

②長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト

3 つながりを創ろう

長浜の魅力を生かし、「ひと」とのつながりを創出・拡大することで、若者が集まる楽しいまちづくりを推進する

4 魅力ある学びの場を

産官学や地域との連携により未来に輝く長浜人に特色ある魅力的な学びの場を提供する

人口減少・少子高齢化が続く中で、地域の活性化を継続するためには、都市圏から地方への人の流れの変化を好機と捉え、本市への人の流れを生み出すとともに、流出しようとする人を食い止める取組を継続的に行うことが必要です。

そこで、本市の「観光商業都市」としての強みと、数多くの地域資源により、国内外から新たな人を呼び込み、「まち」の賑わいを創出するとともに、市民と来街者がともに地域で活躍できる場を創出し、「ひと」のつながりを深める仕組みづくりを進め、「関係人口」を創出・拡大し、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大します。

また、地域おこし協力隊や民間企業、国の人材派遣制度を活用して他地域の人材との協働を進めるとともに、地域資源の良さを知り、発信できる人を増やす都市ブランド力の強化に向けた取組や、若者自身の声を取り入れる交流の機会を創出する「若者の集える楽しいまちづくり」を進めます。

さらに、若い世代の人の流れに大きな役割を果たす大学や高校との連携を強化し、魅力的な学びの場づくりや、産官学の連携による産業や雇用の創出、地域を支える人材の育成などに取り組みます。

プロジェクトの基本的方向

１）人の流れを生み出す関係人口創出と移住・定住施策の推進に取り組みます。
２）地域資源の良さを知り、発信できる人を増やし、都市ブランド力の強化に取り組みます。
３）大学や高校との連携や魅力向上に取り組みます。

③子どもと若者を包括的に応援する

「未来のこども育成」プロジェクト

5 子育てを応援しよう

長浜で結婚や子育てをする夢を持てるよう、保健、保育、福祉、教育、就労支援など、子育てに関わる包括的な支援を推進する

6 未来を担う人の育ちを

子どもや若者が「生きる力」を育み、個々の能力を最大限に高められる育成環境の充実を図る

人口減少・少子化の進展の中、地域の持続可能性を高めるためには、結婚・妊娠・子育てがしやすい環境を整備し、次代の社会を担う子どもを安心して産み育て、喜びを感じることができるまちづくりを引き続き進めていくことが重要です。また、結婚や子育てに希望が見出せない若者もいる中で、長浜で結婚や子育てをする夢を持ち、子どもも大人も生き生きと暮らせるまちを創り、少子化に歯止めをかけることが求められます。

そのために、良質かつ適切な保健、保育、療育、福祉、教育、就労支援の環境を提供し、子育てに関わる関係機関やさまざまな主体の密接な連携により、重層的な支援体制を充実し、誰一人取り残さない切れ目のない包括的な支援を継続します。

また、次代を担うすべての子どもや若者が、これからの社会において必要となる「生きる力」をはぐくみ、本市が持つ歴史や風土、文化、地域の偉人・先人の教えを学び、知恵や知識を備え、心身ともに健やかに育ち、心豊かに成長できるよう教育環境の充実を図ります。

さらに、子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で生き生きと暮らし働く、さまざまな大人と交流する機会を創ります。

プロジェクトの基本的方向

１）子育てに関わる重層的な支援体制を充実し、切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

２）「生きる力」の育成や長浜ならではの学びを創出し、心豊かに成長できる教育環境を充実します。

３）子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で暮らし働く大人と交流する機会を創ります。

④それぞれの地域が魅力を高め合う

「持続的なまちづくり」プロジェクト

7 まちの力を高めよう

地域資源や市民力を生かした魅力ある地域づくりをはじめ、質の高い教育、循環型社会の構築、産官学が集積する都市基盤整備などにより、地域のポテンシャルを高める

8 持続できる暮らしの安心を

将来も安心して暮らせる地域づくりに向けて、地域福祉の向上や交通環境整備、医療サービスの連携強化を図る

本市への力強い人の流れを生み出すには、他地域の在住者に限らず、市民にとって地域で暮らすことに対しての不安を解消し、暮らしやすく、地域の魅力を感じられる地域づくりの実現が重要であり、それぞれの地域の資源の強みを打ち出し、市内外への発信を進めることが求められます。

定住に必要な生活機能の確保に向け、それぞれの地域が機能や役割を分担し、連携する定住自立圏形成方針の考え方を基に、市民力の高さを生かした、住民自らが主体のまちづくりを進め、市域全体の発展により「住みやすいまち」の実現をめざします。

特に人口減少・高齢化が進行する北部地域などについては、自然や生活・文化、歴史、豊かな田園資源等の地域資源を最大限活用した「魅力を感じてもらえる地域づくり」に取り組むとともに、安心して暮らせる福祉、交通等の環境整備等を進め、地域の継続性の確保を推進し、脱炭素やエネルギーの地産地消等の取組を進めます。

また、南長浜地域については、長期的視点のもと、ＪＲ田村駅や設置を計画している（仮称）神田スマート IC 等の交通拠点、および産官学が集積する地の利点を生かしたまちづくりに取り組むとともに、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図り、定住化や地域振興に向けた基盤整備を進めます。

さらに、暮らす場所を選択する重要な条件として、十分な教育機会や医療サービスの環境が挙げられるため、学校や地域が連携して学力向上に取り組むとともに、医療サービスの連携強化に取り組みます。

プロジェクトの基本的方向

１）魅力ある多彩な地域資源を生かしたまちづくりや、持続可能な地域づくりに取り組みます。
２）産官学の集積を生かした南長浜地域のまちづくりに取り組みます。
３）長浜らしい質の高い教育、医療サービスの提供に取り組みます。

まちづくりの政策

政策１　市民・自治
～市民と共に創る～

いつの時代もまちづくりの主役は市民です。

時代の変化に伴って多様化・高度化するニーズや複雑化する地域課題の解決に向けて、まちづくりの原点は「人」であることを思い起こし、市民一人ひとりの主体的な参画と、地域づくり協議会や自治会、NPO、市民活動団体など、まちづくりに関わるさまざまな主体の力を育むとともに、その力を生かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めます。また、多様な価値観・ライフスタイルなど、一人ひとりの個性を認め合い伸ばし合いながら、豊かな人間性を持ち、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

1　全ての人が互いに尊重しあうまちづくり

1.1　人権を大切にする人づくり

①　人権尊重の社会づくりの推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

人権が尊重される社会を実現するため、持続的な啓発活動を進めてきた結果、差別落書き等の事象は無くなりつつあるものの、ネット社会の進展に伴い、その情報受発信の容易さや匿名性から、SNS 等で根拠のない情報が拡散されたり、いわれなき誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われたりするなど、新たな差別事象が発生しています。また、「性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別といったセクシュアルマイノリティに関する人権問題」「災害時における避難生活でのトラブルや被災地からの避難者に対する偏見や差別等といった人権問題」も表面化しています。

こうした中、平成 28 年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなどの法整備が進んでおり、今後もさまざまな人権問題や関連する動きについて、正しい知識と理解の普及、また行動を促すため、今後もさらなる啓発活動・情報提供に努めていく必要があります。

(2) 基本方針

「ネット上での新たな人権侵害」「障害者差別解消法で求められている合理的配慮」「セクシュアルマイノリティに対する人権問題」などの新たな人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるように市が率先して取り組むとともに、家庭、学校・園、地域社会、職場といったあらゆる場や機会を通じて効果的な人権学習と啓発に取り組みます。

また、国・県等の関係機関との連携を図り、人権・DV に関する相談体制や支援ネットワークの維持・充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇人権学習機会の提供、地域での人権学習の充実など、さまざまな分野での人権啓発活動を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
人権学習事業	一人ひとりが人権に配慮した行動・考え方ができるよう、人権に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
人権啓発事業	人権に関する相互理解を深めるための教材の作成・配布、作品展の実施、情報提供などの啓発活動を展開	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	じんけん連続講座への参加者数（回数）	人	3	161 (3 回)	240(4 回)	人権施策推進課
2	人権学習会への参加者数	人	3	2,029	10,000	

1.2 男女共同参画社会づくり

①　男女共同参画の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

女性の活躍への関心が高まる中、男女共同参画への意識改善が見られるものの「社会全体で依然として男女平等ではない」と７割の人が感じています。すべての人の基本的人権が尊重され、性別にとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性や能力が十分に発揮できるよう、課題の発見や認識、意識改革を継続して促していく必要があります。特に、女性が社会的・地域的に活躍するためには、男性の理解や意識改革が不可欠であることから、情報の提供・啓発を継続して行っていく必要があります。

また、女性の一層の参画を促すため、地域における活躍や小グループでの活動など、社会的・地域的な関わりの手本となる事例を示していくことが求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場面や機会において、性別に関わらず多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、それぞれが持つ個性や能力を発揮することによって夢や希望を実現できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の醸成と環境づくりに取り組みます。

また、あらゆる分野において、男女ともに参画することが結果として社会全体の利益につながることを認識したうえで、さまざまな分野への男女共同参画を推進するとともに、すべての人の人権が尊重され、安心して暮らせる社会環境の実現、そして女性の社会的・地域的活躍を促進し、性別に関係なく自らの意思で選択し、行動できる社会の実現をめざします。

(3) 重点的に取り組む視点

〇男女共同参画の意識向上に向けた取組に努めます。特に、女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開を行います。

〇政策・方針決定の場における男女共同参画を促進するため、審議会や委員会などへの女性構成員比率の向上に努めます。

〇地域で活躍する女性や女性グループなどのロールモデルの紹介や交流などを通して、地域における女性の参画促進に取り組みます。

〇男性、女性に限らず育児休業や介護休業制度の取得ができるよう啓発促進をするなど、多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
男女共同参画啓発・推進事業	男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、男女共同参画に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催	人権施策推進課
女性活躍支援（ポジティブアクション）事業	女性の一層の活躍を促進するため、女性人材バンク「かがやきネット」や、地域で活躍するさまざまな女性グループの活動支援、悩み相談や交流・研修会等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	「男は仕事、女は家庭」という固定観念にとらわれない人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	%	3	62.0	70	人権施策推進課
2	市の附属機関の委員総数のうち、女性委員の占める割合	%	3	34.2	40	

1.3多文化共生と国際交流の振興

①　多文化共生による地域づくりの促進

市民協働部 市民活躍課
教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市在住の外国人市民は、年々増加の傾向をたどっており、これまで本市では、外国人市民に対し多言語での情報提供や相談業務を充実させ、やさしい日本語の利用促進や多言語版広報紙の発行などのサービスの提供を積極的に行ってきました。

しかしながら、外国人市民の滞在の長期化や定住化により、子どもの増加、家族の高齢化など新たな傾向や幅広い課題がみられるようになり、異文化理解の向上や人権保障、地域社会への参画、多様な担い手の確保など、地域環境づくりの必要性が高まっています。

近年は、東南アジア等からの技能実習生も増加しており、国籍、言語、在留資格、滞在歴など背景が多様になってきており、課題やニーズも多岐にわたっています。

また、日本語はもちろん、日本の文化や習慣に関する知識を持たないまま転入してくる外国人家庭も多いことから、教育現場においては、子どもだけでなく、家族ごとサポートすることが求められています。

(2) 基本方針

国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるよう、多文化共生に向けた意識啓発やサポート支援員による外国人の子どもへのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。

また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の協力によるさまざまな交流や体験を通じて、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇外国人市民が日本の地域社会で自立して生活できるよう、外国人市民の日本語能力等を高める取組を進めるとともに、外国人市民への情報の伝達や互いのコミュニケーションの手段として、「やさしい日本語」の普及を図ります。

〇外国人市民が安心して生活できるように、生活に関わるお知らせやイベント等の行政情報の多言語化対応を進めるとともに、ICT を活用した多言語翻訳機や SNS などの多様な媒体を活用し、窓口対応の円滑化および効果的な情報提供を推進します。

〇外国人の子どもが学校生活を円滑に送ることができるよう、生活指導、学習指導、教育相談等の充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置、やさしい日本語の普及、外国人市民への情報提供の強化、外国人の子どもへの学習支援、外国人市民の市民活動等の実施	市民活躍課
外国人児童生徒教育サポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とするサポート支援員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	やさしい日本語協力施設・店舗数	件	3	23	50	市民活躍課
2	多文化共生に関するボランティア登録者数	人	3	120	130	
3	遠隔通訳サービスの活用	分	3	257	1,000	
4	サポート支援員による相談可能時間数（延べ時間）	時間	3	538	600	教育指導課

②　国際交流活動の推進

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市は、昭和 34 年にドイツ連邦共和国のアウグスブルク市と、平成 4 年にはイタリア共和国のヴェローナ市と姉妹都市を提携し、青年使節団の相互派遣などをはじめ、観光や環境、文化、スポーツ分野において積極的に交流を深めてきました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航に対する考え方などが大きく変化しており、交流のあり方を見直す必要があります。

また、多国籍化が進む外国人市民の多様性を活用し、市民が異文化に触れる機会の提供や国際感覚の向上を図ることが求められています。

(2) 基本方針

姉妹都市との相互理解を深めるとともに、友好親善の推進とまちの活性化を図るため、姉妹都市との人的・文化的な交流を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇海外姉妹都市との親善交流や使節団の相互派遣を推進するほか、オンライン等の新たな交流事業の展開を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
姉妹都市との交流事業	アウグスブルク市との青年使節団相互派遣やヴェローナ市との文化交流の実施	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	海外姉妹都市との交流事業の参加者数	人	3	0	30	市民活躍課

2　一人ひとりが主役のまちづくり

2.1住民・地域主体で取り組むまちづくり

①　市民組織・団体の活動支援

市民協働部 市民活躍課

⑴ 現状と課題

急激な人口減少や少子・高齢化の進展、市民ニーズの多様化・複雑化、ライフスタイルの変化などにより、これまでの価値観や制度、仕組みでは地域課題に対応することが困難になってきています。そのため、特定の個人への依存度や偏在性の高い現在の仕組みを改め、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、教育機関、事業者、市などの幅広い主体の参画や多様な主体の協働を推進する新たな仕組みと体制づくりが必要です。

また、特に深刻化する担い手不足に対応するために、自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やし、若者・女性・関係人口を含む幅広い人が関わるまちづくりの推進も求められています。

⑵ 基本方針

地域づくり協議会や市民活動団体など多様な主体が活動しやすい環境づくりを進めるため、人材育成や市民まちづくりセンターをはじめとする活動の場づくり、活動に必要な資金調達、情報共有・情報発信などの取組を推進します。また、シェアリングエコノミーや市が保有するデータの活用など、新たな切り口による地域課題解決や、高校生や大学生を含む若者が楽しみながらまちづくりに関わる取組を推進します。

また、自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やしていくため、市民協働センターにおいて、各種団体とのつなぎ支援や話し合いの場づくり支援、コーディネート人材の育成、資金調達支援など、市民協働分野における中間支援機能の強化を図ります。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇自分にあった関わり方ができる組織・活動を増やすために必要な取組を進めます。
〇若者が楽しみながらまちづくりに関わる取組を進めます。
〇市民協働センターにおける中間支援機能の強化をはじめとする、新たな市民協働の仕組みづくりを行います。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民まちづくりセンター管理運営事業	市民活動の支援、協働の取組の推進、地域課題に対する住民の活動支援、人材育成、施設の貸し館業務	市民活躍課
市民協働推進事業	地域づくり協議会への交付金の交付、地域活力プランナー（集落支援員）の配置、市民活動団体の活動補助、若者起点の取組の推進、市民協働を推進する仕組みづくり	
市民協働センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、つなぎ支援、話し合いの場づくり支援、資金調達支援、中間支援機能の強化	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市民まちづくりセンターの利用件数	千件	3	24	26	市民活躍課
2	高校生×大学生　Challenge＆Creation プロジェクト参加学校数（高校・大学）	校	3	3	10	
3	市民活動団体等から市民協働センターへの相談等件数	件	3	54	200	

②　自治会組織の維持

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

都市化や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、地域社会が本来備えていた連帯意識やつながりが希薄になりつつあります。

本市では、自治会組織の維持と地域活動の活発化を図るため、自治会活動を支援する交付金やさまざまな事業に対する補助・助成を行っていますが、人口の減少や高齢化、さらに自治会への加入率の低下や役員のなり手不足などから自治会組織の運営そのものが困難な状況となってきています。このため、それぞれの地域の状況にあわせ、これからの時代に合った自治会の運営や活動のあり方の検討が求められています。

また、社会資本の老朽化問題と同様に地域コミュニティの拠点となる自治会館の多くも老朽化が進んでいるため、建物の長寿命化や大規模改修・建替等が計画的に進められるよう支援する必要があります。

(2) 基本方針

市民による住みよい地域づくりに向けて安心安全な暮らしのための生活基盤として自治会は欠かせない要素であるため、自治会組織の維持・活性化を支援するとともに、自治会業務の負担軽減を図り、行政、自治会および地域づくり協議会が連携しながらそれぞれの役割を担うことで「共助」の仕組みの存続を図ります。

また、地域コミュニティの拠点となる自治会館の老朽化への対策として、自治会が行う長寿命化や大規模改修・建替等に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

〇持続可能な自治会運営とするため、市連合自治会が実施する研修会を支援するとともに、自治会の意見を聞きながら、地域活動のデジタル化促進など自治会業務の負担軽減になるような支援制度を検討します。

〇自治会館の拠点機能を維持するために建物の長寿命化や大規模改修・建替を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自治会業務負担軽減支援事業	地域活動のデジタル化促進など自治会業務の負担軽減になるような支援制度の設立	市民活躍課
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、長寿命化、バリアフリー化、耐震化等	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	自治会加入率	%	3	92.7	90	市民活躍課
2	自治会館の整備件数（累計）	件	3	26	60	

③　市政参画の促進

総務部 政策デザイン課（広報報道室）
総務部 秘書課

(1) 現状と課題

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するため、広報紙や SNS、ホームページなどの情報発信ツールや各種メディアを活用し、市政情報のみならず、市民団体の活動など幅広い情報発信に努めていますが、より市民の声を聴く機会を増やしていく必要があります。

また、さまざまな手法をバランスよく用いることにより、市政への参加意識の高揚につながる工夫を凝らした効果的な情報の発信・収集・交流を行う必要があります。

(2) 基本方針

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、さまざまな手法を用いることで市政参画を促進します。

そのため、広報紙や SNS、ホームページ等を通じて、行政情報の積極的な発信に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇政策の決定においては、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みを作ります。
〇市政情報や市民活動情報を効果的に発信し、地域活動や市民参画の機会を拡充します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
情報発信事業	広報紙や SNS など、さまざまな媒体を活用した効果的な情報発信を展開	広報報道室
タウンミーティング	市長はじめ市民との懇談を通して生の声を聴き、市民の視点や生活者からの提案等を市政に反映させていくとともに、市民の市政への理解を得ることを目的とする「タウンミーティング」を実施	秘書課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	SNS 発信数	回	3	214	360	広報報道室
2	タウンミーティングの開催数	回	3	2	12	秘書課

2.2安心して暮らせるコミュニティづくり

①　地域見守り活動の推進

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

少子高齢化が進む中、本市では、「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となって、一人暮らしの高齢者やしょうがいのある人など、要配慮者に対して災害時のみならず日ごろからの見守り体制を築いているところです。

単身世帯、とりわけ一人暮らし高齢者の増加傾向が続いており、亡くなってから発見されるまでに時間が経過してしまう事案の増加も危惧される中、引き続き日頃からの見守り活動の重要性を啓発するとともに、市民力と地域資源を生かした地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちの実現に向け、見守りが必要な人に対して、地域住民、各種組織・専門職、民間事業者、各種機器の利用といったさまざまな主体を組み合わせ、連携した支援を行います。

災害発生時に支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支えあい制度」および同制度に基づく「個別避難計画」の作成を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会や地域づくり協議会、社会福祉協議会、市民活動団体、関係機関、民間企業などとの連携を強化し、持続可能な地域ぐるみでの防災活動、日常的な見守り活動を推進します。

○社会福祉協議会と連携して、災害リスクの高い地域から「個別避難計画」の作成を推進し、「避難支援・見守り支えあい制度」をより実効性が担保されたものへ強化します。

○高齢者の見守りに役立つ民間サービス、ＩＣＴ技術等の利活用を検討します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
災害時要配慮者個別避難計画作成	災害時に支援が必要な人に対し、個別具体的な避難計画を作成することで、地域における災害体制構築と防災力の醸成を図る	長寿推進課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	災害時要配慮者　個別避難計画作成件数	件	3	0	100	長寿推進課

政策２　教育・文化
～健やかで豊かな心が育つ～

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となり、豊かな人間性とたくましさを備えた子どもの育成に努めます。

また、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の充実や文化、スポーツ活動の推進に取り組みます。

1　家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり

1.1家庭の教育環境の充実

①　家庭教育の促進

市民協働部 生涯学習文化課
教育委員会事務局 幼児課

⑴ 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかしながら、少子化や核家族化、働き方の多様化などにより、地域のつながりや人との関係が希薄化し、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、親や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境も大きく変化しています。

家庭環境の多様化が進む中、子どもと一緒に過ごす時間を十分にとれない家庭が増加したり、子育て中の親が孤立しがちであったりと、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増えており、家庭教育を支援する環境の整備を進めるとともに、福祉部局や地域など幅広い分野との連携を図り、社会全体で家庭教育を支援していく必要があります。

⑵ 基本方針

子どもの発達段階に応じた子どもの関わり方等の学習機会の提供や、家庭の果たす役割の重要性の啓発、親子のふれあいを重視した体験活動の実施といった学びや体験、啓発を通じて親の育ちを応援します。

また、保護者や地域の方が気軽に集い、相互学習や交流のできる場を確保することで、保護者同士や家庭と地域がつながり合うきっかけを作り、支え合いの循環を生み出していきます。

さらに、これら取組を学校、地域、企業、市民団体等多様な主体に働きかけ、連携しながら行うことで、社会全体で家庭教育を支援する環境を作っていきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇家庭教育の重要性を再認識し、家庭が本来有している教育機能を向上させるため、学校、職場、社会教育施設等、さまざまな場所や機会を通じ、家庭教育支援講座の実施や講座実施団体への活動支援、また、啓発活動を行います。

〇親子がともに遊びながらふれあい、共感しあうきっかけづくりとなるよう、親が子どもに寄り添い、思いを共有することのできる参加型で学びあえる活動の充実に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭の教育力向上事業	小中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所および認定こども園における子どもとの関わり方等に関する学習機会の提供、子育て応援講座の実施	生涯学習文化課 幼児課
家庭教育支援事業	子育て応援講座や親子参加型行事の実施	生涯学習文化課
就学前教育推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	家庭教育に関する子育て学習講座の学校･園への依頼数	回	3	4	20	生涯学習文化課
2	子育て応援講座の受講人数	人	3	18	30	

1.2 地域と連携した教育環境づくり

①　地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 すこやか教育推進課
教育委員会事務局 教育改革推進室

(1) 現状と課題

本市では、すべての小中学校および義務教育学校において学校運営協議会が設置されており、学校運営や児童生徒の状況、地域の実態などの情報や課題について学校と地域とが共有し、学校運営方針や学校ビジョンの達成に向け、ともに考えていく仕組みを定着させることができました。

今後においても、学校の適正規模などの動向を見ながら、小学校と中学校との連携や近隣の学校とのつながりを視野に入れた取組に加え、地域における社会教育との関わりを強めていくことが必要となっています。また、学校運営協議会や学校支援組織のさらなる活性化や、中学校・義務教育学校（後期課程）部活動への支援に向け、新たな人材の確保が課題となっています。

また、市民ぐるみで子どもの健やかな成長を願い、たくましく生きる子どもたちを育てるため、子どもも大人もみんなが実践できるよう、意識啓発や実践的な取組が必要です。

(2) 基本方針

各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域住民の意見が反映される学校運営に取り組みます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって、地域の特色と創意工夫を生かした学校づくりを進めます。

さらには、次代を担う子どもたちを育て導くために、「めざす子ども像」を掲げ、「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」を子育て・教育の基盤に据え、教育環境づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○学校運営協議会の活動の充実を図るため、各校での特色ある取組などの情報交換を行い、交流を推進するとともに、研修の機会を設けます。

○中学校・義務教育学校（後期課程）部活動の地域移行を推進するため、関係機関や団体と連携して検討を進めます。

○「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」が子育て・教育の基盤として定着するよう、学校・家庭・地域および関係機関、団体等と連携し、周知・啓発に継続して取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
学校運営協議会の推進	学校運営協議会の代表者会の開催、各校園活動報告集の配布	教育指導課
「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」推進事業	保護者・地域・各団体への周知・啓発	教育改革推進室

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域とともに実施する学習活動の回数 （年間１校あたりの平均回数）	回	3	15	25	教育指導課
2	「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」の保護者・地域・各団体への周知、啓発回数	回	3	117	125	教育改革推進室

1.3学校の教育環境の充実

①　確かな学力の向上

教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 幼児課
教育委員会事務局 教育改革推進室
市民協働部 生涯学習文化課（図書館）

⑴ 現状と課題

少子高齢化や国際化、情報化の著しい進行など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化しています。特に人工知能（AI）の活用や IoT 技術の進化など情報化社会の進展はかつてない規模で進み、社会の構造を変えるほどの影響を持っています。これらに順応し、夢や希望を持ち、力強く生き抜く創造性豊かな人材の育成が求められており、自ら課題を見つけ主体的に課題解決していこうとする意欲や、自他共にお互いの個性や考えを尊重し、協働して課題解決する力を養う必要があります。

子どもたちが自立し、これからの社会を力強く生き抜くためには、学校が中心となり家庭・保護者・地域との連携を図りながら、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育が必要です。

⑵ 基本方針

興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、学習の基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。

そのために、GIGA スクール構想により整備された一人一台端末を効果的に活用した教育活動を進めます。

また、進んでコミュニケーションを取り、多様な価値観や異なる文化への理解を深め、グローバル社会をたくましく生きる児童生徒を育成するために、小学校から中学校までの 9 年間（義務教育学校を含む）を見通した英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。

さらに、すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、次代を担う子どもたちの成長を支援します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇園小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、小学校（義務教育学校前期課程）低学年の指導に重点を置いて基礎学力の定着をめざします。

〇英語教育では、教員の指導力の向上、授業改善を図り、児童生徒の英語による発信力、実践的な英語の活用力の向上をめざし、小学校から中学校までの 9 年間（義務教育学校を含む）を見通した教育を実施します。

〇高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、子どもたちの興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。

○家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。
○学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、学習用端末等の ICT を効果的に活用した教育活動の充実を図ります。
○より良い教育環境を提供していくため、義務教育学校の成果を取り入れた系統的・継続的な学習指導を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
園小連携推進事業	幼児期から小学校への学びの連続性を見通した教育課程の研究	教育指導課 幼児課
心輝く学校づくり推進事業	全小・中・義務教育学校 35 校が、校内授業研究会や文化芸術活動等、各校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動を実施	教育指導課
英語教育推進事業	小学校から中学校までの 9 年間（義務教育学校を含む）を見通した英語教育の実施、教員の指導力の向上、児童生徒の英語活用力を育成	
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象とした実験講座を実施	
外国人児童生徒教育サポート事業	日本語指導が必要な外国人の子どもを対象とするサポート支援員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	
学校 ICT 活用推進事業	ICT を効果的に活用した教育活動の充実のため、学習用端末に授業支援ソフトおよび AI 型ドリル教材を導入	教育改革推進室
つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	学校・学校図書館との連携、学校司書の業務への支援、子どもと本をつなぐ大人への支援などによる児童・生徒の読書環境整備と読書活動支援	図書館

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就学前教育の推進に関する満足度（市民意識調査）	点	4	3.10	4	教育指導課
2	学校での教育環境の充実に関する満足度（市民意識調査）	点	4	3.19	3.5	
3	CEFR（セファール）A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる中学 3 年生生徒の割合	%	3	39.2	52	
4	受講後に実施する児童生徒アンケートの満足度（「楽しかった」「短く感じた」「もっと受けたい」の平均回答率）	%	3	69.8	71.0	

②　教職員の資質の向上

教育委員会事務局 教育指導課（教育センター）
教育委員会事務局 教育改革推進室

(1) 現状と課題

「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業改善が求められています。また、ICT 機器活用を効果的に進め、個々に応じた学習指導の改善や充実に向けた取組が必要です。

若手教職員が増えており、その育成と同時に、新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想をうけ、全教職員の授業力や指導力の向上を効果的に図る必要があります。

(2) 基本方針

教職員のニーズに合った研修内容を企画し、質の高い講師陣の招聘のもと、より専門性や実効性が高められる研修を実施します。ICT を効果的に活用し、教職員の授業力を高め、児童生徒の学力向上に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○「つながりあい、学びあい、豊かに生きる子どもを育むための指導力の向上」をテーマに、保育・授業力、生徒指導力、学級経営力の 3 つの重点に取り組みます。

○校長、教職員、有識者や各分野で活躍されている方々で、これからの社会を生きる力や確かな学力の向上に向けた取組を研究するとともに、相互に連携し、「真の学力向上・教職員の指導力向上」を図ります。

○ICT を効果的に活用した教育活動の充実に向け、教員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
教職員研修事業	ICT 研修や授業力向上研修などをシリーズ研修として実施 特別支援教育をはじめ、今日的教育課題をふまえた研修を実施	教育センター
学力向上専門プロジェクトチーム会議	学力向上専門プロジェクトチームを設置し、より専門的な視点から学力向上に向けた取組を推進	教育改革推進室
学校 ICT 活用推進事業	教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、計画的、継続的な研修を実施	教育改革推進室

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	教職員研修受講人数	人	3	840	900	教育センター
2	授業に ICT を活用して「資料・意見等の提示」、「学習用ソフトウェアを活用した協働的な学習」ができると答えた教員の割合（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	%	3	73.1	100	教育改革推進室

③　安全・安心な学校づくり

教育委員会事務局 教育総務課
教育委員会事務局 教育改革推進室
教育委員会事務局 すこやか教育推進課

⑴ 現状と課題

本市では、学校施設の約 4 分の 1 が建築後 40 年を経過するなど、多くの学校施設で経年による老朽化が進行していることから、今後は学校の適正な配置をふまえたうえで、現有施設の長寿命化改修を軸とした施設整備により、安全・安心で時代に即したより良い教育環境を子どもたちに継続的に提供していく必要があります。

また、子どもたちの安全を脅かすような事案に対して、施設の防犯機能を高めるための対応や、インクルーシブ教育の理念に基づき、しょうがいのある児童生徒への対応としてバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、少子化・人口減少社会により学校の小規模化が急速に進んでおり、地域の実情に応じた魅力・活力ある学校教育を推進するため、市内全域を対象とした学校の適正配置や小中一貫教育についての検討が求められています。

⑵ 基本方針

将来を担う子どもたちの教育環境を整え、安全・安心で快適な学校生活が送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。施設整備にあたっては、令和 3 年 1 月に策定した長浜市学校施設等長寿命化計画に基づき、今後における学校の適正配置をふまえたうえで、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組むとともに、玄関ドアのオートロック化による防犯機能強化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進め、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇子どもたちの安全・安心で時代に即したより良い教育環境を確保するため、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組みます。

〇防犯機能強化を図るため、玄関ドアのオートロック化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。

〇保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
小中学校施設の長寿命化事業	学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修を実施	教育総務課
小中学校施設の防犯機能強化事業	学校施設の防犯機能強化のため、玄関ドアのオートロック化を実施	
小中学校バリアフリー化整備事業	学校施設のバリアフリー化のため、エレベータを設置	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長寿命化事業の実施校数	校	3	0	6	教育総務課
2	玄関ドアオートロックの設置率	%	3	88.5	100	
3	エレベータの設置率	%	3	60.0	68.6	

④　豊かな心の育成

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

少子高齢化、核家族化にともない人間関係の希薄化が危惧されており、学校における道徳教育の重要性が増してきています。

基本的な生活習慣や、社会生活を送るうえで備えるべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやりなど「豊かな心」を培うとともに、法やルールを遵守し、未来への夢や目標を抱き、人と協調しながら自律的に社会生活を送ることができる子どもを育成することが必要となっています。

(2) 基本方針

道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育みます。また、地域の先人の偉業や伝統文化の学習を通して、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、「特別の教科」である道徳科の中で、「考え、議論する」道徳の推進を図ります。自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己としての生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇子どもたちが健やかに育つことができるよう、人権感覚や規範意識を高め、道徳心を養うとともに、体育や食育を通して、健全な心と体づくりを推進します。

〇授業の中で児童生徒が考えを深めることができるように、道徳科の授業研究を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
道徳教育の推進	道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図る	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた割合（全国学力・学習状況調査）	%	3	小 79.0 中 57.7	小 88.0 中 72.0	教育指導課

⑤　大学等との連携の推進

総務部　政策デザイン課

(1) 現状と課題

少子高齢化の急速な進展など社会の大きな変化を迎え、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が懸念される中、地域の課題解決や活性化を図っていくためには、大学を地域の貴重な資源の一つとして捉え、相互の連携・協力を推進していく必要があります。これまでから本市では、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化・スポーツの振興を図るとともに、さまざまな分野で連携し、課題の解決を図るとともに地域の魅力を高めてきましたが、今後は、より多様な取組を連携して行うことが求められています。

市内には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学といった大学の他、滋賀県立看護専門学校や滋賀県調理短期大学校が立地していますが、交通アクセスの良さから市外からの通学者が多く、学生が市街地で活発に活動する機会が少ないことから、学生による地域でのイベントの企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPO などの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

(2) 基本方針

大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産と捉え、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興、地域の活性化と魅力あるまちづくりに活かされるよう、大学等との連携・協力を推進します。

また、学生による地域との交流や多様な活動への参画を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇課題提起型の大学連携に取り組むとともに、地域の産業や教育・暮らしの発展に向けた連携を強化します。

〇若い学生が持つ柔軟な発想をまちづくりに生かす仕組みづくりに取り組みます。

〇市内の大学等を卒業する学生の市内での就職・定住を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
大学連携推進事業	包括協定、事業協定、大学間ネットワーク活用による政策の推進	政策デザイン課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	大学との連携事業の総数	件	3	26	35	政策デザイン課

1.4相談体制の充実

①　相談体制の充実

教育委員会事務局 教育指導課
教育委員会事務局 教育指導課（特別支援教育推進室）
教育委員会事務局 幼児課

⑴ 現状と課題

高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など、現代社会の大きな変容の中、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が求められています。

各幼稚園、保育所および認定こども園においては、専属の子育て専門相談員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、就労する保護者が増えたことによって相談時間の確保が難しい状況であり、そのため、従来の対面での相談に加え、電話やICTを活用した相談など、子育て中の保護者が孤立しないような相談体制の多様性が求められています。

⑵ 基本方針

園児、児童生徒の発達段階や発達課題および家庭環境等に応じた、きめ細やかな教育相談活動および多様な専門家の支援による相談体制づくりに取り組みます。また、スクールカウンセラーなどの専門家や関係機関との連携を図ることにより、多様化する悩みに対応し、園児、児童生徒の自尊感情を高め、学校や社会への適応が進められるよう取り組みます。

さらに、子育てに関して不安や悩みをもつ保護者への相談に応じることで、保護者の子育てへの自信や喜びにつながるよう支援するとともに、そのもとに育つ子どもの健やかな成長や健全な発達を推進します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇子どもたちが抱える課題の低年齢化等に早期に対応するため、各校園が連携することにより、教育相談体制の充実を図ります。

〇保護者の子育て不安の要因を探り、ニーズに対応できる体制を構築するほか、未就園児の保護者に対する子育て支援と子育て不安を解消するための支援活動を充実します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
特別支援教育推進事業	園児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門家の意見をふまえた園児児童生徒の成長の支援	特別支援教育推進室
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不適応の改善をめざしたスクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課
教育相談事業	不登校や発達に関する課題などで学校生活に不適応を起こしている児童生徒とその保護者および教職員への教育相談や支援、指導の充実	
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた 5 つの支援プログラムを組み合わせた個別支援を実施	
こどもサポートルームなないろ運営事業	不登校状態にある児童生徒に社会性や自己肯定感を育み自立へとつなげるために「こどもサポートルームなないろ」を運営	
子育て相談事業	幼稚園、保育所および認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実	幼児課
就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、親子と園児との交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	通常の学級における個別の教育支援計画作成率【小学校・義務教育学校（前期課程）】	%	3	91.3	100	教育指導課
2	通常の学級における個別の教育支援計画作成率【中学校・義務教育学校（後期課程）】	%	3	87.4	100	
3	小学校・義務教育学校（前期課程）における不登校在籍率	%	2	0.66	0.55	
4	中学校・義務教育学校（後期課程）における不登校在籍率	%	2	1.66	1.50	
5	子育て専門相談員への相談件数	件	3	106	150	幼児課

②　質の高い就学前教育の推進

教育委員会事務局 幼児課
教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

女性の就労率の増加や、家庭および地域を取り巻く状況の変化等により、長時間保育のニーズが高まり、今まで以上に園での質の高い教育・保育の充実が求められています。就学までに育てたい姿を示した「長浜市就学前教育カリキュラム」にそった質の高い保育を提供し、乳幼児期に育みたい資質・能力を育成するために、地域の実態や特徴を生かした特色ある保育を提供していくことが大切です。

さらに、情緒の安定を基盤にさまざまな遊びや体験を通して「生きる力」の基礎となる非認知能力の育成が重要であることを広く社会に伝えていくとともに、小学校・義務教育学校（前期課程）での豊かな学びに繋がるよう、円滑な接続の推進が求められています。

(2) 基本方針

就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであることから、生きる力の基礎となる「まなびの力」「かかわりの力」「からだの力」の育成に努めます。

特に、周囲の大人との信頼関係が築かれることによって作り出される心の安定を土台にし、人間関係の構築や就学後の学習にもつながる言葉による伝え合いを重視した保育を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇長浜市就学前教育カリキュラムを改訂し、体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習や活動意欲につなげる運動遊びや言葉が豊かになる保育の充実、非認知能力の育成に努めます。

〇モデル校を指定して保幼小の連携および小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校・義務教育学校（前期課程）の自発的な学びへの連続性を見通した教育課程の研究を進め、今後の学校教育に活用します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
園小中連携教育推進事業	幼児期から小学校・義務教育学校（前期課程）への学びの連続性を見通した教育課程の研究と活用	幼児課 教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラムに基づく保育の推進、主体的な運動遊びの充実、豊かな言葉を育む保育の推進	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就学前教育の推進に関する満足度（市民意識調査）	点	4	3.10	4	幼児課 教育指導課
2	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実感した割合（保護者アンケート）	%	3	69.9	70	幼児課

2　豊かに学び感性を磨くまちづくり

2.1 生涯学習の推進

①　人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、これまでの「教育を受け・仕事をし・引退を迎える」という 3 ステージの人生から、多様な働き方や生き方を複数選択していくマルチステージへの人生へと変わってきています。人口減少や少子高齢化、地域とのつながりの希薄化など急速に社会経済環境が変化している中、人生の長い期間をより充実し、豊かに生きていくためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育などの学校の学びとあわせて、生涯にわたる学習への取組が大切となります。

学びの中では、それぞれの自発的な学びによる知識や技能の習得から自己成長すること、住民相互の学びあいの中でつながりを深めること、学んだ成果を地域に生かしていくことで、地域とのつながりを深め、学びの充実と地域の活性化がよい循環を生み出すようにすることが重要です。これまで以上に地域や学校、企業、民間団体など多様な主体との連携・協働を推進し、住民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けての取組が求められています。

(2) 基本方針

多様な学びの機会を提供することにより、市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯を通じて、学ぶ楽しさを感じ、学びを通じて得た成果が、人づくり・つながりづくり・地域づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及、啓発、情報発信に努めるとともに、地域特性を生かした学びの場の提供、あらゆる世代に対応できる多様な学習機会の提供の充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。

また、地域資源の活用や地域の人材、学校、各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域に愛着と誇りを持った地域人材の養成に努めるとともに、学んだことを地域に生かし、地域づくり活動へつながるよう支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇子ども、若者から高齢者まで、あらゆる世代に対応できる生涯学習体制の構築と、まちづくりセンター等の身近な場で地域の特性を生かし、市民・社会ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。

〇学校や地域、大学、企業、民間団体などさまざまな関係機関との連携・協働を推進します。

〇生涯学習に関する助言や学んだ成果を地域づくりに生かし、地域の学びの展開とその支援を行う、学びを支える人材の育成を図ります。

〇長浜の地域資源を生かした特色ある講座を実施することで、住民の地域への愛着と誇りの醸成に努めます。

〇市内で行われる生涯学習講座情報の一元化を行い、また、デジタルを活用して講座情報の検索機

能の整備等を行い、市民にわかりやすい効果的な情報発信に努めます。

○いつでもどこでも学びが受けられる「オンライン」と「対面」を効果的に組み合わせ、多様な交流や人と人との「つながり」を広げるデジタル技術の活用の促進を図るとともに、ICT リテラシーの向上と情報活用能力の育成を図り、ICT を生かした多様な学びを推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の個別事業を実施	生涯学習文化課
地域の特色に応じた生涯学習事業	まちづくりセンターを中心に地域の特色に応じた生涯学習事業の展開	
多様な主体と連携した生涯学習推進事業	地域の高校や大学、企業や団体と連携した各種講座やフィールドワーク等の学習機会の提供	
地元先生育成プロジェクト	学んで活躍応援講座として、学びから地域人材の育成につながる講座の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業参加者のべ数	人	3	5,411	6,000	生涯学習文化課
2	生涯学習推進事業の参加者のべ数	人	3	214	200	

②　図書館サービスの充実

市民協働部 生涯学習文化課（図書館）

(1) 現状と課題

本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館をめざしてサービスの充実に取り組み、長浜図書館を中央図書館とする体制で、市内全域へ図書館サービスを提供しています。

しかし、さまざまな事情により来館が困難な人や合理的配慮が必要な人など、市民一人ひとりにもっと身近に図書館サービスを実感していただけるような取組が十分とはいえず、さらに図書館利用の裾野を広げる必要があります。

また、デジタル技術等の活用により、提供する資料の媒体を多様化し将来にわたる資料の保存と提供を可能にするとともに、誰もがどこにいてもより気軽に図書館サービスを受けられる仕組みづくりが必要です。

(2) 基本方針

市民の知る自由を守り、市民に責任を持って資料や情報を届けるという図書館本来の使命を果たすとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所として、市民に愛され、市民とともに成長する学びと交流の拠点をめざします。

とりわけ、身近で生活に密着した図書館サービスをきめ細かく届ける体制をつくり、市民に実感してもらえるような仕組みを整えます。

また、質の高い図書館サービスを継続的に提供するために、資料および専門職員の充実と館の効果的な管理運営を推進し、市民の生涯学習を支えます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇市民に身近で生活に密着した図書館サービスをきめ細かく届ける体制をつくるため、移動図書館も含め、サービスポイントの拡充等を検討します。

〇各館の役割に応じた適正な質と量の資料を丁寧に収集して蔵書を充実させ、魅力的な棚づくりを行うとともに、誰もが利用しやすくするため、資料の媒体を多様化し、デジタル化も進めます。

〇職員の資質向上をはかり、効率的な管理運営を推進し、質の高い図書館サービスを継続して提供します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
サービスポイント拡充事業	市民がより身近に図書館サービスが受けられるよう、サービスポイント拡充と移動図書館導入の検討	図書館
図書館資料の最適化事業	市民の多様な資料要求に応えることのできる図書館資料の充実と、各館の役割に合わせた蔵書構成の見直し	
図書館管理運営事業	レファレンス機能と情報発信の強化および職員の資質向上のための研修体制の構築	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	蔵書更新率	%	3	7.0	7.7	図書館
2	個人貸出冊数	冊	3	870,578	1,300,000	

2.2 文化芸術・スポーツの振興

①　文化・芸術の創造と振興

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

文化芸術の創造と振興は、個々の感性や想像力、さらに心の豊かさや活力を与えるとともに、まちのアイデンティティを形成し、経済活動や地域社会の発展につながる大きな要素となっています。現在、市内の文化芸術活動団体や文化ホールの指定管理者等と協働で、鑑賞型公演や市民の発表の場の創出、子どもや若者たちを対象に次代の担い手を育成する事業、プロのアーティストや地域で文化芸術活動を行う人が、学校や福祉施設等に出向いてワークショップや演奏活動を行うアウトリーチ事業などを展開しています。

しかしながら、文化芸術活動を行っている市民の高齢化や一部の人に留まっているなど、活動の広がりが生まれにくく、市民全体に文化芸術の価値が理解され、より身近に感じてもらえるよう、文化芸術の裾野を広げることが今後さらに必要となってきます。また、情報の受発信強化や、観光、産業、福祉、教育などさまざまな分野との連携を深め、さらに魅力あるまちづくりを進めていくことも重要です。

併せて、施設面においても、老朽化が進む文化ホールの将来を見据え、より市民が利用しやすい施設形態への変更等が求められています。

(2) 基本方針

個性が輝き、創造性あふれる人づくりのため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、創作や発表、体験など市民の持続的な文化芸術活動を支援します。

また、地域固有の伝統文化を継承するとともに、各文化芸術団体の支援や、観光や産業など文化芸術分野以外との連携や交流を深め、多様な活動主体がつながり、支える仕組みづくりを進めるだけでなく、積極的な情報発信と市民の文化芸術感覚の醸成を図ることで、長浜の新たな文化を創造し、魅力あるまちづくりを進めます。

併せて、文化ホールの用途変更等を進め、より市民が利用しやすい施設等へ整備を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

〇次代の文化を担う子どもの育成のため、子どもの創造性を高める取組や、地域における子どもの文化芸術の体験や発表の機会を充実します。

〇文化芸術を生かした魅力あふれるまちづくりを進めるため、伝統文化・文化芸術を支える人材・団体の育成や地域に根ざした文化芸術活動への支援、情報の受発信の強化を行います。

〇新たな長浜の文化芸術の創造を図るため、若者による新たな文化芸術活動への積極的な支援や、観光・産業・教育などの他分野との連携・交流を深めます。

〇市民がより利用しやすい文化芸術活動の場の整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親しんでもらうため、文化ホールや地域資源を生かし、質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞やアートイベントの開催等参加体験ができる機会の提供	生涯学習文化課
次代の文化を担う子どもの育成事業	幼保園児、小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導の実施	
若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あふれるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や新たな市の文化的魅力の開発および若者への発信強化	
文化ホールの活用整備事業	文化ホールの用途変更等を進め、市民が利用しやすい文化芸術活動の場の整備	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	文化ホール文化芸術事業入場者数（委託事業のみ）	人	3	5,606	6,000	生涯学習文化課
2	幼保園児・小学生・中学生等を対象とした文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）の実施回数	回	3	51	55	

②　スポーツ活動の推進

市民協働部 スポーツ振興課
市民協働部 スポーツ振興課（国スポ・障スポ大会推進室）

(1) 現状と課題

市民のスポーツや運動への関心が高まっており、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツや運動を楽しむことができる、豊かな環境を整えていく必要があります。

また、これからはスポーツを「する」だけでなく、「観る」（プロスポーツの観戦等）、「支える（育てる）」（指導者やボランティアの育成等）、「つなげる」（スポーツの力で未来への絆づくり）ことも重要な要素として捉え、また、市民のライフステージやライフスタイルに応じた、さまざまなスポーツ振興策を展開していく必要があります。

(2) 基本方針

スポーツには、人やまちを元気にし、心を豊かにする力があります。また、人と人の交流を促し、地域の一体感や活力を生み、さらなる魅力あるまちづくりにつなげる力があります。また、令和 7 年（2025 年）に開催される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会）を文化スポーツ振興の絶好の機会として捉え、マラソン大会などこれまで続いている伝統的な事業を拡充し、子どもからお年寄りまでさらには若者が集え、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、スポーツを通じた未来のまちづくりにつながる大会となるよう、取組を進めます。

〇市民のニーズを取り入れながら、将来にわたって安心安全なスポーツ施設が提供できる持続可能な施設管理を進めます。

〇次代を担う子どもや若者、指導者等の育成を進めるとともに、地域スポーツの中核となる総合型地域スポーツクラブの育成および組織強化を進め、中学校等部活動の地域移行に協働で対応していきます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、「スポーツを通じたまちづくり」につながる大会運営を実施	国スポ・障スポ大会推進室
スポーツ施設の適正管理	国スポ会場および地域のスポーツ拠点となる施設整備を進め、スポーツ施設整備基本計画を策定し、スポーツ施設の適正管理を進める	スポーツ振興課

ながはまスポーツ夢プロジェクト事業	スポーツを通じて子ども達の生きる力を育み、夢や希望を抱くことができる取組を実施	スポーツ振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	週１回以上のスポーツ（軽い運動を含む）をしている市民の割合（市民意識調査）	%	4	44.0	65	スポーツ振興課
2	市内スポーツ施設の使用者数	人	3	345,500	500,000	
3	幼少年期スポーツ教室等参加者数	人	3	502	1,000	

2.3意欲ある人が地域で活躍できる仕組みづくり

①　子どもの生きる力を地域で育む生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習文化課

⑴ 現状と課題

少子高齢化やグローバル化、急速なICT化など、社会の変化が激しい今の時代においては、子どもたち自身が、何が重要かを主体的に判断し、多様な人々と協働し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる能力を身につけることが必要です。

これまでからも、地域での学びや異世代間の交流、学校・地域の連携は進められてきましたが、今後さらに一歩踏み込んで「地域でどんな子どもを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちの「生きる力」を育むことが必要となってきます。保護者および地域が主体的に子どもの学びに関わり、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ地域ぐるみで子どもを育成する体制作りが求められます。

⑵ 基本方針

子どもの生きる力の育成には、子どもたちが属する地域や社会との関わりが不可欠です。子どもの学びを軸に地域の人的・物的資源を活用し、学校や地域、多様な主体が連携・協働しながら子どもの生きる力を育む体制を推進します。

幼少期から地域と関わり、つながることで、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、青少年健全育成のため社会全体で見守り、育てる環境を整えます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇幅広い地域住民や保護者の参画により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校との連携・協働する仕組み作りを推進します。

〇豊かな心を育む多様な文化芸術体験事業（アウトリーチ）を推進します。

〇子どもの学びの場づくりや異世代間の交流、将来の地域づくりを担うリーダーの育成を図ります。

〇長浜で活躍している大人から、本市が持つ歴史、文化、自然、産業など、さまざまな魅力を学ぶことで、長浜でやりたいことや、なりたい将来像が想像できる場づくりと地域への愛着と誇りの醸成を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生きる力育成推進事業	市内の小中学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛を醸成する	生涯学習文化課
「長浜人（ながはまびと）に学ぼう！！」事業	市内の高校生を対象に、地域の産業や歴史を学ぶことで、自身の進路や生き方について考える機会とするとともに、地域への愛着と誇りの醸成を図る	
リーダー育成事業	地域の中学生、高校生、大学生自らが次世代リーダーを育成するため、事業の企画立案をし、自ら率先して次のリーダーを育成するための事業を行う	
地域と学校との連携、協働の仕組みづくり	各まちづくりセンター中心に地域で行う子ども対象の事業を学校と連携・協働で効果的に行えるよう仕組みを構築する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業講座数	件	3	271	320	生涯学習文化課
2	未来に輝く長浜人育成事業参加校数	校	3	3	5	

政策３　健康・福祉
～いきいきと温かく生きる～

地域に暮らすすべての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくり・予防医療の取組や、地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図ります。また、地域の輪のなかで、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が知識・経験を生かしていきいきと活動できる環境づくりに向けて、家庭や地域と一体となった取組を進めます。

1　子どもが輝き大人が育つまちづくり

1.1家庭や地域が連携した子育て体制づくり

①　子どもの見守り活動の充実

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落としたりといった事例が多発しているなかで、本市においてはそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないよう、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校（義務教育学校前期課程）ごとのスクールガードの登録率を、児童数に対して 25%確保もしくは通学路ごとの危険箇所に必要な人員の充足率 100%の登録を目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、さらにスクールガードの高齢化や担い手不足により登録率を確保することが難しいのが現状です。しかしながらスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(2) 基本方針

日常生活のなかで、子どもたちが犯罪や事故などに巻き込まれることなくのびのびと育つことができるためには、保護者だけではなく、地域での取組が大切です。

学校・家庭・地域等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めるため、スクールガードの活動支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

〇登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。

〇活動用具の支援やボランティア保険の加入により、活動の充実につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具の整備およびボランティア保険の加入	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	スクールガードの登録率 25%以上確保または通学路ごとに必要な人員の充足率 100%の小学校（義務教育学校含む）の割合	%	3	80	90	すこやか教育推進課

②　子育て支援ネットワークの整備

健康福祉部 子育て支援課
市民協働部 生涯学習文化課（図書館）
教育委員会事務局 幼児課

⑴ 現状と課題

地域における人間関係やネットワークの希薄化、核家族化における教育力の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談することができない保護者の増加や、他者と関わりが持ちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみで子育て支援を行う仕組みの構築が求められる中、子育てを支援する人材や団体を確保するため、子育てサークルを支援し、子育て支援のネットワークを広げていくことが必要です。

⑵ 基本方針

子どもは、本市にとって未来を築き社会を担う“宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが重要です。その実現のために、子育ての基盤は家庭であり、子どもの教育は第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と子どもの視点に立ち、子どもまんなか社会を作っていくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育て等に関する相談援助の実施や子育て情報の提供のほか、子育て支援人材および団体の育成や交流の場の提供等を行い、まち全体で子育てを応援する機運を高めていきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇地域の人々とのふれあい、さまざまな感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。

〇民間活力の活用や子育てサークルの支援を推進し、地域で子育てする環境を充実します。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域子育て支援センター運営事業	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため地域子育て支援センターを運営し、子育て等に関する相談や子育て世帯の交流の場の提供・交流の促進、子育てキャラバンの実施、地域の学校との共同事業、子育て中の保護者のリフレッシュ託児事業を実施	子育て支援課
つなごう！子どもと本 ～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやおはなし会の実施、ブックスタート事業等、保護者と子どもが過ごす場や子育て情報の提供	図書館
就学前教育推進事業	保護者の子育て活動を支援。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域のさまざまな人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を支援。加えて、幼稚園等の施設開放や未就園児広場により「空間」、「機会」を提供	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域との交流活動を行う園数	園	3	20	20	幼児課
2	子育て拠点事業実施数	ヶ所	3	8	9	子育て支援課
3	子育てサークル数	数	3	10	15	

③　子どもの虐待を防ぐ地域づくり

健康福祉部 子育て支援課（家庭児童相談室）

(1) 現状と課題

子どもの虐待については、子どもの生命、心身の発達、そして人格の形成に重大な影響を及ぼす非常に深刻な問題です。近年、児童虐待・養護相談件数は増加傾向にありますが、その背景には家族の社会的孤立、貧困層の拡大、共働き世帯の増加、地域力の低下、ヤングケアラー等はもちろんのこと、児童虐待への社会的意識の高まり等さまざまな要因が考えられます。子どもの虐待防止にあたっては、虐待発生の予防から早期発見・早期対応と継続的な支援まで多くの関係機関が相互に連携して対応していくことが不可欠です。

(2) 基本方針

すべての児童が健全に成長できる環境を整えるため、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施し、市民の意識向上に努めます。

また、長浜市要保護児童およびＤＶ被害者対策地域協議会を中心とした子どもを守るネットワーク体制により、関係機関との連携を図り、不適切な養育への対応、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

さらに、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇児童虐待に関する相談について、専門性が高く、より質の高い相談体制を整備します。

〇子ども家庭相談センター（児童相談所）、学校・園等教育機関、警察署、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑かつ多様化する相談・支援に対応します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども虐待防止支援事業	関係機関と連携した虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、教育や子育てに関わる関係者を対象とした研修会の実施、要保護児童対策を推進するための啓発活動の実施	家庭児童相談室
養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問による適切な育児相談や支援等の実施	
在宅育児者支援事業	育児不安による乳幼児に対する「虐待」を未然に防止することを目的に、生後 6 か月から 1 歳 6 か月の子どもの保護者に対し、一部の公立認定こども園での一時預かり無料利用券を交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	虐待相談件数（過去からの継続指導件数含む）	件	3	736	750	家庭児童相談室

④　子育て環境の充実

健康福祉部 子育て支援課
健康福祉部 子育て支援課（放課後児童クラブ運営室）

⑴ 現状と課題

我が国においては、子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展、人間関係の希薄化や就労形態の多様化など、大きく変化しています。

本市では、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを実感できるよう、子育て支援サービスの充実や、子育て相談体制の整備などさまざまな取組を進めています。

特に、近年においては、子どもの貧困やヤングケアラー、感染症対策による生活の変化での子どものストレス等が社会問題化しており、その解消に向けた取組を進めることが重要です。

また、共働き家庭の増加により、依然として放課後児童クラブへのニーズは拡大傾向にあり、待機児童の解消に向けた取組を引き続き進めることが必要です。

今後、よりきめ細やかな支援を推進するにあたって、行政だけでなく民間や地域との連携を強化し、市全体で取り組んでいく必要があります。

⑵ 基本方針

子どもが健やかに育つために、子・保護者・地域のみんながつながり、あらゆる取組を通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、保護者や子のニーズをふまえた子育てができるまちづくりを進めていきます。

共働き家庭の増加により仕事と子育ての両立を支援する必要があることから、児童が安心して過ごせる居場所づくりや安心して利用できる児童遊園の整備、ひとり親家庭への支援、子育て相談の実施など、すべての子育て世代が安心して子育てできる環境整備を図ります。

また、子どもの貧困やヤングケアラーといった社会問題について、ＩＣＴの活用により相談しやすい環境づくりを進め、子どもがその成長段階に必要な社会生活が送れるよう環境整備を図ります。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制および親子が過ごせる居場所や子どもの居場所の充実を図ります。

〇地域等で取り組む小規模放課後児童クラブの開設や、民間放課後児童クラブ新規参入を促進する等、引き続き、待機児童ゼロに向けた取組を進めます。

〇子どもや子育て世代が安心して、のびのびと安全安心に外遊びできる児童公園等の遊び場の整備を充実します。

〇社会問題化している子どもの貧困対策としては生活や経済等の支援、また、ヤングケアラー対策としては、関係機関と連携を図り、早期把握や相談支援等の取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校前期課程）の児童を対象に、放課後や小学校（義務教育学校前期課程）の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を推進	放課後児童クラブ運営室
子ども・子育て支援事業	子育て応援アプリや子育て応援ナビによる子育て情報の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰の実施、子育て応援フェスタや子育て支援センターイベントの開催	子育て支援課
ICT 子育て事業	子育てオンライン相談や、子育て応援アプリを使った託児予約の充実と周知	
子どもの貧困・ヤングケアラー対策事業	教育の支援、保護者の就労支援、生活の支援、経済的な支援、各種サービス調整	子育て支援課 関係各課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	放課後児童クラブの開設数	ヶ所	3	35	40	放課後児童クラブ運営室
2	子育て応援アプリ利用者数（月平均ページビュー数）	件	3	95,341	100,000	子育て支援課
3	子育て支援センターにおける子育てオンライン相談の実施事業所数	ヶ所	3	1	5	

1.2 子どもが健やかに育つ場づくり

①　子どもの遊び・体験機会づくり

市民協働部 生涯学習文化課

(1) 現状と課題

公共施設を活用し、地域の人たちの参画を得ながら、スポーツ・文化・自然体験活動や学習支援を行い、子どもたちが心豊かでたくましく育つことができる環境づくりを行っています。

多様な体験を土台とし、その体験を通じて子どもたちがどのような気づきや学びが得られるか、体験を通じて大人がどう関わるかなど、子どもたちの生きる力を育むために、体験の質や体験を通じた人との関わりが重要になってきます。

(2) 基本方針

子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、学校と家庭と地域住民が協力し、地域の特色を生かした体験的活動や学習支援の提供など、工夫を凝らして地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇地域における大人と子どもの交流機会を増やし、子どもを育む地域の支援体制の形成を促すため、体験活動や学習支援の継続的な提供を進め、これらに携わる地域の協力者を増やします。

〇多様な体験活動を通じて、学ぶ力ややり抜く力、協調性、積極性など、将来、社会を生き抜くために必要となる資質・能力の育成に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども体験活動充実事業	地域住民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長できる地域環境を形成するだけでなく、地域住民が自らの技術や知識を発揮できる場を創出	生涯学習文化課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業参加者のべ数	人	3	5,411	6,000	生涯学習文化課

②　保育機能の充実

教育委員会事務局 幼児課
教育委員会事務局 教育総務課

⑴ 現状と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。

これまでから、保育所等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、こうした背景を反映し、年々、保育所や認定こども園長時部への入所希望が増加し、入所できない待機児童が発生していることから、早急な対応が必要です。

また、施設の老朽化に対して、長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全を図っていく必要があります。

⑵ 基本方針

社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、すべての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要かつ良質なサービスの提供および教育の充実に向けて、地域ごとの特性に応じた園施設の適正配置を図ります。

また、子どもたちの一層の安全・安心な保育環境を確保するため、長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全に努めます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇保育ニーズへの対応や、民間ならではの特色ある多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援し、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の定員の適正化を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。

〇就学前教育・保育においては集団生活の中で協調性や道徳性、規範意識などを育むことが重要であることから、どの園においても一定規模の集団が確保できるよう努めます。

〇幼稚園の預かり保育や保育ルーム事業などの多様な保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
児童福祉施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対しての支援	幼児課
保育所運営支援事業 認定こども園運営支援事業	民間保育所、認定こども園における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所、認定こども園が行う事業への支援	
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業への支援	
就学前施設の長寿命化事業	長寿命化を見据えた施設の維持管理と予防保全	教育総務課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	待機児童数	人	3	13	0	幼児課

③　結婚支援の推進

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、これまでから活力あるまちづくりに寄与することを目的として、地域ごとに結婚相談員を委嘱し、定期的に結婚相談所を開設するなどして結婚支援に取り組んできました。近年では、全国的に晩婚化・未婚化の傾向が進行しており、少子化や過疎化による地域力の低下が懸念されています。

(2) 基本方針

結婚を契機として本市の定住者が増えることで、人口減少に歯止めをかけるため、結婚を希望する市民に対し男女の出会いの機会を創出するなど結婚への支援を充実させます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇少子化対策や地域力の向上を図るために、市をあげて結婚～出産～子育てと切れ目ない支援を行うなかで、その出発点となる『結婚』を望む人たちへの支援施策を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、本市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供および支援の実施	社会福祉課
結婚支援活動補助事業	本市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対する補助金の交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	結婚相談会開催回数	回	3	63	96	社会福祉課

1.3子育てに関する経済的支援の充実

①　母子保健・医療サービスの充実

健康福祉部 健康推進課
市民生活部 保険年金課

⑴ 現状と課題

晩婚化や第１子の出産年齢の上昇、核家族化、地域における妊産婦やその家族を支える力が低下しつつあることから、妊産婦の不安や負担が増えてきています。また、新生児訪問における質問票から、産後の育児など何らかの不安を感じている母親が多くいることがわかります。このため、妊娠期から出産・育児までの不安や育児負担に対する支援体制を強化するとともに、乳幼児健診の受診を推進することにより、疾病等の早期発見に加え、子育て支援、虐待予防の体制を強化する必要があります。

また、子どもや家庭が抱えるさまざまな複合する課題に対し、切れ目ない包括的な支援を行うため、関係機関が果たしてきた機能や役割を充実させ、より一層連携強化を図ることが重要です。

社会全体で子どもを育てるために、子育てにかかる費用負担を子どもの家庭のみが担うのではなく、子どもにかかる費用は未来のための先行投資と考えていくことが重要です。しかし、限られた予算のなかで、子どもにかかる費用のどの分野を充実させていくのか、出来るだけ偏りのないバランスの取れた施策を考える必要があります。

⑵ 基本方針

妊産婦の不安や育児負担を軽減するため、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実し、安心して子育てができるよう子育てコンシェルジュと地域の子どもに関わる関係機関が連携し、子育て支援体制を強化します。また、乳幼児健診等で乳児の健やかな成長発達を支援します。

子育て家庭の経済的支援として、就学前児童を対象とした乳幼児福祉医療費の助成および義務教育中の子どもを対象とした子ども医療費の助成を実施します。

⑶ 重点的に取り組む視点

○子育てに不安を感じている母親に早期から相談支援を開始するほか、サロン等での相談支援や保護者交流を実施します。また、産後に心身の不調又は育児不安等がある人に対して、日帰りおよび宿泊で相談支援を実施します。さらに、乳幼児健診の受診を推進します。

○支援が必要な妊産婦・子育て世帯・子どもに対して支援ニーズを確実につなぐため関係機関と連携しながら切れ目ない支援を実施します。

○病気にかかった子どもの医療費を助成することで、安心して医療にかかれるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
母子保健事業	不妊不育治療にかかる費用の助成や母子健康手帳・父子手帖の交付、妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談の実施	健康推進課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠相談や支援、ハッピー子育て事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型）の実施	
福祉医療費助成事業	就学前までの子どもやひとり親家庭に対する保険適用時の医療費自己負担額の助成	保険年金課
子ども医療費助成事業	就学後、義務教育終了までの子どもに対する保険適用時の医療費自己負担額の助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	3 歳 8 か月健診受診率	%	3	96.9	100	健康推進課
2	ハッピーチケット利用率	%	3	19.9	30	

②　子育てにかかる経済的負担の軽減

教育委員会事務局 すこやか教育推進課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

人口減少が進むなかで、人口減少に歯止めをかけ、人口の自然増・社会増に繋がる施策を体系的に進めていく必要があります。特に、山間部のみならず都市部においても進行する少子化への対策は喫緊の課題であり、子育てにかかる経済的負担の軽減を進めることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えるための施策が求められています。

さらに市民全体で子育てを支援できる環境を整え、若者世代に、安心して子育てができるまちとして選ばれ、定住化の促進を図る必要があります。

(2) 基本方針

子育てにかかる経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対策の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○小学校（義務教育学校前期課程）の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちのすこやかな成長を市民全体で支えます。

○多子世帯の幼稚園・保育所保育料や給食費の負担軽減事業を継続実施することで、深刻な少子化や人口減少に歯止めをかけます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民で支える小学校給食費補助事業	小学校（義務教育学校前期課程）に在籍する児童の保護者で、本市に住所を有する者に対して、小学校（義務教育学校前期課程）の学校給食費の保護者負担を補助することで、保護者の経済的負担の軽減・子育て世代の定住化を促進	すこやか教育推進課
多子世帯への保育料・給食費軽減事業	年齢および所得に関係なく、多子世帯の保育料・給食費の軽減事業（第 2 子児童半額、第 3 子以降無償）を継続実施し、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	子育てにかかる経済的負担の軽減の満足度（市民意識調査）	点	4	2.85	3.7	すこやか教育推進課 幼児課

2　健やかで豊かに暮らせるまちづくり

2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

①　高齢者の社会参加の促進

健康福祉部 長寿推進課

⑴ 現状と課題

高齢者の生活が健全で豊かなものとなるよう、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手不足、活動のマンネリ化といった課題のなかで、老人クラブ数や会員数が減少しています。

高齢者の社会参加が介護予防につながることから、地域の通いの場であるサロン等の支援、高齢者が活躍できる環境の充実、高齢者を支える担い手の育成を、市民や地域のさまざまな団体・事業者とともに推進していく必要がありますが、感染症の重症化の心配から外出機会が減少し、こうした取組の縮小を余儀なくされる事態が生じています。

また、急速にデジタル化が進む社会において、高齢者自らがデジタル機器等を身近に活用できるよう、必要な支援に取り組む必要があります。

⑵ 基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で多様な価値観を持ちながら生きがいのある生活が続けられるよう、時代に応じた高齢者の社会参加を促進します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇高齢者の社会参加に向けた活動が地域の特性に応じて、過度な負担なく、持続的・発展的に実施されるよう、老人クラブ活動の促進について検討するとともに、介護保険制度の地域支援事業等を活用するなど、さまざまな形で、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

〇感染症の影響により縮小した地域サロンなど住民主体の活動や、老人クラブの多様な社会活動を再び活性化させるとともに、地域と一体になって専門職の知識や技術を活用した高齢者の居場所づくりに取り組みます。

〇地域活動の再活性化にあたっては、従来型の活動だけではなく、スマートフォンなどのコミュニケーションツールの利用など、デジタル技術を積極的に活用した新たな取組を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
老人クラブ活動補助事業	老人クラブの活動に要する経費に対する、年間を通じてクラブ活動を支援するための補助	長寿推進課
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防通所活動支援事業）	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援の補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりへの整備、運営補助	
高齢者向けスマートフォン講座	スマートフォンの基本的な操作方法やアプリの活用方法を学ぶ講座の開催	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	老人クラブによるバス利用助成　年間件数	団体	3	9	120	長寿推進課
2	地域介護予防通所活動運営補助金交付団体数	団体	3	46	78	
3	高齢者活躍よりあいどころ事業運営補助金交付団体数	団体	3	8	24	

②　高齢者サービス供給体制の整備

健康福祉部 長寿推進課
健康福祉部 介護保険課

⑴ 現状と課題

高齢化の進展と要介護認定者の増加に伴い、各種介護サービスのニーズが高まるとともに、高齢者のみの世帯や高齢単身者の急増に地域の見守りが行き届かない状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。

本市では、「ゴールドプランながはま 21」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」および「地域支援事業」の充実を図っています。

⑵ 基本方針

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、サービスの提供状況や施設の整備状況・利用状況などの地域の特性を把握検証するとともに、地域のニーズにあった必要なサービスを提供することをめざした取組を進めます。

予想される要介護認定者の増加に対応していくため、介護予防や自立支援、自立的生活が社会的に困難な人への支援などの充実を図っていきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの量の確保と質の向上に努めるため、事業者等との連携や、介護に携わる人材の参入を促進させる取組を行うとともに、人材の定着や育成を支援する取組を進めます。

〇日常生活圏域ごとの施設整備状況や利用状況を検証し、必要な人に必要なサービスを提供します。

〇生活困窮や住環境が整わないことなどで在宅生活が難しい高齢者や、被虐待者など複雑な課題を抱えた高齢者の生活の場の確保を図ります。

〇日々の見守りや衛生材料支給など、介護保険以外のサービスの活用や民間事業者との連携により、住みなれた自宅での生活が継続できるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
介護保険サービス給付	所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付	介護保険課
地域ケア事業 （見守り配食サービス）	在宅の一人暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯への、1日1回週5日を限度とする昼食又は夕食の宅配の際に見守りを実施	長寿推進課
地域ケア事業 （緊急通報装置維持管理委託）	在宅の一人暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	
保健福祉事業 （衛生材料支給）	市民税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5で在宅生活者への、紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付	
高齢者地域生活支援事業 （生活管理指導短期宿泊事業）	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	
高齢者地域生活支援事業 （屋根の雪下ろし）	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業等の除雪作業について、委託費用の一部を助成	
高齢者地域生活支援事業 （日常生活用具給付事業）	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）を給付	
高齢者地域生活支援事業 （理美容サービス事業）	在宅生活での保潔のため、居宅においての理美容サービス（年2回）	
高齢者施設入所措置事業 （養護老人ホーム入所措置） （虐待防止法措置）	高齢者虐待や環境上の理由、経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を、市福祉事務所の措置により養護老人ホーム等へ入所	
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8年度	
1	介護保険サービス給付（介護給付費）	億円	3	108.2	130	介護保険課

③　活力ある地域社会づくりの促進

健康福祉部 長寿推進課

(1) 現状と課題

働く意欲のある高齢者がその能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられる社会的機能として、シルバー人材センターが、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的、簡易的な就業機会を確保、提供し、また高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に寄与しています。

少子高齢化・人口減少社会の状況下で、高齢者の活躍できる機会が増加するよう、年齢を問わず能力に応じて働くことができる場づくりが必要です。

また、地域が抱えるさまざまな課題を整理するとともに、課題を地域の力で解決していくため、人材の集約と課題とのマッチングを行い、具体的な雇用につなげる必要があります。

(2) 基本方針

高齢者が活躍する社会づくりを推進するため、一人ひとりが培ってきた経験や技術を地域で生かせる機会を確保するとともに、本市が直面する地域課題の解決に向け、地域の力を活用した取組を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域課題の解決や持続可能な地域経営に向けて、市民や地域、民間の力を活用した官民パートナーシップを推進します。

○高齢者が持つ知識・経験や技術を整理・蓄積するとともに、これらの力を積極的に生かした、高齢者が活躍する地域づくりを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
シルバー人材センター事業運営補助	シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増大を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりの推進を支援	長寿推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	シルバー人材センター会員数	人	3	1,601	1,780	長寿推進課

④　高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進

健康福祉部 長寿推進課
健康福祉部 介護保険課

(1) 現状と課題

改正介護保険法（平成 27 年 4 月施行）において、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、本市では平成 28 年 3 月から事業を開始しています。今後は、高齢者が生きがいをもって活動的に過ごせる環境をつくるため、地域の通いの場のさらなる立ち上げや、継続的なリハビリテーションの推進を図りながら、生活機能の低下が認められる高齢者への支援を包括的・継続的に実施する仕組みを構築する必要があります。

感染症の影響により、地域住民等による福祉活動やボランティア活動、健康づくり活動や介護予防活動は、休止や延期、回数減少などを余儀なくされた結果、フレイルの進行による体力、生活機能の低下など、高齢者の要介護状態に陥るリスクの増大が現実のものとなっています。

(2) 基本方針

生活支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築し、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた取組を進めます。

また、こうした取組の新たな担い手を、住民・事業者・行政等の全員参加型で育成し、地域での福祉活動や健康づくり活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、日常生活支援に携わる人材の参入促進、定着、育成による福祉人材の量的・質的確保を促進します。

○75 歳以上の後期高齢者を対象に、個別への支援と、通いの場等での集団への支援を組み合わせてフレイル予防を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を進めます。

○感染症の影響により縮小された健康づくり活動や介護予防活動について、感染防止対策と新たな生活様式をふまえた上で、再開と継続支援に努めます。

○高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターと連携して、人と人とのつながりができる通いの場づくり、活動組織づくり、継続的な買い物支援対策を実施するほか、さまざまな地域資源の開拓を進めます。

○高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だけでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、ICT などの技術の利活用を推進します。

○高齢者の買い物や通院時の移動手段について、市全体の公共交通のあり方をふまえつつ、地域の団体の活動支援や民間事業者との協力体制づくりに努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援の基盤整備に向け、買い物情報など地域のニーズと資源の収集・創出・マッチングや関係者のネットワークの構築等を行う生活支援コーディネーターを事業の委託先に配置し、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置	長寿推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康寿命の延伸を図るよう、生活習慣病の悪化を防ぐ保健事業と虚弱状態を予防する介護予防事業、生活を維持する公的なサービスおよび地域資源を一体的に提供する取組を実施	
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	地域の多様な主体による多様な生活支援を地域のなかで確保できるよう、サービスの基準や手法の検討、サービス提供者の資質向上に向けた養成研修を実施	
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防通所活動支援事業）	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援への補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防および健康づくりへの整備、運営補助	
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防活動支援事業）	高齢者が運動機能の維持向上を図るよう、転倒予防教室を通した自主グループの立ち上げ支援、介護予防の普及啓発を行う介護予防サポーター育成支援のための研修会や活動発表の場の設定や運営に必要な補助	
地域包括支援センターの運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、民間の活力を活用し、5 ヶ所で運営	
地域ケア会議推進事業	医療・介護の専門職や地域関係者の協働による、介護支援専門員のケアマネジメント支援、個別ケース検討から共有された地域課題に基づく地域づくりや政策形成の検討	
成年後見センター事業	中核機関と位置付けるセンターに業務を委託した上、連携して各種業務を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地域の転倒予防自主グループの総数	グループ	3	166	171	長寿推進課
2	生活支援コーディネーター活動件数（累計）	件	3	5,800	6,300	
3	成年後見制度に関する相談件数	件	3	250	270	

⑤　認知症高齢者への支援の充実

健康福祉部 長寿推進課

⑴ 現状と課題

本市の認知症高齢者の推計数は、令和３年は約4,500人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまでは、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態から支援に入ることが多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害への対応を確認しておくなど、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。

また、たとえ認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスの整備、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。

⑵ 基本方針

認知症のある人やその家族が、住み慣れた場所で安心して暮らせるまちをめざし、医療、介護、地域の関係機関とのネットワークを形成しながら、認知症の早期診断・早期対応を促すとともに、認知症とその家族を支援する体制づくりを行います。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、関係機関との連携、地域の実態に応じた支援体制の整備を図ります。

〇認知症の疾患が疑われる人や生活機能障害がみられる人について、早めの診断や対応ができる支援体制づくりを推進します。

〇認知症の進行を遅らせ、本人らしく自立した生活が継続できるよう、認知症の正しい知識とケアの普及啓発、介護サービスの提供者・専門職のスキルアップ、地域の見守り支え合い体制の充実などに取り組みます。

〇認知症のある人とその家族・地域住民・専門職等、誰もが気楽に参加でき、安心してほっと一息つける場づくりを推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	長寿推進課
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症のある人およびその家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的に行い、自立生活をサポ―ト	
認知症高齢者等ほんわか SOS ネットワーク事業	外出して行方不明となった認知症のある人等を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる体制の構築	
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築および認知症ケアの向上を図る取組を推進	
認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業	誰もが安心して外出できるまちづくりのため、市が保険に加入し、認知症のある人が日常生活における偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償金を保険で補償	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	キャラバンメイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を見守る応援者の数	人	3	36,883	48,000	長寿推進課
2	行方不明になられた認知症高齢者等の情報をメール配信し、早期発見につなげるための情報を提供してもらう協力者の数	人	3	4,664	5,800	

2.2 しょうがい福祉の充実

①　「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人が年々増加することが見込まれる中、しょうがいのある人を取り巻く環境は複雑・多様化しています。しょうがいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会をめざすため、市民のしょうがいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮が提供される社会づくりを進める必要があります。

また、関係機関をはじめとする地域の連携や相談支援機能を高めることによって、地域全体でしょうがいのある人を支援する体制を強化する必要があります。

(2) 基本方針

しょうがいのある人もない人も市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活ができる「やさしいまち長浜」を実現するための体制づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇しょうがいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共生することのできる地域社会の実現のため、しょうがいに対する理解の促進、差別等の解消に向けた取組を推進します。

〇地域全体でしょうがいのある人を支えるために、相談支援事業所の連携による支援体制の強化に取り組みます。

〇しょうがいのある人が暮らしやすく、安全で活動しやすいまちをつくるために、ユニバーサルデザインの推進と情報のバリアフリー化に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
しょうがい者相談員業務委託事業	本人又はその保護者等からの相談に対する必要な指導および助言、関係機関の業務に対する協力およびしょうがい者の自立と社会参加の増進	しょうがい福祉課
しょうがい者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図っていく相談支援事業の充実、新規に設立される相談支援事業所の育成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	各相談員の相談件数	件	3	150	150	しょうがい福祉課
2	事業所のサービス受給者数	人	3	1,561	1,810	

②　地域生活の支援と活動支援の充実

健康福祉部 しょうがい福祉課
市民生活部 保険年金課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人の増加により、しょうがい福祉サービス等のニーズが増加、多様化していますが、そのニーズ等を支えるしょうがい福祉サービスの提供可能な量が不足しています。

しょうがいのある人が自分らしく地域で安心して暮らすため、就労や意思疎通の支援、福祉用具や手当の給付、医療費助成等のさまざまな支援や、災害時の避難支援体制の充実が必要です。

(2) 基本方針

しょうがいのある人の地域生活を支えるために、サービス事業の拡大をはじめ、さまざまなニーズに対応できるよう支援の充実を図ります。

また、災害時に介護を要する要配慮者が避難生活を送ることができる指定避難所や福祉避難所における支援体制の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇しょうがい福祉サービスを提供する事業所に対して、サービス事業の拡大を働きかけます。
〇しょうがいのある人の医療費、日常生活用具等の支給の継続や、就労支援体制の充実、権利擁護事業に取り組みます。
〇福祉避難所等の体制を充実できるよう必需品等の備蓄に努めます。
〇福祉医療費助成事業における、所得制限の緩和について検討します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
福祉医療費助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険年金課 しょうがい福祉課
しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、理美容サービス事業、意思疎通支援事業	しょうがい福祉課
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内７ヶ所に備蓄	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	しょうがい福祉サービス事業所数	ヶ所	3	76	80	しょうがい福祉課
2	自動車改造費助成件数（本人運転）	件	3	3	5	
3	在宅重度しょうがい者住宅改造費助成件数	件	3	6	8	

③　子どもの発達支援と教育・医療・保健・福祉の連携強化

健康福祉部 しょうがい福祉課
健康福祉部 しょうがい福祉課（発達支援室）
健康福祉部 しょうがい福祉課（児童発達支援センター）
健康福祉部 健康推進課
教育委員会事務局 教育指導課（特別支援教育推進室）
教育委員会事務局 幼児課

⑴ 現状と課題

本市では、発達に支援を必要とする子どもに対し、発達支援室、児童発達支援センターおよびこども療育センターにおいて相談支援や発達支援を実施しており、幼稚園、保育所等の在籍園においては、職員を加配する等の支援を行っています。また、出生数は年々減少していますが、支援ニーズは多様化、複雑化しています。

発達に支援を要する子どもへの支援は、できるだけ早い時期に支援を開始し、教育・医療・保健・福祉の各機関が連携して、生涯にわたり一貫した支援を継続的に行われることが必要です。発達に支援を要する子どもへの総合的な支援の充実のために、個に応じた質の高い専門的な相談や支援を実施できるよう関係機関の連携を強化していく必要があります。

⑵ 基本方針

すべての子どもがともに成長できるよう、発達に支援を要する子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、そのための専門的な知識・技術を持った相談、および支援の実施と、関係機関の連携強化に取り組みます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇教育・医療・保健・福祉の関係機関で構成する発達支援連携会議を定期的に開催することにより各関係機関の連携を強化し、発達に支援を要する子ども、家族への支援体制の充実と支援者の指導力の向上強化を図ります。

〇地域の保育・教育の中で、子ども一人ひとりのしょうがいの状態および発達の過程・特性に応じた合理的な配慮と発達支援が実施できるよう、専門的な知識・技術による後方支援を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就学前教育推進事業	支援ルームの設置・運営	幼児課
就学前教育推進事業	対象児童の発達を促すための適切な支援について巡回相談員等とともに検討し体制および保育活動の充実を図り、園における特別支援教育推進のため特別支援教育のリーダーを育成	特別支援教育推進室
保育所等訪問支援事業	保育所･幼稚園等に在籍する対象児童に対する集団適応のための専門的な支援	児童発達支援センター
地域巡回支援事業	発達に支援を要する児童を預かる施設等に、発達支援の専門的な知識・技術を持った相談員が訪問し、施設等の支援を担当する職員に対して助言	発達支援室
発達支援連携会議	発達に支援を要する方に対しての支援体制を構築するため、関係機関の連携のあり方や推進・強化を図るための会議を開催	発達支援室
相談支援事業	発達に課題のある就学前児童が児童発達支援や保育所訪問支援等のサービスを利用するために必要な、サービス利用計画の作成および通所受給者証の申請手続きの支援	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就学特別支援検討委員会の実施回数	回	3	7	7	特別支援教育推進室
2	就学前特別支援巡回相談園数	園	3	25	25	
3	保育所等訪問支援の利用実人数	人	3	16	32	児童発達支援センター
4	地域巡回支援事業の実施回数	回	3	17	30	発達支援室
5	発達支援連携会議の開催回数	回	3	13	15	

④　医療的ケア児およびその家族に対する支援の推進

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1)現状と課題

医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どもたちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠です。一方で、医療的ケア児者の家族が抱える日々の生活上の課題への支援は、十分ではありません。

医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援ができるよう体制を強化する必要があります。

(2)基本方針

しょうがいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み、育てることができる社会実現のため、支援体制の充実に取り組みます。

(3)重点的に取り組む視点

〇医療的ケア児およびその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行えるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、サービス事業所等の施設整備や人材確保、人材育成への取り組みを行い、支援体制の強化に取り組みます。また、関係機関と連携し家族等の負担軽減に繋がる環境整備に取り組みます。

(4)今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
医療的ケア児等コーディネーター配置事業	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスを紹介するとともに、関係機関との連携に取り組む	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	医療的ケア児等に係る事業数	件	3	4	6	しょうがい福祉課

2.3生活支援制度の充実

①　社会保障制度の健全な運営と市民理解の促進

市民生活部 保険年金課

(1) 現状と課題

被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加しています。さらに今後も医療費の増加が予想され、国民健康保険の財政状況はより厳しくなる中にあっても、安定した運営が求められています。このため、医療費適正化対策を推進するとともに、国民健康保険制度の概要や現状について市民の理解を深める取組が必要です。

(2) 基本方針

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営できるよう、医療費適正化対策を充実させるとともに、制度に対する市民の理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇被保険者個人に対する後発医薬品の差額通知や医療費通知等の医療費適正化対策の充実を図ります。

〇医療や健診等のさまざまなデータを活用し、多角的な視点から効果的・効率的に事業を推進するため、地域づくり協議会や自治会等と連携し、地域の医療費や健診の受診状況、地域ごとの健康課題や特徴を情報提供し共有を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
後発医薬品利用促進事業	医療費適正化を目的に、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知	保険年金課
医療費通知事業	医療機関等への受診状況や患者負担額等を通知し、被保険者の健康や医療に対する理解の促進	
国民健康保険出前講座	国民健康保険制度の概要や医療費の状況などを解説するため出前講座等を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	後発医薬品使用率	%	2	80.1	82.0	保険年金課
2	医療費通知実施回数	回	3	4	4	
3	国民健康保険出前講座等の実施回数	回	3	1	5	

②　自立支援の充実

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

稼働年齢であるにもかかわらず雇止めや収入減少、一時的な病気療養などにより離職を余儀なくされ、再就職が困難な者、特に 40 歳代～50 歳代の中高年層に対して積極的に就労支援を行っていますが、被支援者のこれまでの職業経験による職種の固定化や、希望職種があっても年齢による制限により就労が困難な状況となっています。こうしたことから再就職が実現せず、自立意欲の低下を招く恐れがあるため、個々に対する就労支援員のアセスメントによってそれぞれが抱える就労上の問題点を明らかにし、一人ひとりに応じた粘り強い支援を続けています。

また、支援を継続する場合は、被支援者の“新しい職種へチャレンジする”という意識改革や自立するという意志をいかに持続させるかが課題となっています。

(2) 基本方針

社会的に援護を必要とする生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度および生活保護制度を適正に活用するとともに、自立して暮らすことができるよう支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

〇生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の適正な活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	仕事や生活に困っている方に対し、就労支援・就労準備支援等、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う	社会福祉課
生活保護費給付事業	生活困窮者の最後のセーフティネットとして、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	支援プラン作成率	%	3	100	100	社会福祉課
2	生活保護率	‰	3	8	8	

2.4全ての世代がいきいきと生活できる取組

①　健康づくりの推進

健康福祉部 健康推進課
健康福祉部 健康企画課

⑴ 現状と課題

本市の死亡原因をみると、男性は慢性閉塞性肺疾患・心不全・肺がん、女性では高血圧性疾患・胃がん・くも膜下出血・脳血管疾患の割合が国・県の平均より高くなっています。他地域より死亡率が高いこれらの病気を発症させている要因への対策を集中的に行い、重点的で効果的な健康づくりを進めていくことが必要となっています。

また、感染症の影響でこれまでの生活様式が大きく変化し、市民の健診受診の意識低下や、外出抑制による運動不足などの新たな健康課題に取り組む必要があります。同時に、平時から感染症予防の市民意識や関心を維持していくとともに、新興感染症等の対応についても備える必要があります。

⑵ 基本方針

市の健康課題を分かりやすく提示した「むびょうたん＋１」を中心とした、長浜市健康都市宣言をもとに、健康づくりに取り組んでいきます。

また、市民が生涯を通じて自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を理解し、健診受診や生活習慣の改善を実践できるようにデジタル技術の活用も含めた支援に取り組みます。また、今後起こりうる新興感染症についての対応を準備していきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇むし歯対策では各種団体と連携し「お茶でバイバイ！むし歯菌」を共通のキャッチフレーズとして推進します。今後も継続して子どもおよび予防活動に関わる大人が、糖分の過剰摂取を控える生活習慣を身につけられるよう支援します。

〇受動喫煙対策では、健康増進法の趣旨のもと「タバコによる健康への影響や受動喫煙防止の必要性」「タバコを吸わない人の前で喫煙しない、タバコの煙を避ける」ことについて市民や地域団体等に周知し、防止対策の推進に関する相談支援等を通して市内の受動喫煙が減少するよう努めます。

〇禁煙の推進にあたっては、感染症の重症化リスクなどをふまえ、各世代への啓発・相談支援に努めます。

〇食生活への対策では、野菜摂取量や塩分摂取量に気を配ることが大切です。塩分を控えたバランスの良い食事がとれるよう、健康推進員などと連携して、市民への啓発に努めます。

〇こころの健康対策については、悩みを抱え込まず相談しやすい環境づくりや、睡眠や休息の大切さを周知し、市民のメンタルヘルスに対する支援に努めます。

〇運動対策については、日々の生活習慣の中に自分にあった身体活動が取り入れられるよう、IoT機器等を活用し、関連事業や地域団体、企業と連携しながら、市民が年間を通して運動に取り組

めるよう支援します。

○がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、コロナ禍で減少した受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。

○生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心をもち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。

○感染症予防の基本的な対策や感染症に備えた体づくりなどの啓発を行うとともに、未発生期から防護用品の備えを行い、感染症対策に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康増進生活習慣病健診事業	生活習慣病健診の実施による早期発見、重症化や合併症の発症の予防、受診者が健診結果から生活習慣を振り返り改善できるよう支援	健康推進課
健康増進がん検診事業	5 大がんの検診実施、効果的な検診受診勧奨と検診を受けやすい環境づくり、市民団体や教育機関等と連携した正しい知識の啓発	
感染症予防事業	広報やホームページ、出前講座等による感染症予防の啓発、新型インフルエンザ等対策計画（新型コロナウイルス感染症含む）に基づく感染防護用品の備蓄、結核健康診断や高齢者の結核の啓発等	
精神保健福祉事業	自殺の減少をめざした、うつに対する正しい知識の普及、専門的な研修を受けたゲートキーパーの育成、悩みを相談できる環境づくりや専門医へつながる連携の構築等	
予防接種事業	予防接種法に規定されている定期予防接種の実施	
小児慢性特定疾患児等支援事業	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	国保特定健診の受診率	%	3	36.0	60	健康推進課
2	市がん検診のべ受診者数	人	3	13,597	15,710	
3	自殺死亡率（人口 10 万対）	人	3	14.5	9.9	
4	ゲートキーパー養成講座人数（延べ人数）	人	3	3,110	4,000	
5	3 歳児の虫歯疾患率	%	3	14.6	11	
6	感染症防護用品の備蓄率 （新型インフルエンザ等対策マニュアルの必要備蓄数）	%	3	58.2	100	
7	予防接種率（Ａ類疾病　乳幼児対象）	%	3	97.4	100	
8	喫煙者割合の減少（国保特定健診受診者問診票）	%	3	11.3	10.5	健康推進課 健康企画課
9	1 日あたりの塩分摂取量（健康栄養マップ）	g	27	男性 10.2 女性 8.8	男性　7.5 女性　6.5	

②　健康づくりを支援する地域づくり

健康福祉部 健康推進課
健康福祉部 健康企画課

⑴ 現状と課題

健康づくりの取組は、従来、個人の取組が中心でしたが、個人の健康は個人を取り巻くさまざまな社会環境の影響を受けることから、「健康づくりはまちづくり」と言われるように社会全体で健康づくりを総合的に取り組むことが必要です。

健康づくりに関する研究では、個人が持つ人々とのつながり、ネットワークが豊富であれば、健康に良い情報を得る機会やお互いに助け合う機会が多く、それらが個人の健康を高めることにつながると言われています。社会環境の変化をふまえ、従来の地区組織活動に加え、民間企業の資源やノウハウ、デジタル技術を活用し社会全体が相互に支えあいながら健康を守る環境づくりに努めることが重要となっています。

⑵ 基本方針

人生 100 年時代において、すべての世代の人がいきいきと暮らせるまちをめざし、健康都市宣言をふまえ個人の生活の質の向上と、健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル（人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク）の醸成に努めます。

また、一人ひとりにあった健康管理ができるよう、デジタル技術を活用した取組などを通して市民の健康づくりを支援します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇健康都市宣言をふまえ、地区の保健活動を通じて地域や関連団体との連携を進め、個人と地域とのつながりを大切にした健康なまちづくりをめざします。

〇民間活力やデジタル技術を活用し、日々の暮らしの中で気軽に健康に関する行動がとれるような健康づくりの推進を図ります。

〇世代間の交流や地域社会のつながりを育み、地域を単位として市民がともに健康づくりに取り組む環境づくりを進めます。

〇京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民１万人の参加を得て実施しているながはま０次予防コホート事業については、長年蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることをめざします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはま健康ステーション事業	市内量販店等と協働で、買い物の場での健康測定や体験などを通し、市民が健康状態を把握したり、健康情報に触れ、健康意識を高めるきっかけづくりを提供	健康企画課
健康推進アプリ「BIWA-TEKU（ビワテク）」事業	運動や健診受診等のきっかけづくり、習慣づくりとなるように、インセンティブを取り入れた健康推進アプリを使った健康づくりを実施	
長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	
健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
健康パークあざい管理運営事業	健康パークあざい内の温浴・公園施設が、市民の健康、生きがい、保健福祉の拠点となることを目的に、指定管理者による施設の管理運営	
0 次予防推進事業	0 次健診（概ね 5 年に 1 回）を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	健康推進課 健康企画課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ながはま健康ステーション事業参加者数	人	3	846	1,000	健康企画課
2	BIWA-TEKU（ビワテク）ダウンロード総数	人	3	1,878	4,500	
3	民間企業と連携した事業数	事業	3	8	20	

3　一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり

3.1 福祉を担う人材・団体の育成

①　地域福祉を担う人材・団体の育成

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市では、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉活動に関する講座を開催するなど、市民が必要な知識や技術を身につけるとともに、地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援しています。また、市内 15 の地区社協活動エリアごとに、地域住民とともに地域福祉全般に取り組むコーディネーターを配置し、住民ならびに各種団体と連携し、地域課題の共有と課題解決に向けた取組を推進しています。しかし、地域における福祉の推進役（リーダー）をはじめとする担い手の不足や地域の福祉関係団体の会員の減少・高齢化などが問題となっています。

(2) 基本方針

地域コミュニティを基盤に、市民と福祉関係者の協働による地域福祉が推進するよう、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会などの地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。また、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

〇地域福祉を主体的に担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会との連携のもと、活動の中心的な役割を担う人材の発掘・確保・育成を図るとともに、地域が抱える福祉課題の解決に向けた地域住民同士の意見交換の場づくりや勉強会・養成講座を開催します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援および長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対する補助	
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要となる情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助	
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動による、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制の構築	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜市社会福祉協議会に登録される団体数	団体	3	227	250	社会福祉課
2	長浜市社会福祉協議会が支援するふれあいサロン（各自治会等における地域の人同士のつながりを深める自主活動）の数	団体	3	286	290	
3	地域の安心見守り活動協定締結事業者数	団体	3	34	35	

②　重層的な支援体制の整備

健康福祉部 社会福祉課

⑴ 現状と課題

子育て、介護、しょうがい、生活困窮、ひきこもり、8050 問題等、地域住民の抱える課題は複合化・複雑化しています。また、課題を抱えていても自ら SOS を出せず、地域から孤立し周囲に気づいてもらえない人も増加しています。

このようなことから、従来の相談の内容（属性）別の支援体制では複合課題や制度の狭間にある福祉ニーズへの対応は困難であり、属性を問わない包括的な支援体制を構築し、さまざまな機関（多機関）が協働して一体的・計画的に支援を行う必要があります。

⑵ 基本方針

子育て、介護、しょうがい、生活困窮等、多種多様な相談について、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、相談を受け止めた相談支援事業者だけでは解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人との信頼関係の構築に向け、時間をかけて丁寧な働きかけを行い、本人の状態に応じて誰一人取り残さない支援のしくみ（多機関協働事業等）による伴走支援を行います。

地域から孤立し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のために、本人や世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源（働く場や居場所など）との間をコーディネートし、社会参加に向けた支援を行います。

また、地域住民が地域の課題を共有し課題解決に主体的に関わる仕組みを構築することで、支えあいの地域づくりを推進します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇各相談支援事業者が包括的に相談を受けつけ、複合化・複雑化した課題に対しては個別支援連携会議等を開催し、関係者間で必要な協議および検討を行います。

〇支援が必要な人の孤立を防ぐために、社会資源の拡充を含めた参加支援を行うほか、本人と直接対面し継続的な関わりを持つために、積極的に関わりを持つアウトリーチを行います。

〇地域が主体となり、地域力を生かして課題解決に向かうことの出来る取組を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
包括的相談支援事業	子育て・介護・しょうがい・生活困窮等の各相談支援事業において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、必要な支援につなぐ	社会福祉課
多機関協働事業	包括的相談支援事業をはじめとする支援関係機関で受けた相談のうち、複合化・複雑化した支援ニーズを有する相談について、課題の把握や役割分担、支援の方向性の整理を行う	
参加支援事業	社会参加が困難な人など、既存の社会資源では社会参加に向けた支援の難しいニーズに対し、社会資源の拡充や開発を含めた支援メニューを策定し、本人とのマッチングとフォローアップを行う	
アウトリーチ等を含めた継続的支援事業	複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に対し、支援者が直接対面するなど、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的な支援を行う	
志でつながる支えあいの地域づくり事業	地域住民や関係団体が地域の課題を共有し、課題解決につながる仕組みを話し合う「暮らしの支えあい検討会」の実施など、地域の課題解決に向けた取組を支援する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	暮らしの支えあい検討会の開催地域の数	箇所	3	15	15	社会福祉課
2	地域での取組について暮らしの支えあい検討会で検討し、実践に至った地域の数	箇所	3	7	12	
3	多機関協働事業で新規に取り扱う件数	件	3	58	30	
4	多機関協働事業において開催する個別支援連携会議の開催回数	回	3	47	30	
5	参加支援事業において社会資源等とのマッチング件数	件	3	－	10	
6	参加支援事業において地域の社会資源等の開拓件数	件	3	－	10	

3.2 地域医療体制の充実

①　へき地における医療の確保

健康福祉部 地域医療課

(1) 現状と課題

医師不足や医師の地域偏在の影響により、湖北圏域では安定的な医師確保が難しくなっています。

特にへき地の国保直営診療所については、長浜市立湖北病院による運営や指定管理者制度により医師を確保している状況であり、将来にわたって、さらなる安定的で持続可能な医療提供体制の構築が必要です。

(2) 基本方針

滋賀県地域医療構想では、市民が地域で安心して暮らせるよう、必要な医療機能の確保および地域包括ケアシステムの構築が求められています。本市においても、人口減少や高齢化が進む中、巡回診療体制の維持、在宅医療等の充実を図りながら、医療・福祉・介護関係者等と連携を強化し、地域の特性に応じた医療提供体制を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院と国民健康保険直営診療所の連携を推進し、持続可能なへき地医療の確保に努めます。

〇県、医療機関、医師会等と連携・協議し、本市に必要な医療機能の確保に努めます。

〇国民健康保険直営診療所が実施する医師養成や市内への定着のための取組の支援および施設の充実を図ります。

〇長浜市立湖北病院および国民健康保険直営診療所が取り組む ICT 技術を活用した医療サービスおよび在宅医療の提供に向けた遠隔診療を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
へき地医療体制推進事業	地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進するための、住民や医療・保健・福祉・介護関係者等の連携強化による医療体制の充実	地域医療課

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	へき地における常勤医師数	人	3	22	22	地域医療課

②　地域医療体制の確立

健康福祉部 地域医療課

⑴ 現状と課題

全国的に、医師・看護師等の不足、医師の働き方改革への対応、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化といった厳しい環境が続いており、本市においても持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要があります。

その中でも、病院勤務医は救急体制を中心に過剰な勤務時間の負担を余儀なくされており、医師の働き方改革への対応が迫るなか、安定的な救急医療体制の確保が課題となっています。

本市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期（第一次）救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合は、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜市立湖北病院が、重篤な救急患者は、第三次救急医療機関である長浜赤十字病院が受け入れる体制を取っています。その中でも、緊急性のない軽症患者が救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」を抑制し、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応すること等により、休日の診療体制を適正化する必要があります。

また、令和３年４月から市内で分娩、婦人科の手術、入院診療が可能な病院が長浜赤十字病院のみとなりました。長浜赤十字病院は夜間休日の小児救急医療体制についても NICU（新生児集中治療室）との同時運営を行っており、負担が増大するなか、産婦人科および小児科の医師および医療体制の確保が大きな課題となっています。

⑵ 基本方針

地域の限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療体制を確立していくため、状況に応じた医療機関の役割分担を明確にし、疲弊する医師の負担を軽減する仕組みを堅持するとともに、適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図ります。

また、市内の病院が実施する持続可能な地域医療提供体制を確保するための取組を支援します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇休日に湖北地域の医療機関（市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院および長浜米原休日急患診療所）を救急で受診する場合、軽症患者は長浜米原休日急患診療所を利用するよう啓発し、適正受診を推進します。

〇高度急性期および急性期医療から慢性期医療まで、切れ目のない医療提供体制を確保するため、病院間の主体的な協力と連携による「機能分化・連携強化」への取組を支援します。

〇産婦人科および小児科の医師および医療体制を確保するための取組を支援し、地域の医療を守ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院および長浜市立湖北病院の救急医療体制整備に要する費用に対する財政支援	地域医療課
長浜米原休日急患診療所運営事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のための休日急患診療所の運営と、その利用促進に向けた広報、出前講座等による市民への啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	休日の医療機関受診者のうち長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合	%	3	32.4	50	地域医療課
2	市内病院における小児科の休日夜間の診療体制および産婦人科の分娩体制を年間（365 日）通して確保	日	3	365	365	

政策４　産業・交流
～まちの魅力が光り活力にあふれる～

既存産業の活性化とともに、新エネルギーやバイオ産業など新たな産業の創出・育成と雇用づくり、起業の支援など、地域経済基盤の安定と振興に向けた取組を進めます。また、歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、それらを生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を生かした交流で賑わう環境づくりに取り組みます。

1　たくましい経済基盤をつくるまちづくり

1.1 地域産業の振興

①　戦略的な産業基盤の強化と付加価値の向上

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

人口減少による国内需要の縮小やグローバル化により、国内外を問わず競争が激化する中で、企業経営においては、IoT 等の最新技術の導入やサプライチェーンの見直し、カーボンニュートラルなどへの対応が求められています。また、デジタル化の急速な進展や、働き方の変化への対応に加え、消費者の生活様式や消費スタイルも大きく変化しており、今後も企業を取り巻く経営環境が目まぐるしく変化すると見込まれます。

こうした変化が著しい状況の中で、地域産業が活力を持ち続けていくためには、産業を担う事業者が、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう支援を行い、経営基盤の強化を図る必要があります。

また、地域産業の持続的な発展を実現するためは、製品・サービスの高付加価値化や技術力・生産性の向上による競争力の強化をはじめ、成長産業分野への事業拡大や市場開拓による新たな収益の柱づくり等、地域産業を牽引する取組への支援が求められます。

(2) 基本方針

市内事業者が、将来の事業の成長を見据えつつ、市民の消費ニーズや生活様式の変化などの身近な変化にも対応できるよう、産業支援機能の強化を行い、製品・サービスの質の向上や生産性向上などを支援することで、事業者の経営基盤の強化と地域産業の活力向上を図ります。

また、社会潮流や産業・経済動向などをふまえつつ、これまで培ってきた技術や人材などを基盤としながら、先端技術の導入や成長産業分野等への事業拡大、新市場の開拓など、新たなチャレンジに取り組む事業者を支援することで、地域産業の競争力強化と付加価値の向上をめざします。

(3) 重点的に取り組む視点

〇業務効率化や生産性向上に向けた新技術・先端設備の導入の支援を進めます。

〇事業者の実情や経営環境の変化に応じつつ、事業者への支援を高度化・多様化していくため、産業支援機能の強化を図ります。

〇成長分野等への参入や新たなビジネス創出に意欲のある事業者に対し、地域資源やバイオ技術等の地域の強みを生かして付加価値を高めた製品開発や販路開拓への支援を行います。

〇近隣接自治体との経済面での連携強化を見据えつつ、市場・取引拡大に向けて、市外の産業支援機関や企業との連携を促します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはまチャレンジ＆イノベーション応援事業	新事業へとチャレンジする意欲のある市内事業者に対し、新事業展開や高付加価値化に繋がる製品・サービスの開発や販路開拓等を支援	商工振興課
産業振興ビジョン推進事業	産業支援人材の集中と相互連携の強化により、足腰の強い産業支援体制を構築	
バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター入居者等への支援を通じて新産業の育成・創出を図る	
企業の設備投資に向けた支援	設備投資を通じた生産性向上を図る中小企業者に対する総合的支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ながはまチャレンジ＆イノベーション応援事業応募率（応募件数／採択予定件数）	倍	3	1.4	2.0	商工振興課

1.2 農林水産業の振興

①　持続できる農業経営への支援

産業観光部 農業振興課
産業観光部 農林政策課
産業観光部 森林田園整備課

(1) 現状と課題

農村・農業を取り巻く環境は、米価の低迷による農業所得の減少、経営耕地面積の減少、農業従事者や農村人口の減少・高齢化の進行などのほか、農地の集約化に伴う土地持ち非農家の増加により、農地・農業用水等の地域資源の維持管理に支障を及ぼすことが懸念されるなど、厳しい環境に置かれています。

一方で、本市の農業特性としては、水田が耕地の９割を超える水稲を中心とした土地利用型農業であり、水田を活用した多様な農産物の生産拡大が課題の一つとなっています。

地域農業を持続させていくためには、担い手の確保と経営の安定化、農地の利用集積や老朽化する農業生産基盤の整備、農地等の多面的な機能の維持・発揮が課題であるほか、集落・地域の将来の農地利用について集落・地域で話し合うことが求められています。

また、地域農林水産業の振興だけでなく、女性農業者の仲間づくりの促進や、農山漁村で暮らす人々の「幸せ」を前提として、農村の振興に向けた多様な交流活動の促進による魅力ある地域づくりや滞在、移住などによる農業の多面的な価値を高めることも必要となっています。

(2) 基本方針

地域の産業・食の基盤としてだけでなく、市土の保全や水源涵養、良好な景観形成など多様な機能を併せ持つ農業を持続可能なものとして発展させていくため、若者や女性など次代の地域農業を支える多様な担い手を確保・支援するとともに、土地利用型農業に加え施設園芸型農業の発展等に向けた持続可能な農業の環境づくりを支援します。

担い手の確保に向けては、農地の集約化や施設園芸型農業への支援に取り組むほか、中山間地域をはじめとする農地での生産性の向上や労働時間の削減等の効果が期待されている機械化にデジタル技術を組み込むスマート農業の支援に取り組みます。

また、農業生産基盤の整備や市場ニーズに応える農産物の生産拡大を支援することにより、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入支援を進めるとともに、市内産農産物の地域内外への販売を促進します。

さらに、農村の振興を図るため、特に本市北部地域等の中山間地域を中心に、農村の多様な農林水産資源と多様な事業分野とを組み合わせて新たな価値を創出することや多業的な経済活動等による所得の向上や雇用機会の確保に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇稼げる農業の実現に向け、市場ニーズに応える農産物の生産拡大やスマート農業等農業 DX の推進に取り組みます。

〇地域計画の策定に取り組みます。

〇本市北部地域を中心とする農村振興に向け、多様な事業分野との連携による農山村資源の新たな価値創出や多業的な経済活動の支援に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中山間地域活性化推進事業	平地に比べ耕作条件が不利な状況にある中山間地域において、多様な事業分野との連携による農山村資源の新たな価値創出や多業的な経済活動を支援することにより、農業の多面的機能の維持・発揮と農村振興を図る	農業振興課
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の達成に向けた事業管理を実施	
地域農業担い手支援事業	「担い手」となる人材を確保し、持続可能な営農体制の構築と農業者の所得向上と安定を図る	
地産地消推進事業	市内産農産物の流通や販売の環境を整えることにより、市内農家の収益確保を図る	
集落営農活動支援事業	地域の将来の農地利用に関する計画（人・農地プラン、地域計画）の策定を通し、集落における農地集積や集落営農化・法人化など地域での持続可能な営農活動の検討を支援	
農業振興対策事業	消費者および実需者等の市場ニーズに応じた農産物の振興を図り売れる農産物の生産を支援するとともに、スマート農業の導入等により経営の安定を図る	
水産業振興・漁港管理事業	老朽化する漁港等を維持管理するとともに、漁場の清掃や河川への稚魚放流により漁場の環境整備を図る	
女性農業者活躍推進事業	農業に携わる女性の仲間づくりを促進し、農業の魅力を発信することにより、女性農業者が活躍できる環境づくりを支援	農林政策課
経営体育成基盤整備事業	土地改良施設の老朽化に伴う農業生産基盤の再整備を実施することにより、農業経営の安定化と農村の活性化の促進	森林田園整備課
世代をつなぐ農村まるごと保全推進事業	農地・農業用水等の資源の適切な保全管理に向け、地域ぐるみで保全する活動を支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	新規就農支援者数	人/年	3	3	3	農業振興課
2	地域計画策定数	地区/年	3	—	150	
3	女性農業者組織の会員数	人	3	27	40	農林政策課

②　環境と調和した農業の推進

産業観光部　農業振興課
産業観光部　農林政策課

(1) 現状と課題

安全・安心な食や環境に配慮した農産物への消費者ニーズが高まる中、本市においては、水稲を中心に環境こだわり農業が定着しているものの、今後はさらなる環境負荷低減への取組が求められています。

また、農地から流出する排水による琵琶湖や河川の推進や生態系への影響が懸念されていることから、関係機関と連携し、農業濁水の流出防止に取り組むことが必要となっています。

(2) 基本方針

農業における環境負荷を低減し、環境と調和のとれた農業生産活動の実践やオーガニック農業の推進を支援します。

また、農業濁水・排水対策について、関係機関と連携し、環境負荷低減に向けた普及啓発に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇国や県の制度の活用等について関係機関と連携し、環境こだわり農業やオーガニック農業に取り組む農業者への支援に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境保全型農業支払事業	環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	農業振興課
オーガニック農業推進事業	市域におけるオーガニック農業の生産拡大に向けた取組を実施	農林政策課
排水パトロール	代掻きの時期に濁水を河川に放流しないよう周知するとともにパトロールを実施	農業振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	環境保全型農業直接払交付金取組面積	ha	3	2,441	3,000	農業振興課
2	有機 JAS 取得生産者数	人	3	4	8	農林政策課

③　森林整備と林業の活性化

産業観光部 森林田園整備課

⑴ 現状と課題

森林資源の活用を進めるためには、需要を拡大していくことが重要であり、本市の森林の特徴をふまえた利用方法の開発・普及が求められています。市内の林業は主に滋賀北部森林組合および長浜市伊香森林組合の両組合によって担われていますが、これらの林業事業体等の経営基盤が不十分であり、強化が必要であること、2 つの森林組合以外の事業体の育成や製材事業者の減少も課題としてあげられます。また、森林施業を計画的に行うためには、森林境界の明確化や集落単位での団地化を行政と連携して進めることが必要です。

⑵ 基本方針

豊富な森林資源を活用し、本市がめざす「守り・育て・活かす」緑豊かな森づくりを進めるため、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できる森づくりを行い、市民全体で守りさまざまな恵みが得られる森林を未来へ引き継ぎます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇森林の境界明確化を進めるとともに、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。

〇森林資源の需要拡大を図るため、木質バイオマスの利用を促進します。

〇次代を担う子どもたちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育む「木育」の推進を図るため、子どもを対象とした木育教室等を実施します。

〇ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促すビジネス創出を図ります。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
施業集約化事業	「林地台帳」を基に、集落単位で施業地を集約化しながら境界を明確化し、施業の推進を図る	森林田園整備課
自伐型林業推進事業	市内の森づくりの担い手や森林活動団体等を対象に、伐採や搬出作業、作業道敷設等、実践につながる森林施業の養成講座を開催	
木質バイオマス事業	素材生産量の約 50%を占める C 材（チップ用材）の利用促進に向け、公共建築物への木質バイオマスボイラーの導入等を推進	
木育活動事業	子ども達が幼いころから木や森に触れ合うことで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市産材素材（丸太）の年間生産量	㎥	3	8,663	15,500	森林田園整備課
2	木育活動事業	回	3	2	2 回以上	

④　鳥獣害対策の推進

産業観光部　農業振興課

(1) 現状と課題

ニホンジカ、サル、イノシシなどによる農林業被害は、捕獲数の増加や防護柵整備が進んだことにより、ピーク時の平成 22 年度からは減少傾向にありますが、近年はサルによる被害が増加しており、対策の強化が必要です。

被害防除対策の基本となっている集落ぐるみの実施においては、高齢化等の進展により防護柵の設置や維持管理が困難になっている集落があり、対応について検討が必要です。

また、カワウによる漁業被害・植生被害については、継続した捕獲実施の効果により減少傾向にあるものの、依然として県の管理計画に定められる目標生息数を超えていることから、継続した対策が必要となっています。

(2) 基本方針

農林水産物への鳥獣被害の防止、軽減に向け、近隣自治体や関係機関と連携しながら、有害鳥獣の捕獲、被害防除、生息地管理を柱とした鳥獣害対策を推進します。特にサル対策については強化を図ります。

また、被害防除対策である集落環境点検に基づく防護柵の設置や維持・管理については、集落や近隣集落をまとめた地域ぐるみでの実施をめざすとともに、高齢化等によって地域ぐるみでの実施が困難な集落においては、外部委託等による維持管理への支援についても検討します。

カワウ対策については、関係機関と連携しながら継続的に捕獲等を実施します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇鳥獣害対策のうち、サルの捕獲や被害防除対策について、重点を置き推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
獣害対策事業	地元狩猟団体との協働によるニホンジカ、ニホンザル等の捕獲の強化、防護柵整備や追い払い、里山境界での下草刈り等の支援、集落環境点検に基づく対策検討、出前講座による普及啓発活動を実施	農業振興課
竹生島周辺カワウ被害対策事業	竹生島のカワウの大コロニーに対処するため、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、植生被害調査を進めるとともに、銃器によるカワウの捕獲を実施	
水産業振興事業（カワウ駆除）	カワウによる漁業被害の軽減と水揚げの安定を図るため、威嚇用花火による追い払いや、防鳥糸の設置を行うとともに、銃器による捕獲を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ニホンジカ捕獲頭数（有害捕獲許可）	頭	3	5,275	2,000	農業振興課
2	イノシシ捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	3	221	600	
3	ニホンザル捕獲頭数（有害捕獲許可分）	頭	3	212	130	
4	カワウ捕獲羽数	羽	3	3,902	1,900	

1.3雇用・就労機会の拡充

①　産業成長を支える人材の確保育成

産業観光部　商工振興課

(1) 現状と課題

人口減少が進む中、少子高齢化や若者の市外流出、地元回帰の減少等の影響もあり、産業全般において労働力不足が深刻化しています。将来にわたって地域産業を維持していくためには、こうした労働力不足を地域の課題として捉え、企業の人材確保を支援していく必要があります。

特に、デジタル化の進展による就労場所の自由度の高まりや、労働者の意識変化に伴う働き方の多様化など、労働を取り巻く社会潮流の変化を労働力確保の機会と捉え、女性やシニア等の就労機会拡大や都市圏からの人材獲得をはじめ、若者の市内への就労促進による市外流出の抑制や地元回帰の促進など、本市での労働力確保に向けた取組が求められます。

また、限られた労働力で多くの成果を生み出し、企業の付加価値額を向上させるには、商品・サービスを生み出す基盤となる従業員の能力向上が不可欠であり、企業の成長のためにも、従業員の経験年数や職種に合った人材育成の支援が求められます。

(2) 基本方針

本市の魅力発信や市内企業とのマッチング機会の創出などにより、若者や女性、都市圏住民など多様な人材の就労を促し、企業活動を支える人材の確保を図ります。

また、企業の中核を担い、新たな挑戦に果敢に取り組む人材を育成することで、企業の活力向上と持続的な成長をめざします。

さらに、就労形態の多様化や労働に対する価値観の変化などに対応して、多様な働き方の導入を支援し、従業員一人ひとりの活躍を促すことで、生産性向上とそれに伴う企業の付加価値額向上を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

〇学生をはじめ、都市圏からの UIJ ターンを希望する若者に対し、情報発信や企業とのマッチングの場の創出などにより、学生および若者の市内企業への雇用促進および定着促進を図ります。

〇女性をはじめ、市内で働く人がライフステージに応じた柔軟な働き方が選択できるよう、多様な働き方の導入を促進するとともに、職場の意識改革による就労環境の改善を促します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就職活動支援事業	市内企業の魅力発信や、学生等と企業とのマッチングの場の創出により、市内企業への雇用・定着の促進を図る。	商工振興課
女性の「働く」応援事業	女性の「ライフステージに応じた多様な働き方」の実現に向けて、就労しやすい仕組みや働き続けやすい環境づくりへの支援	
地域雇用活性化推進事業	市内企業の魅力的な雇用の創出や求職者への人材育成、マッチング機会の創出により、新たな雇用を創造	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	就職面接会への参加求職者数	人	3	59	50	商工振興課
2	新規雇用創造者数（累計）	人	3	－	123	
3	女性向け就職説明会参加者数	人	3	44	80	

2　新たな産業を創り育てるまちづくり

2.1 多様な資源の活用と新たなチャレンジによる地域産業の活性化

①　地域ポテンシャルを生かした地域産業の活性化

産業観光部 商工振興課

⑴ 現状と課題

本市は、多様な地域資源をはじめ、恵まれた地の利や、暮らしやすい環境、高度モノづくり産業の集積、バイオ分野における高度な技術や人材の蓄積など、多様な地域ポテンシャルを有し、立地する企業・働く人のどちらにとってもの魅力を持ち合わせた地域といえます。

その一方で、用地拡張や新たな工場用地を求める企業の市外への流出、大規模店舗の立地や消費行動の変化、若者の市外流出による労働力不足の深刻化といった、地域産業の活力の低下に繋がりかねない課題への対応も求められています。

そうした中で、地方への関心の高まりや、場所に縛られない働き方への変化などの時代潮流を、本市の企業立地や人材還流に繋げていく機会と捉え、地域産業の活力向上に向けた取組へと取り入れることが求められます。

こうした背景のもと、地域が有するポテンシャルを地域産業の活性化に繋げていくため、創業・起業支援や、地域資源を生かした製品開発支援、多様な人材の活躍促進といった地域内の取組に加え、地域内のイノベーション創出を図るためにも、市外の人材・企業との交流機会の増加や連携強化、情報発信の強化などが求められています。

⑵ 基本方針

地域内外の企業のニーズや時代の変化などを的確に見極めつつ、地域産業の裾野拡大と新たなビジネスへの展開へと繋げるため、長浜バイオ大学や研究機関、産業支援機関等の連携強化を図るとともに、チャレンジする意欲の高い事業者に対する創業・起業支援や製品開発・新事業展開等への支援により、地域内でのイノベーションの創出を促します。

また、将来の地域産業を担う人材の育成に向けた取組を進めるとともに、地の利を生かした企業立地を推進するための必要な支援等を講じ、本市における産業構造の多角化と雇用の拡大を図ります。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇企業立地助成制度の運用や遊休施設の有効活用等を通じて、本市への企業立地を促進し、地域産業の活性化と雇用増大をめざします。

〇創業・起業をめざす意欲のある人材に対し、準備期から創業後の安定期までの伴走支援を行うことで、事業の継続と発展を図り、新たな雇用の創出と地域産業の裾野の拡大を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
企業立地促進事業	市内に工場等を新増設する事業者に対して、固定資産税相当額や土地造成に係る経費を助成	商工振興課
創業支援事業	新規創業や地域企業の新事業展開に向けた、新規創業者向けのセミナー等の開催や産業支援機関による伴走型支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	企業立地件数（指定数）	件	3	1	1	商工振興課
2	ながはまチャレンジ＆イノベーション応援事業応募率（応募件数／採択予定件数）	件	3	1.5	2.0	
3	上：創業塾の受講者数 下：相談件数（ハンズオン支援数）	人	3	35 152	50 200	

②　小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする稼げる農業の創出

産業観光部 農林政策課（6 次産業化拠点整備室）

(1) 現状と課題

小谷城スマートインターチェンジ（スマート IC）周辺の地域産業誘導地区に農業を主体とした 6 次産業化の拠点整備を推進するため、6 次産業化施設等立地助成金を創設し、本市農業者の経営の安定化および地域農業の持続的発展に資する企業の誘致を行っています。複数企業との誘致交渉を実施し、令和 3 年 3 月に 1 件の企業誘致が実現しました。

また、出口戦略を持つ企業との連携により、加工用農産物の産地化に向けた実証栽培に取り組むとともに、小谷城スマート IC 栽培実験農場等においては、市場ニーズのある農産物の実証栽培を行っており、今後、その成果を全市的に展開していく必要があります。

(2) 基本方針

京阪神や東海、北陸の結節点である交通の利便性を活用し、小谷城スマートＩＣ周辺に地域の基幹産業である「農業」を主体とした、アグリビジネスの拠点整備を促進します。

この周辺を核として、出口戦略を持つ企業、大学等と農業者との連携を支援するとともに、市場ニーズのある農産物の栽培支援や農産物の収量・品質の向上つながる土壌改良効果の実証を行い、本市における農業経営の安定化、収益性の向上および地域農業の持続的発展を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

〇小谷城スマート IC 周辺に 6 次産業化施設等の企業誘致を進めるとともに、出口戦略を持つ企業との連携により、地域農業の持続的発展を図ります。

〇本市農業者・企業・農業団体・大学・研究機関と連携し、稼げる農業の確立をめざします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
6 次産業化施設等立地促進事業	小谷城スマート IC 周辺の地域産業誘導地区に新たなアグリビジネスを創出するため、出口戦略を持つ企業の誘致や連携を推進	6 次産業化拠点整備室
市場ニーズに応える 6 次産業化実証事業	市場ニーズのある農産物の実証栽培や収量・品質向上に資する実証を行い、情報発信する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	実証栽培の成果を活用して営農活動を行う農業者数	者	3	19	34	6 次産業化拠点整備室

3　地域の魅力を受け継ぐまちづくり

3.1 地域の伝統・歴史・文化の継承

①　歴史文化の活用

市民協働部 歴史遺産課

⑴ 現状と課題

地域の子どもたちや市民を対象に、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ講座等の開催を行っていますが、より多くの市民の参加をめざし、さらに魅力ある講座を企画するとともに、各種広報媒体を有効活用し市民に広く周知していくことが必要です。また、市内の歴史文化施設の機能強化と利用促進のためには、学芸員の資質向上と研究環境の改善、施設の運営体制や再配置の検討、収蔵スペースの確保・拡大が課題となっています。

⑵ 基本方針

市民が地域の歴史文化に興味や関心を抱き、郷土の歴史的資源が身近なものとなり、地域の誇りとなるよう、積極的な情報発信に努めるとともに、市内の歴史文化施設を活用して、歴史や文化を伝承し、市民の生涯学習・郷土学習を支援する取組を行います。また、地域の人々が文化財を保存・活用・伝承する営みについても「歴史文化資産」ととらえ、長浜の歴史文化資産を増やしていきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇市民各層に向けた地域の歴史文化に関する講座等を開講し、それらの講師となる人材や長浜の歴史や文化を伝承できる人材の発掘、育成に取り組みます。

〇地域の歴史遺産に多くの人々が関わり、地域づくりに活かせるよう、歴史文化施設での展示の充実・活用、入館者の増加、市民協働の普及活動に向けて取り組むとともに、歴史文化を核としたまちづくりを進めるため、長浜市文化財保存活用地域計画を推進します。

〇市内歴史文化施設の機能強化と利用促進のため、「（仮称）小谷城戦国体験ミュージアム」などの新たな施設の整備や既存の施設の再編により、積極的な情報発信や収蔵機能の強化に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜城歴史博物館管理運営事業	長浜市の歴史文化および観光の中核施設として、湖北・長浜の歴史や文化、人物等に関する展示や資料収集、研究活動を通して長浜市の魅力を内外に発信、ユネスコ無形文化遺産「長浜曳山祭の曳山行事」に関する企画実施、地域の子どもや市民を対象とした講座等の実施	歴史遺産課
浅井歴史民俗資料館管理運営事業	地域の歴史・文化に関する展示や民俗資料の活用を通して、地域の魅力を内外に発信するとともに、地域の子どもを対象とした体験教室に重点を置いて実施	
高月観音の里歴史民俗資料館運営事業	仏像や地域の歴史・文化に関する展示をとおして、本市の特徴のひとつである「観音文化」の魅力を内外に発信、またユネスコ世界の記憶「朝鮮通信使」に関する企画実施	
歴史文化施設の管理	長浜市曳山博物館、国友鉄砲の里資料館、五先賢の館、小谷城戦国歴史資料館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、余呉茶わん祭の館、北淡海・丸子船の館、菅浦郷土史料館のより魅力的な運営	
歴史文化施設の再編	既存の歴史文化施設の再編を図り、（仮称）小谷城戦国体験ミュージアムの整備推進と、（仮称）観音文化の里ミュージアムの整備に向けた検討	
観音文化振興事業	仏像所有者による「観音の里祈りとくらしの文化伝承会議」を設置し、所有者としての今日的な課題を協議するとともに、観音文化の普及啓発事業を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館、指定管理館の入館者数合計	人	3	57,181	151,000	歴史遺産課
2	長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館の 3 館における友の会会員数	人	3	850	850	

②　文化財の保護

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

本市には 470 件（令和 4 年 4 月 1 日現在）の国・県・市の指定等文化財があり、そのほかにも未指定の文化財が多く点在しています。これら長浜市の指定・未指定等の文化財は、現在まで多くの人びとの不断の努力により守り伝えられてきた貴重な財産＝「光」です。

しかし、人口減少や少子高齢化、世代間の温度差等により文化財に対する考え方が多様化し、文化財の所有者や保護団体が文化財を守ることが難しくなってきています。

(2) 基本方針

歴史文化を地域づくりの核として、歴史文化資産の確実な継承につなげます。そのために、行政だけでなく、市民や民間団体等によって文化財の保存・活用を支援する体制を確立し、その活動に対して支援を行います。

そして、文化財を保存・活用する循環を生み出し、歴史文化を核とした地域づくりと人材育成を進め、市民（将来の長浜市を担う人びと等）の郷土への愛着を高めます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇適切な埋蔵文化財発掘調査の実施と国・県・市指定文化財の保存活用ならびに未指定文化財の指定化に向けた調査を行います。

〇長浜市文化財保存活用地域計画に基づき、地域で文化財を守る体制を確立するため、文化財の整備活用や、有形・無形の文化財の保存・伝承・活用を担う人材を確保・育成し、文化財の継承につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
埋蔵文化財調査・保護・普及事業	開発などで破壊される埋蔵文化財の発掘調査、調査報告書の作成と記録としての保存、文化財の保存と博物館や資料館などでの積極的な公開による活用	歴史遺産課
指定文化財保存修理事業	有形文化財等の保存修理を支援し歴史的価値を維持・継承	
指定文化財保存伝承事業	民俗文化財の保存伝承活動を支援し、保存・活用を担う人材を確保・育成	
指定文化財保存管理事業	有形文化財・名勝庭園等の日常管理を支援し、これらの文化財を維持	
未指定文化財調査事業	未指定文化財の調査を実施し、歴史的価値の高いものについては、保存の措置を講じる	
史跡等整備・活用事業	専門家や地元住民などからなる委員会を設置し、史跡や文化的景観などの整備や活用を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	指定文化財における年間の保存修理件数	件	3	2	5	歴史遺産課
2	指定文化財における年間の保存伝承件数	件	3	2	2	
3	指定文化財における年間の保存管理件数	件	3	17	15	
4	文化財指定件数	件	3	470	471	

③　良好な景観の形成

都市建設部 都市計画課
産業観光部 商工振興課
市民協働部 歴史遺産課

⑴ 現状と課題

美しい自然景観や歴史・文化によって育まれた都市景観といった長浜らしい景観を次代に継承するため、長浜市景観まちづくり計画に基づいて、良好な景観形成に取り組んでいるものの、近年、景観・歴史資源というべき建築物の解体や建替えや街並みに調和しない建築物等の立地により、これまでの良好な景観が阻害されるといった事例も見られています。

このため、今後も長浜らしい美しい景観を守り育てていくため、良好な景観の維持向上に向けた取組を継続的に行っていく必要があります。

⑵ 基本方針

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画における重点区域を中心とした景観保全の取組を進めるとともに、良好な景観を活用して中心市街地および北国街道木之本宿といったまちの賑わいを守り育てるため、歴史・文化が息づく街並みの整備に向けた取組を推進します。また、景観を阻害する屋外広告物等については、条例による適切な指導を行い、都市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇良好な景観の形成に向けて、景観形成重点区域の新たな指定を含めた景観重点区域における景観まちづくり事業の支援を重点的に進めるとともに、琵琶湖辺における広域的景観形成の取組や違反広告物の指導に取り組みます。

〇市の景観形成基準に基づき、伝統的な街並みの形成や歴史的建造物等の活用に資する改修を支援します。

〇まちの賑わいを創出することにより、民間事業者等による町屋の改修等を誘発し、良好な景観の維持向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
景観保全対策事業	景観条例による重点区域等の指定に向けた取組	都市計画課
	歴史的風致維持向上計画により、歴史的風致を維持し、その歴史的価値をさらに向上させるため、重点区域内の整備を推進	歴史遺産課
広域的景観形成事業	琵琶湖辺の美しい景観を保全していくための、県および関係市町との連携による広域的景観形成に向けた仕組みづくり	都市計画課
景観まちづくり支援事業	景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援	
近隣景観形成事業	知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援	
違反広告物の指導	条例に違反して設置されている屋外広告物に対して、指導および通知による適正化を推進し、街並みに調和した良好な景観を形成	
伝統的街並み景観形成事業	産業振興による賑わいを創出すべく、中心市街地および北国街道木之本宿における伝統的な街並み景観を維持、形成するための町家の住宅または店舗の改修事業に対し補助	商工振興課
歴史的建築物保存活用事業	歴史的および文化的価値を有する建築物を整備し、地域の財産として商業観光推進のために保存し、活用する事業に対し補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	景観条例による広域景観形成重点区域と特定景観形成重点区域の数	区域	3	広域 3 特定 7	広域 3 特定 8	都市計画課
2	違反広告物の指導件数	件	3	144	80	
3	伝統的街並み景観形成事業・歴史的建築物保存活用事業の実施件数	件	3	2	5	商工振興課

3.2移住しやすい体制づくり

①　移住者受入の環境づくり

総務部 政策デザイン課（ふるさと移住交流室）
市民協働部 市民活躍課
都市建設部 住宅課

⑴ 現状と課題

移住者により、地域のポテンシャルが高まり、地域が活性化している好例が多数あり、その増加を図るため、長浜市移住定住促進協議会や滋賀移住・交流促進協議会と連携し、都市部へのプロモーションとともに、移住窓口の整備や、空き家・遊休土地を活用した移住者の受入れに対する地域の理解を得るなど、移住者（UIJターン者）の受入体制の整備に努めています。

また、リモートワークや副業・兼業など新しい働き方を市域全体で推進するため、市内事業所等の協力を得る必要があります。

さらに、アイデアを持った人が、そのアイデアを実行することができるまちにしていく必要があります。

⑵ 基本方針

まちに愛着や誇り（シビックプライド）をもって暮らす「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力を大都市圏に向けて発信します。

都市連携協定を締結している東京都台東区等の都市部の人と交流を図ることで、東京－長浜リレーションズ等の関係人口の拡大に努めます。

移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者の受入に対する理解を図るとともに、移住の前に希望者と各自治会とのマッチングや空き家の紹介、移住体験の実施を図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。

また、市内企業と副業・兼業人材をつなぐワークロケーション事業や民間サテライトオフィスの活用により、新しい働き方を創出し、移住促進を図ります。かつ、地域づくりに関わる大学生ネットワークの構築やシェアリングエコノミーの推進などを行うことで、地域の魅力創出に努めます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇地域の魅力を自ら発信する市民と協働で、シビックプライドの創出とシティプロモーションを展開し、関係人口の増加を図ります。
〇長浜市移住定住促進協議会と連携して、移住相談、移住体験の充実を図るとともに空き家バンクを中心に移住者の受入れを促進します。また、移住者を支えるネットワークを作ります。
〇地域資源を活用した地域活性化の取組をビジネスの視点により行うことで、将来のまちを支える起業型人材を確保・育成します。
〇市内企業と副業・兼業人材をつなぐワークロケーション事業や民間サテライトオフィスの活用を促進します。
〇地域おこし協力隊制度を活用し、若者起点の地域づくりを支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域資源を活用したローカルイノベーションの創出支援	空き家や耕作放棄地等を活用して、移住者を中心に自らの関心とスキルを生かし起業できるような環境整備、仕組みづくりを行い、地域活性化を図るための支援を実施	ふるさと移住交流室 関係各課
ワークロケーション事業推進とサテライトオフィスの利用促進	市内企業と副業・兼業人材のマッチングを進め、企業の可能性を引き出せた好例等を広報し、自発的にマッチングが進むようにしていく。また、サテライトオフィスの利用促進を図る	ふるさと移住交流室
地域おこし協力隊の受入	都市部からの若者などの人材を積極的に受け入れ、起業家育成を図るとともに定住による地域活動を展開することで、田園回帰の機運を高めるとともに、地域力の維持と活性化を図る	市民活躍課 関係各課
住宅建築改修等支援事業	UIJ ターン者などの定住を促進し、併せて空き家や中古住宅の利活用を図る	住宅課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	空き家バンク等市施策を通じた移住件数	件	3	33	30	ふるさと移住交流室
2	サテライトオフィス県外企業入居者数	件	3	0	9	

4　交流でにぎわう観光のまちづくり

4.1 地域の魅力向上と地域の活性化

①　宿泊・滞在型観光の推進

産業観光部 観光振興課

⑴ 現状と課題

本市は、観光客に占める宿泊客の割合が低く、観光消費額も少ないことを課題として、滞在型の観光地へと転換を図るためのさまざまな取組を進めてきました。しかしながら、コロナ禍により観光客は激減し、観光産業は大きく落ち込むこととなりました。

今度、現状の分析・検証を行いながら、多様化している旅のニーズやスタイル、訪れる年齢層の変化、インバウンド需要の動向など、刻々と変わる状況に応じた観光誘客策が求められます。また、観光地としての受入体制の整備や観光資源の磨き上げ、観光 DX の推進、多様な主体が連携協力できるプラットフォームの形成など、「持続可能な観光」を実現する仕組みづくりが課題となっています。

⑵ 基本方針

観光まちづくりにより地域を活性化し、「持続可能な観光」を未来につなげるため、体験型観光や滞在型観光を推進し、「稼ぐ観光」を実現する施策を展開します。

自然環境、歴史・文化遺産などの観光資源を最大限に活用した観光コンテンツを開発して地域の魅力を高めるとともに、観光ニーズやスタイルに応じたマーケティングを実施し、点から線、線から面へつなげる観光地開発を進めます。

また、観光客の満足度を向上させる受入体制の整備や観光 DX を推進し、滞在中にストレスなく過ごしてもらえる仕組みを整え、滞在時間の拡大と消費支出の増加を促す取組を進めます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇歴史・自然などの豊富な地域資源を生かした体験型や滞在型の観光コンテンツを開発し、滞在中の楽しみ方の選択肢を増やす取組を進めるとともに、モバイルデータ等を活用したマーケティングを行い、効果的なプロモーションを実施します。

〇滞在中（旅ナカ）に旅行者と観光コンテンツとのタッチポイントを増やして地域内観光消費が増える仕組みとして、2 次交通（移動）、食事や体験などの情報・予約・決済等がストレスなく提供できるオンラインシステムを整えます。

〇新たな観光地づくり、既存観光資源の磨き上げといった民間活力を活用した観光地開発を促進する支援措置やサポート体制を整え、地域内の多様な主体がつながる連携体（プラットフォーム）を形成し、地域の魅力を継続的に磨き上げる仕組みを整えます。

〇広域観光連携を推進し、北陸新幹線敦賀駅開業や大阪・関西万博等の周辺環境の変化を見据えて、北陸・首都圏方面からの誘客やインバウンド需要を取り込むため、プロモーションや観光インフラなどの受入体制を整備します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
宿泊・滞在型観光推進事業	観光地としての魅力を高める観光コンテンツの開発や滞在時間の拡大につながる仕組みづくりを推進	観光振興課
観光 DX 推進事業	滞在中にストレスなく周遊観光できる仕組みを整えるとともに、モバイルデータ等を活用した分析・検証	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観光消費額（日帰り）	円	1	4,484	5,300	観光振興課
2	観光消費額（宿泊）	円	1	24,541	29,100	

4.2 地域魅力の発信と交流

①　地域魅力の情報発信の強化

総務部　政策デザイン課（広報報道室）
総務部　政策デザイン課（ふるさと移住交流室）

(1) 現状と課題

行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量は年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。そのため、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められています。またデジタル化が加速する中で、スマートフォンなどから手軽に情報にアクセスができ、さまざまな媒体から情報を得ることができる状況です。そのような状況下において、発信すべき情報を整理し、各媒体の特性を生かした効果的な情報発信をしていく必要があります。

また、東京都台東区との都市連携、東京－長浜リレーションズとの連携をきっかけとして、都市部と「ヒト」や「モノ」、「情報」などでさまざまなつながりを持つ新たな発信スタイルが求められています。

(2) 基本方針

地域の魅力や情報を受け手に分かりやすく効果的に発信するため、多様な主体とともにブランディングの強化を図ります。

行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を構築することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。

また、首都圏を中心に都市圏からの人の流れを生み出し、さまざまな関わりを持つ関係人口の拡大を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○SNS やホームページを活用し、地域の魅力を効果的に発信します。
○東京－長浜リレーションズ等、長浜を応援する人たちとともに、本市ブランド力の拡大に努め、首都圏において本市の魅力を積極的に発信します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
魅力・情報発信事業	SNS やホームページを活用し、地域の魅力を効果的に発信	広報報道室
首都圏における情報発信事業	台東区との都市連携や東京－長浜リレーションズを中心に、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	ふるさと移住交流室

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	SNS 発信数	回	3	214	360	広報報道室
2	東京－長浜リレーションズ登録者数	人	3	216	400	ふるさと 移住交流室

②　地域資源を生かした集客交流の展開

産業観光部 観光振興課
市民協働部 歴史遺産課
北部振興局 まちづくり推進課

⑴ 現状と課題

歴史文化や自然豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。また、観光のニーズが多様化する中、長浜の暮らしや年中行事、地域文化なども観光資源として注目されています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘と育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀りを行うなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、市民、事業者、行政が一体となった競争力の高い魅力ある観光地づくりが必要となっています。

⑵ 基本方針

長浜曳山まつりや観音文化をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向けて広く情報発信していきます。また、官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。また、これまで実施してきた各種イベントについても、市域外からの集客につながる効果的な事業となるよう地域住民との連携強化に努めます。

また、各地域がもつ優れた個性を生かし、その魅力を通じて市域における関係人口を創出し、地域の課題を互いに補完しあう連携を創出します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇ユネスコ無形文化遺産に登録された長浜曳山まつり、日本遺産に認定された竹生島や菅浦の湖岸集落景観、ユネスコ世界の記憶に登録された朝鮮通信使をはじめ、観音文化、姉川古戦場・賤ヶ岳古戦場など、数多くの歴史遺産の活用を推進し、地域の活性化を図ります。また、湖国フィールドミュージアムの文化観光拠点施設を起点に観光振興を図り、地域を活性化することにより、文化振興に再投資されるなど、文化観光の持続可能で好循環な仕組みを作ります。

〇地域資源を観光資源として、より価値を高めるため、テーマやストーリーを重視した長浜らしい観光商品の開発を支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
歴史遺産活用事業	豊かな歴史遺産を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信するとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進	観光振興課 歴史遺産課
交流イベント開催	地域資源や歴史を生かしたイベント・展示を催すことにより、地域住民の交流と観光産業の振興および新たな観光客の誘客促進	観光振興課 歴史遺産課 まちづくり推進課
観音文化振興事業	展覧会や講演会、見学会を通じて、観音文化を発信する普及啓発事業を実施する。	歴史遺産課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観光宿泊客数	人	1	427,000	461,000	観光振興課
2	日帰り観光入込客数	人	1	6,630,000	7,139,000	
3	外国人観光宿泊客数	人	1	30,400	41,000	
4	日帰り外国人観光入込客数	人	1	14,100	39,000	

政策５　安心・安全
～不安なく穏やかに暮らす～

頻発するさまざまな災害や事故・犯罪に対応し、有事の際に備えた危機管理体制の強化や、地域の防災・防犯体制の充実に取り組み、災害・犯罪に強いまちづくりを進めます。また、消防や救急体制のさらなる充実を図り、誰もが安心して安全に生活できる環境づくりに取り組みます。

1　犯罪や交通事故の少ないまちづくり

1.1防犯対策の充実

①　防犯環境の向上・防犯活動の強化

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

全国的に、凶悪犯罪や若年層の犯罪の発生、犯罪の複雑化・巧妙化が度合いを強め、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。

このような中、少子高齢化や核家族化等によって地域の犯罪防止機能の低下が懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

また、これまでから本市では、警察をはじめ関係団体や防犯自治会を主とした各種防犯団体による、防犯パトロールや啓発活動が活発に行われており、今後もこのような活動を継続的に行っていくことが求められています。

(2) 基本方針

犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図ることで、市民と行政が一体となって、安全で住みよい地域社会の実現をめざします。

そのため、自主的な防犯活動を推進するとともに、市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、安心で安全なまちづくりを推進します。

また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民、事業者および行政が連携・協力して総合的な防犯対策を進め、市民の安全で平穏な生活を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域防犯対策および犯罪防止環境づくり支援ならびに自主防犯活動支援を行うことにより、全市的な自主防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るとともに、防犯カメラ設置等の犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進め、安全で安心なまちづくりに努めます。

○自主的な防犯活動を推進するため、防犯意識の普及啓発や自主防犯活動団体の継続的活動への支援、防犯に関する情報の提供、防犯関係機関との連携強化、地域の犯罪につながる危険要因の解消を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯カメラ等の資機材の整備に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課
自主防犯推進事業	安全で安心なまちづくりに向けた自主防犯活動の推進	

(5) 成果目標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	3	450	400	市民活躍課

②　消費者保護の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、これまで減少傾向にあった多重債務の相談件数が増加に転じ、より広い世代に ICT が普及する中で、インターネット関連の相談が増加しており、副業や投資の儲け話による被害相談も寄せられていることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。また、食生活の中でのフードロスへの取組も求められます。

さらに、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生および若年層への参加と啓発が課題となっています。

(2) 基本方針

ネット詐欺、悪徳商法などの被害の未然防止や消費者トラブルの解決のため、消費生活相談を充実するとともに、消費者の主体的な学習活動を促進する情報の提供や啓発活動を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇消費者への学習活動の実施および情報提供を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
消費生活対策事業	消費者トラブルによる相談窓口の開設、出前講座等による啓発の実施	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	消費学習出前講座参加者数	人	3	207	350	環境保全課

1.2 交通安全対策の充実

①　交通安全対策の充実

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市では、交通事故のない社会をめざし、長浜市交通安全計画に基づいて各種の交通安全対策に取り組んでいます。交通事故件数と負傷者数は、近年、減少傾向にあるものの、交通事故の発生状況は依然として高い水準で推移しています。また、高齢者の交通死亡事故の発生割合は県内平均を上回る状況にあります。

交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識高揚が重要であり、市、警察署、関係団体、企業等と住民が連携を密にしたうえで、それぞれの地域の実情に即した各種の交通安全活動・運動を推進していくことが必要です。

(2) 基本方針

交通事故がない「安心安全なまち」を実現するため、悲惨な交通事故による死者数の一層の減少をめざすとともに、交通事故の発生そのものの減少に積極的に取り組みます。

自治会、事業所、関係団体、警察、行政等が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民への交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進します。また、放置自転車の抑制・解消のため、自転車等放置禁止区域における違法駐輪への警告・啓発や積極的な撤去活動に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇地域の実情に即した各種の交通安全活動を推進できる人材・団体を支援するほか、安全な公共空間を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部、市内の交通安全協会が行う交通事故防止対策の推進活動を支援	市民活躍課
放置自転車対策事業	駅周辺を中心とした自転車等放置禁止区域にて、公共の場の良好な環境を確保し、安全で快適な市民生活の実現を図るため、警告・啓発および撤去活動を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	交通事故発生件数	件	3	172	120	市民活躍課
2	自転車事故発生件数	件	3	26	20	

2　防災・減災対策の充実したまちづくり

2.1危機管理体制の強化

①　危機管理体制の強化

防災危機管理局
防災危機管理局（原子力安全対策室）

⑴ 現状と課題

近年、地球全体の気温の上昇に伴い、台風の大型化や線状降水帯の発生頻度の高まり等により、自然災害が多発しています。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も危惧されており、予想される災害の把握と防災・減災に向けて、行政や事業者、市民等が一体となった危機管理体制の構築が必要となっています。これまで、長浜市地域防災計画に基づき、災害事象に備えた対策を進めていますが、計画の実効性を担保するための訓練の継続的な開催と検証が必要となっています。

⑵ 基本方針

頻発化する自然災害や新たな危機事象に対応するため、各計画の見直しおよび時点修正を逐次行うとともに、計画の実効性を担保するための訓練の継続的な開催と、訓練結果の検証により見直しを繰り返すことで、危機管理の精度を高めるとともに、防災体制の確立を図ります。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、外部組織や市民団体と連携を図り、実施単位ごとの目的に合わせた効果的な訓練を実施します。

〇原子力防災については、実動の避難訓練にあわせて、原子力に対する正しい情報や知識の広報に努めます。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜市防災訓練	大地震等による災害発生時において、本市および防災機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、市民防災訓練、外部機関連携訓練、職員防災訓練を実施	防災危機管理局
長浜市原子力防災訓練	原子力災害発生時において、本市および防災機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、原子力防災行動力の向上と原子力防災意識の高揚を図るため、原子力防災訓練を実施	原子力安全対策室
災害対策本部設置・運営訓練	災害対策本部体制における各部局の所掌事務や現場対応等を検証・確立するとともに、避難所の開設や避難指示の判断等といった、初動期の対応を確認することを目的として、災害対策本部設置・運営訓練を実施	防災危機管理局

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜市防災訓練	回	3	3	3	防災危機管理局
2	長浜市原子力防災訓練	回	3	1	1	原子力安全対策室
3	災害対策本部設置・運営訓練	回	3	1	1	防災危機管理局

2.2 消防・救急体制の強化

①　消防・防災の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

これまで本市では、個人による自助や自治会等による共助によって発災時の被害を小さくすることを目的として、自主防災組織のあり方や、自助の重要性を啓発することで、公助に頼らない防災意識の醸成を行ってきました。

出前講座や補助事業を通して、各自治会では自主防災組織の立ち上げや防災資機材の整備が進みましたが、講座や訓練の参加者の多くは男性であり、防災に関わる女性は多くありません。防災・減災には女性の協力も不可欠であることから、今後においては訓練や出前講座等で女性の防災参画の重要性を啓発します。

また、長浜市消防団では、人口減少や団員の被雇用化が進んでいることなどにより、団員数の維持が困難となっており、将来にわたって持続可能な消防団組織の在り方を検討することが急務となっています。

(2) 基本方針

「自分たちの地域は自分たちで守る」意識づくりを継続することで、自助・共助による災害への対応力を高めるとともに、訓練や出前講座において防災への女性の参画の重要性を啓発します。

地域防災力を向上させるため、消防団と自主防災組織の役割を明確にし、相互に持続可能な組織体制の構築支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

〇自主防災の本質としての「自主・独立」の観点から、地域が自ら考え行動できるよう、地域のニーズに合った訓練や出前講座の提供、独自活動や資機材の充実を図るための補助制度を継続します。また、出前講座や訓練を通して、女性が参画しやすい環境づくりや啓発に取り組みます。

〇防災士の資格取得にかかる費用の一部を補助します。講座受講者については地域からの推薦を受け付けることで、資格取得者が地域に参加しやすい環境を作るとともに、防災への女性の参画の観点から女性の受講を啓発します。

〇消防団については、合併前の旧市町から引き継いだ団員定数と活動内容を見直し、安定した団員確保と団の機能強化を図ります。また、自主防災組織の育成、強化によりさらなる防災力向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
草の根防災育成事業補助事業	地域の防災力を高める事業として、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援 地域づくり協議会等から推薦があった場合には、防災士の資格取得に要する経費の一部を支援	防災危機管理局
自主防災組織育成事業	各自治会が保有する地区別防災マップや避難計画の更新を支援するとともに、地域のニーズや状況に応じた、防災出前講座、訓練を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	草の根防災育成事業補助事業	件	3	112	115	防災危機管理局
2	防災出前講座開催数	回	3	66	75	

②　消防・防災施設の維持更新

防災危機管理局

(1) 現状と課題

本市の同報系防災行政無線は、経年による老朽化が進んでいる地域ならびに整備当時から周辺環境が大きく変化した地域が存在しており、今後さらに老朽化が進むと、故障等の多発により情報伝達が必要な場面において機能を果たせないリスクがあります。また、整備当時からの周辺環境の変化により、屋外スピーカーからの音声が反響する等、難聴エリアが生じる問題も発生しています。これらのことから、当該地域について同報系防災行政無線の更新が必要となっています。

本市の移動系防災行政無線についても経年による老朽化が進んでいる他、製造の中止により故障等が発生した場合には対応できなくなる問題が生じてきています。そのため、移動系防災行政無線の更新の検討が必要となっています。

(2) 基本方針

既存の防災行政無線設備の問題点等を把握し、地域特性をふまえながら設備更新を行うことで、災害時において確実に情報伝達が行えるシステムを構築します。

消防団へ配備する資機材を計画的に整備します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇既存の防災行政無線設備を最大限に活用しつつ、時代に即した新たな手法やシステムを取り入れながら地域の状況に合った設備更新を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
同報系防災行政無線整備事業	長浜、浅井、木之本地区における屋外拡声子局の設備更新を実施	防災危機管理局
移動系防災行政無線整備事業	市内移動系防災行政無線設備の設備更新を実施	
消防団配備車両更新事業	市内に 35 台配備している消防団消防ポンプ自動車を 1 年あたり 2 台の頻度により更新	
防火水槽維持管理事業	市内における消防水利の適正配置を進め、老朽化する防火水槽を更新するため、計画に基づき整備	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	同報系防災行政無線更新区域（9 地域）	%	3	66.6	88.8	防災危機管理局
2	移動系防災行政無線　無線機の更新率	%	3	0	100	
3	消防団配備車両の更新率 （団合併の平成 23 年度を基準とする）	%	3	65.7	85.7	

③　緊急時に備えた体制整備

防災危機管理局

(1) 現状と課題

近年の自然災害や異常気象の頻発、大規模化などに加え、原子力災害への備えも求められる中、災害が発生した時に被害を最小限にとどめるための施策の実行や個別計画の検証が必要となっています。

このような状況の中、行政による公助の対応に加えて、市民や自主防災組織による「自助」「共助」の強化、県や国との連絡体制の確立、応援協定市や応援協定締結企業との連携を強化することによる体制と資機材の整備を行うことが求められています。

(2) 基本方針

いつ、どこで起きるかわからない災害事象に対して、自助、共助による地域対策や個人の取組の重要性を啓発しつつ、公助としての役割として物資の備蓄や更新に取り組むとともに、応援協定市や応援協定締結企業との連携強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○緊急時に備えた体制強化のために、災害時対応資機材の配備・保守、被害想定に対応した食料品等の備蓄・更新、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、広域避難計画などの個別計画の策定に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
食料品等非常物資備蓄事業	少なくとも 3 日分の食糧備蓄を市民に呼びかけるとともに、地震の被害想定により算定された避難者数に対応できる必要物資の購入、買い替え、流通備蓄の確保等による非常物資の確保	防災危機管理局

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	食料品等非常物資の備蓄目標に対する充足率	%	3	95	97	防災危機管理局

政策６　環境・都市
～水と緑に包まれ住まう～

地域が育んできた豊かな自然や身近な環境を保全・活用し、次代に継承していけるよう、一人ひとりが身の周りの環境について考え、環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくりに取り組みます。また、人口減少社会に対応しながら都市基盤や生活環境の維持、地域のコミュニティづくりを進め、それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくりに取り組みます。

1　地球環境にやさしいまちづくり

1.1 脱炭素社会の構築

①　総合的な地球温暖化対策の推進

市民生活部 環境保全課
総務部 政策デザイン課

(1) 現状と課題

国は、令和 3 年 6 月の「地球温暖化対策促進法」の改正で、「2050 年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」を宣言し、令和 3 年 10 月 22 日閣議決定の「地球温暖化対策計画」では、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と発表しました。滋賀県においても国内外の動きと協調し、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることをめざし、「しが CO2 ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言をしました。

本市でも、脱炭素に向けた取組をさらに推進するために、長浜市ゼロカーボンシティ宣言を表明し、2030 年度における長浜市の温室効果ガス排出量を 2013 年度に比べ 50%削減することをめざします。このため、現行計画の第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画の見直しを図るとともに、長浜市脱炭素社会構築基本計画を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の具現化および地域活性化・地方創生に向けた取組を推進することが求められます。

(2) 基本方針

長浜市環境基本計画、長浜市地球温暖化対策実行計画および長浜市脱炭素社会構築基本計画に基づき、環境保全や地球温暖化対策に関する情報を適切に提供し、市民・事業者と情報を共有化するとともに環境教育・環境学習により意識を高め、地球温暖化対策への取組を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政は、互いに啓発し合い、連携、協働して地域活性化・地方創生に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・脱炭素対策およびエネルギー源対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的に進めるために必要な仕組みをつくります。

〇地球温暖化対策を通じ、市民生活における暮らしの安心向上、魅力あふれる地域社会の形成など、地域活性化・地方創生の取組を進めるために必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地球温暖化防止啓発事業	省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全にかかるイベント等を開催	環境保全課
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	
エコドライブ推進事業	CO_2 排出抑制につながるエコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	省エネ啓発を行う出前講座の開催	回	3	0	12	環境保全課
2	グリーンカーテンの作り方講座参加者数	人	3	44	100	

②　再生可能エネルギーの利活用の推進

市民生活部 環境保全課
総務部 政策デザイン課

(1) 現状と課題

令和 3 年 10 月に国は、気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える問題の克服という 2 つの大きな視点をふまえ、第 6 次エネルギー基本計画を策定しました。

本市においても、太陽光発電設備を主とした再生可能エネルギーのさらなる普及に向け、公共施設への導入や導入支援を進めるとともに、未利用エネルギーの活用や水素などの新たなエネルギーシステムの普及への取組を加速させていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの利活用の推進による地域エネルギービジネスの創出およびエネルギーの市内循環による経済発展に向け、実効性のある施策が求められます。

(2) 基本方針

安全で永続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築および温室効果ガスの排出削減に向け、関係部局が連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、導入した再生可能エネルギーを生かし、防災、地域活性化、産業振興、観光振興などにつながる事業を展開します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、電気自動車等）の普及に向けた取組を進めます。

〇新たな地域エネルギービジネスの創出およびエネルギーの市内循環に必要な仕組みをつくります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
再生可能エネルギー導入促進事業	再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 （民間の導入支援の拡大、公共施設における導入促進）	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	再生可能エネルギー導入量 （資源エネルギー庁発表数値）	万 kWh	H28	4,568	10,324	環境保全課
2	蓄電システムの導入件数（累計）	件	3	329	734	

1.2循環型社会の構築

①　ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市の令和3年度ごみ総排出量は33,924tであり、平成29年度から605t減少しています。一方、市民一人1日当たりのごみ総排出量は801gであり、平成29年度から9g増加しています。ごみの総排出量は減少傾向にありますが、人口減に伴い市民一人1日当たりの排出量は増加しています。

令和2年1月に湖北広域行政事務センターが改定した一般廃棄物処理基本計画では、令和11年度に市民一人1日当たりのごみの総排出量を743gにする目標を立てており、今後さらなるごみの減量に取り組む必要があります。

湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組んでおり、令和3年4月から羽毛ふとんのリサイクル化、9月からはごみ焼却施設で発生する焼却灰（落じん灰）から資源のリサイクルを始めています。

令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、あらゆる主体でのプラスチック資源循環の取組の促進のための措置がとられることになりました。ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識も高く、今後は、新たなごみ減量等の目標に向け、この高い市民意識の維持向上を図るとともに具体的な行動へ結びつけていくことが今後の課題となっています。

(2) 基本方針

環境負荷を低減させ、限りある資源を繰り返し利用する循環型社会を構築するため、ごみの減量化、特に「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」による生ごみの減量化やリサイクルなど3R活動（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の実現に向けた市民の主体的な取組を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ごみの減量化を促進するうえで、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後も重要になることから、循環型社会への関心を高めるための教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行います。また、フードロス対策への取組を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ごみの適正処理事業	ごみ集積所の整備に対する補助金を交付するとともに、地域・一般家庭に向けたごみ収集カレンダーの配布、ごみ分別出前講座、ごみ集積所用カラスネットの無料配布	環境保全課
ごみの減量化推進事業	ごみの減量およびリサイクル推進に向けた活動、ホームページや広報紙等での啓発	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	ごみ総排出量（市民１人１日当たり）	g	3	801	753	環境保全課
2	資源ごみを除く家庭ごみ排出量（市民１人１日当たり）	g	3	488	431	

②　不法投棄対策の強化

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、空き缶等の散在性ごみ、家電製品の不法投棄は減少していない状況です。不法投棄は個人のモラルによるところが大きく、投棄者の特定も難しいため、啓発を効果的に行うことが重要になります。

(2) 基本方針

美しい生活環境を守り続けるため、市民・自治会・事業者・行政さらには県や警察など関係機関との連携により、不法投棄や散在性ごみに対する監視体制の強化と啓発活動の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境美化事業	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、5 月 30 日、7 月 1 日、12 月 1 日の環境美化の日を基準として、ごみの散乱防止について、地域での環境美化活動の呼びかけやイベントを実施	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ事業	自治会と市との協定に基づき、自治会が行う不法投棄防止パトロール、散乱ごみ収集、啓発活動などの継続的な取組への補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	件	3	31	36	環境保全課

③　公害の未然防止

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における各種環境調査の結果を見ると、市内河川の BOD 濃度（水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量）は 2.0mg/L 以下は 82%、SO_2・NO_2・SPM の大気環境基準適合率（環境基準に適合した日数を総測定日数で除したもの）は 100%、騒音に関する環境基準達成率は 96%と、第 2 次長浜市環境基本計画で定める各目標値を概ね達成している状況にあります。

一方、環境にやさしいまちづくりの推進に向けた市と事業者との間での取り決めである環境保全協定は締結事業所数が伸び悩んでいる状況です。引き続き、環境配慮の意識向上に努めるとともに、締結事業所の増加に向けた取組が必要となっています。

(2) 基本方針

公害の発生を未然に防止するため、環境状況の把握に努め、関係機関と連携し、事業活動に伴う公害が発生しないよう、関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境公害監視調査事業	公害のない、良好で安全な環境づくりを進めるための環境状況の把握や関係機関と連携した指導強化 水質調査（河川水質、39 地点）、底質調査（河川底質、4 地点）、大気環境調査（15 地点）、道路交通騒音・振動調査、環境騒音調査（12 地点）、公害苦情への対応・事業所への指導	環境保全課
環境保全協定締結の推進	事業所の環境配慮活動の促進に向けた環境保全協定の締結推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	大気環境基準適合率（SO2・NO2・SPM）	%	3	100	100	環境保全課
2	環境保全協定の締結件数	件	3	38	45	

2　自然や身近な環境を守り育てるまちづくり

2.1 自然や身近な環境の保全

①　自然や身近な環境保全の推進

産業観光部 森林田園整備課
市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市は、深い森林から里山、姉川・高時川などの扇状地に広がる田園地帯、そして琵琶湖という多様な自然環境を有しており、豊かな生態系が形成されています。これらの自然環境は、私たちの暮らしや産業活動と深い関わりを持ちながら存続・形成されてきたことも大きな特徴です。この自然環境を守り存続させるためには、市民とその恩恵を享受する人々の協力が重要であり、豊かな自然環境の存在を共有し、人との関わりについて理解と認識を深めることが必要です。また、身の周りの環境は自分達の手で良くしていこうという身近な環境づくりが根付いています。

市内の環境の保全については、過疎・高齢化が進み地域活力も減退していることから、新たな人材の発掘・育成をする仕組みと支援措置が必要です。

また、この豊かな生態系を有する琵琶湖の自然湖岸や、巨木の森など世界にも誇れる貴重な自然を国内外に発信し、より多くの方に知っていただく必要性があります。

(2) 基本方針

森林、河川・琵琶湖などの豊かな自然を守り、生物多様性を高めるため多様な自然環境を保全するともに、地域資源としての活用、衰退した自然環境の回復、外来種の対策など総合的な取組を進めます。

特に「森～川～里～湖」という大きな視点に立ち、里山や、琵琶湖の生態系など人との関わりの深い環境の保全・再生を進め、多様な自然環境を貴重な地域資源として、市内外のみならず世界への発信を行うとともに、あらゆる世代を通じての環境学習などへの活用を進めます。

また、身近な環境づくり活動の支援に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

〇自然環境の保全を多面的に進めるため、自然環境保全や体験交流に取り組む人材・団体の育成支援に取り組みます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。

〇ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。

〇湖北野鳥センター／琵琶湖水鳥・湿地センター周辺の貴重な自然環境を国内外に広く発信するとともに、琵琶湖を中心とする自然環境学習の推進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
湖北野鳥センター観察会等運営事業	琵琶湖や湖北地域の自然を活用した観察や体験を中心とした環境学習の実施	環境保全課
森林マッチング推進事業	市民が参画しやすい里山整備に関する講習会の実施。幅広い知識・技術を学ぶことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体の育成	森林田園整備課
森林環境学習事業（やまのこ）	県内の小学生が森林の大切さを学び、林業や木材業、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむための体験型学習を推進	
森林多面的機能推進事業 森林多面的維持管理事業	自立した森林保全･整備を行う団体育成に向けた、機材購入補助･活動支援、継続的な維持管理活動の支援	
山門水源の森保全事業	山門水源の森に対する正しい理解、環境保全意識の普及・啓発を推進し、森林保全活動への参加を促進するための支援を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	観察会参加者数	人	3	528	800	環境保全課
2	森林資源を活用した講座受講者数	人	3	98	100	森林田園整備課
3	多面的機能補助金交付数	件	3	9	10	

②　市民・事業者・各種団体との協働・連携

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民・事業者・各種団体と連携しながら、水生生物調査や観察会、各種環境イベントを実施しています。市民が人と自然や身近な環境との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然や身近な環境にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。また、市民への情報提供を積極的に行い、事業を推進します。

(2) 基本方針

市民とともに自然や身近な環境を保全する活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇市民や事業者によって構成される環境保全に関わる各種団体のネットワーク化を促進し、環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。

〇自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然や身近な環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜エコネットワーク事業	市内事業所や環境保全団体が行うそれぞれの活動内容や成果について、地域活動の実践力を高めるためネットワーク化を図ることや、市民への情報発信	環境保全課
水生生物調査事業	小学生が川で遊び、楽しみながら川の中の生き物を調べることにより、川の実態を学び身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成	
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるよう、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などを開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	団体	3	16	25	環境保全課
2	水生生物調査事業参加者数	人	3	468	580	

2.2 緑豊かなまちづくり

①　みどりの確保と公園の整備

都市建設部 都市計画課
産業観光部 森林田園整備課

(1) 現状と課題

みどりは、人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、さまざまな役割を担っていることから、みどり豊かな環境を次代に継承していく必要があります。また、まちの魅力を高めるうえでも、まちの歴史などをふまえた景観づくりが求められています。

みどりの空間を守り生かしていくためには、親しみ利用する人の力と、みどりに携わる人材の育成、仕組みづくりが必要となっています。

本市の都市公園の中には、整備後 40 年以上経過している公園もあり、一部の施設では老朽化が顕著になっています。また、近年、国土交通省が「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」でバリアフリー化の基準を示し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改定し、平成 29 年度には都市緑地法および都市公園法を改正するなど、安全や管理面について全国的な見直しが行われるようになりました。

一方で、東日本大震災をはじめとする災害への対応として、防災機能をもった公園施設に注目が集まり、社会的にも都市公園に期待される役割が変化しています。少子高齢化・人口減少社会の中、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。

(2) 基本方針

「みどりの基本計画」に基づき、市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑を守り、育み、生かし、質を高めていくとともに、市民が憩い潤い豊かな自然環境を感じることができるまちづくりに取り組みます。

都市公園については、休養・休息やさまざまな余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して子どもからお年寄りまで、幅広い市民から利用される憩いとふれあいの場として、社会ニーズをふまえ民間活力を最大限に生かして、整備・保全を推進します。

また、公園の持つ防災機能を強化し安心安全な環境を提供します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ため、ながはま森林マッチングセンターの機能を生かした森づくりの担い手育成や市内外の事業者の参加を促す普及、啓発を図ります。

〇市民・市民団体・NPO・事業者からみどりの保全や緑化活動への理解や協力が得られるよう、みどりづくりへの啓発活動を進めるとともに、それら活動に対する助成を行うなど、各主体の自主的な取組に対し、積極的に支援します。

〇地域性や利用者ニーズを反映し、市民にとって利便性の高い公園運営を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
都市公園等管理事業	市内の都市公園の適正な維持管理	都市計画課
豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備	
緑の基本計画推進事業	みどりの将来像の実現に向けて、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくために、市民等がみどりとの関わりを深める	
森林マッチング推進事業	市民が参画しやすい里山整備に向けた講習会の実施や、幅広い知識・技術の講座を行うことによる、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成	森林田園整備課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市民一人当たりの都市公園面積	㎡/人	3	14.1	14.9	都市計画課
2	都市計画区域内における緑地の割合	%	3	74	74	
3	森林資源を活用した講座受講者数	人	3	98	100	森林田園整備課

3　居住環境の整ったまちづくり

3.1 誰もが住みよい居住環境づくり

①　安全安心で魅力ある居住環境づくり

都市建設部 都市計画課（開発調整室）
都市建設部 建築課
都市建設部 建築課（建築指導室）
都市建設部 住宅課

⑴ 現状と課題

住民の転出が転入を上回っており、超過抑止と移住・定住促進のために、安全安心で利便性が高く付加価値の高い住宅地の供給・住宅建築へと誘導するための環境整備が必要です。また市営住宅の約 4 割が耐用年数を経過しており対策を講じていくことが必要です。

また住宅の空き家率が増加傾向にあり、これを抑制する一方で、既に発生した空き家を活用した移住に向けて、移住者への PR と地域の受け入れに対する理解を得る取組が求められています。

⑵ 基本方針

開発許可基準の整備（改正）・運用や耐震化に向けた情報提供などを進め、移住・定住につながる安全安心で魅力ある住環境整備を誘導するとともに、空き家の適正管理指導などで空き家発生の抑制を図ります。また、公営住宅の長寿命化、建替え、用途廃止により、適正な管理を行います。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇住環境整備については、開発許可基準の整備（改正）・運用や住宅整備に関する情報提供、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組みます。

〇危険な空き家を解消するとともに、利活用できる空き家および空き地については、地域活性化に資する取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、安心して居住できる住宅地の供給を促進するための開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と適切な運用	開発調整室
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震診断員派遣事業）	木造住宅の耐震診断や耐震改修にかかる概算工事費の算出を行う県登録の診断士（建築士）の無料派遣	建築指導室
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震改修等補助事業）	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅に対する耐震改修費の補助（同時実施のバリアフリー改修工事も対象） 通学路等に面する倒壊危険性の高いブロック塀に対する撤去費等の補助	
耐震診断、耐震改修等促進事業（既存民間建築物耐震診断補助事業）	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適格なものおよび共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に対する補助	
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防、脱炭素にもつながる住宅の質の向上を目的とした住宅改修費用への補助を実施	住宅課
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座（自宅の終活）、空き家セミナー、長浜市空家等対策推進会議の開催や、空き家の活用に対する補助を実施	
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行って長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどを推進する	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	開発許可により形成された住宅地の供給量	戸	3	129	150	開発調整室
2	「長浜市の住み心地について」に関する満足度（市民意識調査）	%	4	88.4	90	住宅課
3	「移住・定住につながる居住環境の整備」に関する満足度（市民意識調査）	点	4	2.8	2.88	
4	その他の住宅の空き家率※1　（住宅土地統計調査）	%	30	7.3	7.3	
5	空き家に関する出前講座の実施回数	回	3	4	4	

※1「その他の住宅」とは、賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅以外の人が住んでいない住宅のことで、転勤や入院など、何らかの理由によって長期不在になっている住宅や、取り壊すことになっている住宅を指します。

3.2 交通体系の整備・維持

①　鉄道の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課（交通対策室）

(1) 現状と課題

平成 18 年秋の琵琶湖環状線開業以降、「北びわこ周遊観光キャンペーン」や「利用客増進プログラム」など、地域の鉄道利用促進に向けた取組を進めてきましたが、人口が減少していることや自家用車が移動の主軸になっていること、感染症の影響などさまざまな要因によって、昼間時間帯を中心に鉄道利用が減少傾向にあります。

今後、JR 北陸本線および湖西線の運行を維持し、利便性向上につなげていくためには、北陸新幹線敦賀駅の開業およびその後の延伸を見据え、より一層の鉄道利用を促進していくことが必要です。

(2) 基本方針

広域交流の促進や環境負荷の軽減、また、学生等に対する利便性や超高齢社会に対応した広域の交通環境の確保に向けて、鉄道利便性を向上させるとともに利用促進に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○JR 北陸本線および湖西線の利便性向上や、鉄道を生かした地域の振興・活性化につなげる取組を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
琵琶湖環状線利用促進事業	鉄道を生かした湖北地域振興協議会および湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会の活動を通じた、湖北・湖西圏域の鉄道利用の促進	交通対策室
駅関連施設維持管理事業	鉄道駅の適正な管理運営や、老朽化した駅関連施設の計画的な改修	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市内 9 駅 1 日あたりの定期利用乗車人数	人	3	5,288	5,800	交通対策室
2	市内 9 駅 1 日あたりの定期外利用乗車人数	人	3	1,627	2,900	

②　バス交通等の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課（交通対策室）

⑴ 現状と課題

バス交通は、地域住民の日常生活の移動手段として重要な役割を果たしています。特に、自家用車などの移動手段を持たない学生や高齢者にとっては、不可欠な移動手段となっています。

本市においては、自家用車の利用が高く、バスの利用者が年々減少している状況にあり、路線バスの運行の確保・維持に向けて、事業者に対しては事業を維持していくための支援を継続するとともに、利用者に対してはさらに便利で利用しやすい運行形態を整えることが必要となっています。

⑵ 基本方針

地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、地域公共交通網形成計画に基づき、運行路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。

また、地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシー等の輸送手段を活用して持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。

加えて、地域の実情に応じて、地域住民が主体となった地域運行の整備を促進します。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。

〇利便性の向上による利用者増と運行事業者の経営努力により収益性を高め、運行補助の縮減を図ります。

〇地域住民が主体となった交通体系の整備を促進します。

⑷ 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
公共交通利用促進事業	自家用車から公共交通への利用転換を図るため、運転免許証自主返納者に対するバス回数券等の配付	交通対策室
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要不可欠な路線バスの運行維持に向けた路線バス運行事業者に対する補助	
コミュニティバス運行事業	市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保するための市直営のコミュニティバスの運行	
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助	
バス車両購入費補助事業	老朽化した路線バス車両の購入に対する補助	
公共交通網形成事業	地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通体系の構築を図るため、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せにより、交通網の改善および利便性向上の促進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	路線バス・コミュニティバス利用者数	人	3	230,140	234,000	交通対策室
2	デマンドタクシー利用者数	人	3	19,883	20,000	

3.3 市街地や各地域の整備

①　中心市街地の活性化

産業観光部　商工振興課

(1) 現状と課題

本市の中心市街地は、黒壁スクエアに代表されるオールドタウンの再生や個性ある魅力的なイベントの開催など市民が主体となった独自のまちづくりにより、年間 200 万人もの多くの観光客の来訪をもたらし、商業観光都市を形成しています。一方で、市街地の外延化などにより、中心市街地の居住者は減少し、高齢化が進展し続けています。

これを受け、本市では平成 21 年に中心市街地活性化基本計画を策定、平成 26 年には第 2 期の同計画を策定し市民と連携するなかで、観光面では、宿泊施設や回遊性を高める道路の整備などに取り組んできました。また、都市の拠点性の向上や快適な居住環境の形成をめざし、市街地再開発事業などを進めてきました。

今後、さらに人口減少が加速し、高齢化が進展する社会においては、都市機能の維持を含めた都市経営の観点からも、市民の生活機能を確保するなかで、都市機能が集約された持続可能なまちづくりを進めることが重要になっています。また、ライフスタイルの変化に伴うデジタル化の進展、働き方の変化、都市部から地方への関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化しています。

このような中、本市においても、多様な都市機能が集積する中心市街地の役割がますます高まることから、これまでのまちづくりの取組を発展させるとともに、都市の中核として中心市街地の活力を維持・増大させていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の核としての中心市街地の活力を維持・増大させていくため、令和 3 年度に策定した湖の辺のまち長浜未来ビジョンに基づき、中心市街地活性化基本計画において整備された施設等のハードを最大限に生かしつつ、ソフト事業を中心とした施策を推進します。

施策の推進にあたっては、まちづくりに関心を寄せる各種団体や、さまざまなプレイヤー等から組織されるエリアプラットフォーム（湖の辺のまち長浜デザイン会議）をビジョンの推進主体とし、豊公園や米川、北国街道などのパブリックスペースの有効利用、空き町家などの遊休不動産の流動化促進、多様なプレイヤーの連携による新たな価値観の創出などに積極的に取り組むことで、長浜の未来を創る結節点として、本市全体の賑わいと市民の心豊かな暮らしの創造を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

〇持続可能な都市核づくりに向けて、パブリックスペースや遊休不動産などの既存ストックの有効活用や、多様な主体の連携による新たな魅力・地域コンテンツの創出、各種取組の発信による関係人口の創出に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
湖（うみ）の辺（べ）のまち長浜未来ビジョン推進事業	中心市街地活性化基本計画に基づき整備された施設等を最大限に生かしつつ、ソフト事業を中心とする新たなまちづくり方針として策定した「湖の辺のまち長浜未来ビジョン」に基づき、中心市街地の活性化を図る	商工振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	中心市街地の観光入込客数	人	3	1,052,206	2,335,000	商工振興課
2	プロジェクト参画者（累計）	者	3	30	50	
3	遊休不動産（町家等）稼働数　（累計）	軒	3	2	25	
4	市内への転入者数（累計）	人	3	2,828	10,500	
5	住み続けたいと思う人の割合（生産年齢人口）（市民意識調査）	%	4	42.5	40.0	

②　市北部地域の活性化

北部振興局　まちづくり推進課
北部振興局　建設課（丹生ダム対策室）

⑴ 現状と課題

本市の北部地域では、地理的には広大な地域に集落が散在し、気候的には冬の降雪量が非常に多いなどの特性があるため、人口減少や少子高齢化の進展が著しく、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が衰退していくことが懸念されていることから、人口規模を維持するため、地域の将来を担っていく人材の育成と生活基盤の確保が必要となっています。

また、丹生ダム建設事業中止に伴い喫緊の課題となっている北部地域振興を進める必要があります。

⑵ 基本方針

豊かな自然が広がる北部地域では、農業・林業・漁業などの一次産業をはじめ、製造業や加工業、サービス業など、人々の生活を支える産業活動が日々営まれています。また、地域の９割近くを占める森林には、水源のかん養や多様な生態系、国土保全など多面的な機能があり、美しい景観と伝統的文化が現代に継承されている貴重な地域でもあります。

これら貴重な資源を守り次代に伝えるとともに、資源を活用して都市住民と地域住民が気軽に触れあえる集客交流環境を創出することで、誰もが誇りをもって生活できる「活気に満ちた地域づくり」を進める必要があります。

そのため、郷土に愛着を持つ住民が増えるとともに、交流人口から関係人口、移住・定住人口へとステップアップし、「人口減少」のマイナスをプラスに転じ、「夢・希望の持てる」各種施策を横断的に取り組みます。また、北部地域振興施策には民間活力の導入を図るとともに、施策の中で地域の未来を担う次世代の人材を育成することで北部地域の活性化につなげていきます。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきたさまざまな観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域の魅力を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを創出します。

〇当地域へ移住された方と地域住民との交流を促進することにより新たな地域活力の創出を図るとともに、地域の魅力や地域特性を生かした地域振興を展開します。

〇丹生ダム建設事業中止に伴う施策の一環として、余呉地域での小さな拠点機能の整備や地域振興の推進に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント等を実施	まちづくり推進課
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	
地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進	
北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光振興イベントを開催	
余呉地域振興モデル事業	丹生ダム建設事業の中止に伴う余呉の地域振興策として、地域内に点在する地域資源や各施設の一体的な活用について、積極的な民間活力の導入を進めることで、移住者や観光入込客数の増加につながる活気に満ちたまちづくりモデル事業を実施	まちづくり推進課 丹生ダム対策室
余呉小さな拠点事業	丹生ダム建設事業の中止に伴う余呉の地域振興策として、余呉支所周辺の公共施設等を整理統合し、地域住民の生活に必要なサービス機能やコミュニティ機能を維持・向上するため、拠点となる施設整備に向けた取組を実施	

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	北部地域への空き家利用による移住者数	世帯	3	5	5	まちづくり推進課
2	北部地域の観光入込客数	万人	3	105	166	

4　生活基盤の整ったまちづくり

4.1社会資本の整備

①　総合的・計画的な土地利用の促進

総務部 政策デザイン課
都市建設部 都市計画課
都市建設部 都市計画課（田村駅周辺整備室）

(1) 現状と課題

少子高齢社会、人口減少時代の到来や地球環境問題の深刻化、高度成長期以降に整備した社会インフラ、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の空洞化など、本市を取り巻くさまざまな環境の変化に対応していくことが急務となっています。

また、近隣市町および三大都市圏への転出超過傾向にあることから、その対策が求められています。

このような状況のなかで、本市が将来にわたり発展していくためには、長期的視点のもと、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図っていくとともに、本市への定住化に向けた基盤整備を行う必要があります。

(2) 基本方針

国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持・創出など地域バランスに配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図っていきます。

土地利用にあたっては、地域の合意形成を図りながら地域の実情や特色に即したものとなるよう、計画的な促進を図ります。

また、市内での定住化および産業・学業の発展に向け、市南部地域における計画的な市街化を誘導していくこととします。

(3) 重点的に取り組む視点

〇中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能が集積している既存の都市拠点を核とし、これらが鉄道・道路などの軸でつながり連携する「集約型多核都市構造」の実現をめざします。

〇地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。

〇田村駅周辺を中心とする市南部地域について、本市への人口流入を受け入れる機能と、人口流出を止める機能を持った都市拠点として位置付け、産官学連携による発展を促し、地域らしさを生かした計画的な市街化に向けた取組を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた地域の特性に応じた施策の推進	政策デザイン課 都市計画課
田村駅周辺整備事業	田村駅周辺整備基本計画に基づき、当該地域の計画的な市街化を推進	田村駅周辺整備室

(5) 成果指標・目標数値

	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	市の利用目的に応じた区分ごとの規模（市域面積 68,079ha）:住宅地	ha	3	1,607	1,650	政策デザイン課
2	市の利用目的に応じた区分ごとの規模（市域面積 68,079ha）:農地	ha	3	8,257	8,000	
3	田村駅周辺市街地の定住人口の割合（田村駅勢圏/市全体）	%	3	9.04	9.22	田村駅周辺整備室

②　道路・河川等の整備

都市建設部 道路河川課
都市建設部 建設監理課

⑴ 現状と課題

本市の道路は、幹線道路に比べ身近な生活道路の整備が遅れており、災害や緊急時に強い道路や高齢化社会に対応した利用しやすい道路整備などが求められています。また高度成長期に集中的に整備された道路の老朽化や交通量増加、車両の大型化等により道路の補修サイクルの短期化なども顕在化しています。これらの状況に対応するため、地域で必要とする最適な道路ネットワークの形成と効率的な維持管理を行うことにより、利便性の高い道路整備が必要となっています。

また、本市には多くの一級河川等が流れていますが、依然として十分な治水安全度が確保されていない河川が多く、近年でも浸水被害が発生していることから、早期に安心安全な治水対策が求められています。さらに、全国的に集中豪雨等の発生が増加傾向にあり、引き続き洪水被害の防止対策等を実施していく必要があります。

⑵ 基本方針

地域にとって必要な道路や重点事業に伴う道路の整備を効果的かつ効率的に行うとともに、老朽化した道路構造物の長寿命化等を図るため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」の道路整備・管理へと転換を図ります。

また、河川整備については、氾濫時の被害規模や求められる治水安全度などを総合的に勘案し、緊急度の高い河川を対象として、計画的な事業の進捗を図ります。

⑶ 重点的に取り組む視点

〇地域住民からのニーズ等を的確に判断した優先順位に基づく計画的な整備や維持・修繕を行うとともに、併せて測量費用のコスト削減、用地折衝の円滑化に資する地籍調査について、引き続き調査を推進します。また、冬期における効果的な雪寒対策に向けた見直しに取り組み、豪雪時においても円滑な交通の確保を図ります。

〇丹生ダム建設事業の中止決定を受け、滋賀県が策定した「淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画」において、特に整備実施区間に位置付けた一級河川（余呉川、大川、姉川、高時川、長浜新川、田川、米川）の整備について、関係機関と連携しながら事業の推進に取り組みます。

〇南長浜地域の都市機能強化をはじめ、観光・産業・防災等、さまざまな分野で整備効果を期待する（仮称）神田スマート IC 整備事業については、早期開通をめざし事業の推進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
幹線市道等整備事業	長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を推進	道路河川課
道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険個所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために市道沿線の除草、清掃を実施	
雪寒対策事業	道路除雪、消雪設備の稼働、路面凍結防止の作業を柱に市道の安全な交通確保に努めるとともに、除雪車運行管理システムの運用と雪寒対策の見直しを実施	
河川改良事業	治水安全度の向上や水辺の良好な環境の維持・向上を図るため、一級河川の河川改修工事を関係機関と連携し推進。また、準用河川、普通河川の浚渫および護岸改修工事を実施。	
（仮称）神田スマート IC 整備事業	南長浜地域における新たなスマート IC として、早期開通をめざし事業を推進	
地籍調査事業	登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れた新規地区の調査を実施	建設監理課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	地籍調査（遅延地区）解消地区数	地区	3	1	2	建設監理課

③　橋梁修繕の推進

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市には 1,184 橋の道路橋がありますが、その多くが高度成長期に集中的に整備されており、今後、橋梁の老朽化が大きく進行する見込みです。修繕や架け替えに伴う費用の増大が予測されることから、計画的な予防保全対策が重要となっています。

(2) 基本方針

道路を構成する代表的な構造物である橋梁について、建設から 50 年を超えるような老朽化した橋梁が増加し、適正で効率的な維持管理が求められています。長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検および長寿命化対策として予防保全型の整備手法を取り入れた橋梁の修繕を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

〇従来の対処療法的な修繕から予防保全型対策に転換し、点検―診断―措置―記録というメンテナンスサイクルを確立し、計画的な維持管理を実現できるように取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
橋梁長寿命化修繕事業	長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を目的とした修繕工事を実施し、また、地域の実情や利用状況等に応じ集約・撤去も視野に入れた検討を実施	道路河川課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	橋梁長寿命化修繕点検橋梁数	ヶ所	3	256	255	道路河川課

④　下水道の整備

下水道事業部 下水道総務課
下水道事業部 下水道施設課

(1) 現状と課題

本市の公共下水道および農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増大する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増しています。

(2) 基本方針

「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」をめざし、農業集落排水施設の流域下水道への接続を進め、経営資源の効率的な管理に努めるとともに、下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○人口減少や老朽化の進行に対応するため、供用開始後 30 年を経過した農業集落排水施設から順次公共下水道に接続を実施し、経営資源の効率的な運用を図ります。

○施設の老朽化等の状況を把握し、下水道ストックマネジメント計画に基づく状態監視保全を図るとともに、経営状況の可視化と適正な資金管理に努め、費用の平準化を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
下水道事業の継続的な経営基盤の構築	持続可能な下水道経営を構築するため、下水道ビジョンの進捗を検証し、経済情勢の推移等を反映した下水道事業中期経営計画（令和 7～11 年）を策定	下水道総務課 下水道施設課
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用開始後 30 年を経過した地区から公共下水道への接続を実施	
下水道事業継続管理事業	市民生活に欠くことのできない下水道サービスを維持するため、防災・減災等の危機管理体制を強化	
公共下水道長寿命化対策事業	公共下水道施設について、効率的で継続的な管理を行うため、下水道ストックマネジメント計画に基づいた適正な維持管理	
雨水渠整備事業	集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心とした雨水渠整備	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	使用料単価（公共下水道）	円/㎥	3	153.0	151.5	下水道総務課
2	使用料単価（農業集落排水）	円/㎥	3	154.9	159.9	
3	汚水処理原価（公共下水道）	円/㎥	3	101.8	74.2	
4	汚水処理原価（農業集落排水）	円/㎥	3	262.7	411.3	
5	経費回収率（公共下水道）	%	3	150.3	204.2	
6	経費回収率（農集集落排水）	%	3	59.0	38.9	

※汚水処理原価＝汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量
有収水量１㎥当の汚水処理に要した資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理にかかるコスト
3.汚水処理原価（公共）法適用事業
4.汚水処理原価（農集）法非適用事業
経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価
使用料で回収すべき汚水処理にかかるコストをどの程度使用料で賄えているかを表した指標

4.2 デジタル行政の推進

①　デジタル行政の推進

デジタル行政推進局

(1) 現状と課題

社会全体でライフスタイルの多様化や価値観に変化が生じ、急速なデジタル技術の進展と利用拡大が進む一方、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなりました。

このことから本市においても、デジタル技術を積極的に活用して業務の効率化を図るとともに、市民が時間や場所などの物理的な制約を超えてさまざまなサービスを享受できる「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」を確立できるよう、市行政の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を強力に推進することが求められています。

一方で、デジタルの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差への対応が課題となっています。

(2) 基本方針

「すべての人に優しく、安心を感じることができるデジタル化」を推進することとし、次の 3 つを基本方針として、本市における DX に取り組みます。

『市民がくらしの中で利便性や快適性を実感できる』

『デジタルにより地域を活性化させる』

『業務改革が進み、将来の人的・財政的負担を軽減できる』

(3) 重点的に取り組む視点

〇利用者目線による行政サービス改革を徹底し、「行かなくてよい」「待たなくてよい」「書かなくてよい」など、利用者が利便性を実感できる行政サービスの実現をめざします。

〇行政が保有する情報の積極的な公開と、官民のデータや技術等の効果的な活用を通じ、あらゆる組織や人が連携・協働して創発する新しいサービスなどを展開することで、さまざまな地域課題の解決を図ります。

〇誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するため、誰でもデジタルの利便性を享受できるよう取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
デジタル推進事業	電子申請システム等の活用、デジタルデバイド対策（スマホ体験講座等）、オープンデータ等の充実・活用、民間事業者等との協働による地域課題解決に向けた取組等	デジタル行政推進局

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値	担当課
			年度	数値	R8 年度	
1	電子申請システムの利用件数	件	3	12,600	50,000	デジタル行政推進局

計画の推進に向けて

1　行財政運営・行政改革の推進

(1)行政経営改革の基本的な考え方

①　行政経営改革の位置付け

人口減少社会において、限られた経営資源でサービスの質と地域活力の維持・向上を図るためには、地域が抱えるさまざまな課題に対して市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体と行政とが協働・連携し、それぞれの特性や強みを生かしながら課題を解決していく活力あるまちづくりを進め、持続可能な地域経営を市民とともに行う必要があります。行政経営改革は「長浜市基本構想」に掲げる、めざすまちの姿「新たな感性を生かし　みんなで未来を創るまち　長浜」を行政運営の面から進めるために必要となる、効果的・効率的な組織運営、職員の意識改革や能力の向上、市民をはじめとする多様な主体との協働・連携、健全な財政運営の確立などを目的に行います。

②　前提となる経営資源：令和 8 年度

定員管理基本方針、公共施設等総合管理計画、財政計画に定められた、経営資源(職員・施設・予算)を前提として、行政経営改革に取り組みます。

※各個別計画の改定時期が総合計画基本計画と異なるため、改定があった場合には、各個別計画に記載された経営資源を目標として取り組みます。

・職員数（一般行政職）	763 人　　※令和 6 年度時点	＜定員管理基本方針＞
・公共建築物の延床面積	64.3 万㎡　※令和 6 年時点	＜公共施設等総合管理計画＞
・普通会計予算規模	507 億円	＜財政計画＞

③　行政経営改革の目標

Ⅰ　行政経営改革の目標

限られた経営資源（職員、施設、予算、時間、情報）を最大限活用することにより、生産性・地域力・経営力を向上させ、質の高いサービスを提供することで、「長浜市基本構想」に掲げるめざすまちの姿「新たな感性を生かし　みんなで未来を創るまち　長浜」の実現を行政運営の面から支えます。

Ⅱ　財政健全化指標

目標を達成するための健全な財政運営の目安として、次の財政計画(令和 8 年度時点)に定める 4 つを財政健全化指標とし、管理していきます。

項目		指標	単位	現状値（直近）		目標値
				年度	数値	R8 年度
1	財政規模の適正化	当初予算の規模	億円	4	516	507
2	財政の硬直化の回避	経常収支比率	%	3	89	95%以下
3	適切な資産管理	市民一人当たり有形固定資産額残高	万円	2	186	167 万円以下
4	将来負担額の削減	地方債残高	億円	3	448	458

④　改革の方針

行政経営改革の目標の実現に向けて、市職員は、市民からの信託を受けた全体の奉仕者であることを強く自覚し、次の 3 つの改革の方針に基づき行政改革に取り組みます。

（改革の方針１）　サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます

これまでは、施設の規模やサービスの量が重視されてきましたが、財政規模や人員、施設が制約される中では、コストを削減しつつも施設機能やサービスの維持・向上を図るサービスの質と効率性が重視されます。

コストの削減とサービスの維持・向上を同時に図るため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、デジタル技術の活用や民間活力の導入等の業務変革に取り組むことにより、サービスの質と効率性を常に改善し、生産性を上げます。

（改革の方針２）　市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

これまでは、市民まちづくりセンターやスポーツ・歴史文化施設など、地域の方々に身近で親しまれている公共施設の管理については、市民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、地域づくり協議会をはじめとする民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を中心とした市民との協働を進めてきました。

これからは、市民協働を地域経済の活性化や地域雇用の創出の観点からも、公共施設整備、公共サービスの提供、公有財産を活用した公共性の高い事業など幅広い分野で進めるとともに、市民をはじめ自治会や地域づくり協議会、市民活動団体・企業等のさまざまな主体がそれぞれの特性や強みを生かすことができる活力ある地域づくりを進めることにより、市民と行政との協働・連携を推進し、地域力を上げます。

（改革の方針３）　比較可能な公会計を活用し 経営力を上げます

比較可能な公会計が整備されたことにより、財政の見える化、財務分析の実施、減価償却費等のフルコストの把握等が可能となりました。今後は、市民に行政運営の情報を正確にわかりやすく公表するとともに公会計で得られたデータを基に、公共施設の計画的な更新の立案等、公会計の活用に向けた取組を更に推進していきます。

(2)行政経営改革の推進方策

① 改革の推進項目

改革の方針に基づき推進項目を定め、行政経営改革に取り組みます。

（改革の方針１） サービスの「質」と「効率性」を改善し 生産性を上げます

【推進項目】

1. 質と効率性を重視したサービスの提供

限られた経営資源の中で、高度化複雑化する市民ニーズや社会課題に対応するため、各部局に行政トランスフォーメーション推進本部（GX 推進本部）を設置し、部局マネジメントの中で現場の個別・具体的な課題に対し、「デジタル化」や「民間活力の導入」等による業務変革をスピーディーに進めます。

また、新規事業については、サービスの受益者と成果、開始から終了に至るトータルコストを明確にし、行政関与の必要性、受益と負担の公平性を精査したうえで、市民ニーズの実現や地域課題の解決に効果的でない既存事業は廃止を含めた見直しを図り、類似の事務事業の整理・統合を常に検討する「スクラップ・アンド・ビルド」を進めます。

さらに、市民にとってより便利でわかりやすい行政を実現するため、デジタル技術の積極的な活用等により、市民の利便性・快適性を高め、一層のサービスの質的向上と業務の効率化を推進します。

2. 行政課題に対応できる組織機構の整備

定年引上げや職員の年齢構成の偏りを考慮しながら、サービスの質を維持・向上させ、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できるよう、係を基礎として組織の統率力を高めるとともに、簡素で柔軟性、機動性のある組織づくりを進めます。

3. 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底

業務上のリスクを低減させるため、法令や所定の基準、方針、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう内部統制を整備・運用し、コンプライアンスの徹底を図ります。

4. 職員の意欲や能力を高める人材育成の推進

長浜市人材育成基本方針に掲げる、「採用」「配置」「育成」「評価」が一体となった人材マネジメントを推進し、職員の意欲と能力向上による組織の活性化を図ります。

また、女性や若手の活躍を推進するとともに、ハラスメントのない勤務環境の確保に努め、すべての職員が意欲と誇りを持って働ける職場づくりをすすめます。

（改革の方針２）　市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます

【推進項目】

1. PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進

長浜市官民パートナーシップ推進基本方針(以下「PPP 基本方針」)に基づき、民間が持つノウハウや専門知識、ネットワークなどを活用して、民間と市が適切な役割分担に基づいて公共領域を創造し、公共サービスの充実と効率化を図るため、市民協働事業を積極的に推進します。

2. 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用

官民が連携して公共サービスの提供を行う代表的な手法である PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などにより、公共施設整備における民間資金の活用を図るとともに、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスの提供を図ります。

3. 市民協働を推進する場づくりと支援体制の整備

市民協働のまちづくりの総合的な支援を行うとともに、市民まちづくりセンターや地域の公共施設等を活用して市民協働のまちづくりを推進する活動を行う場づくりを支援します。

また、市民活動の立ち上げや団体が安定して継続的に活動できるよう運営面での支援をはじめ、地域の課題とそれを解決する手段や資源を有する団体・企業、行政との橋渡しなど、多様な主体とのつながりや情報の提供、調整等を行う中間支援機能を整備します。

4. 地域の創意と工夫が生かされる交付金制度と協働型事業の推進

地域の創意と工夫が生かされるよう、地域づくり協議会に対する交付金制度の見直しを検討します。

また、費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、民間の先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながらさまざまな公益的事業を行えるよう協働型事業を拡充するとともに、事業の評価を行います。

5. 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報

公共サービスへの民間参入を促すため、PPP 基本方針や有効活用したい公有財産の情報など、市民協働を促す情報を積極的に広報します。

また、行政情報のオープンデータ化を推進し、官民の情報共有、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出を促進します。さらに、行政改革の取組が行政内部の効率化に向けた取組だけで終わることのないように SNS 等のデジタルツールを活用しながら本市の課題を市民と共有し、ともに考えることで地域課題の解決を促進します。

（改革の方針３）　比較可能な公会計を活用し　経営力を上げます

【推進項目】

1. 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保

公共事業の施行状況について、予算額、契約済額および支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図ります。

また、統一的な基準による公会計が整備されたことにより、経営状況について、他の地方公共団体や時系列での比較が可能となったため、財政や公共施設等のマネジメントに活用し、行政評価の検討を進めます。

公営企業については、各企業における経営戦略に基づく、経営の自立化、健全化を進めます。

2. 公共施設の利活用と機能の確保

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」ことを基本理念として、公共建築物の適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保、インフラ資産の更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保により、総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行います。

また、他市町に比べて多くある公共施設については、民間への売却や貸付、譲渡による利活用を積極的に推進し、民間活力による地域活性化を図ります。

人口減少、少子高齢化の進展による施設利用者と施設との需要と供給のバランスの変化に対しては、交通手段の確保等よりハード整備に頼らない施設サービスの維持・向上を図ります。

3. 税源かん養と歳入確保の推進

持続可能な地域経営の視点から、歳入の根幹である市税収入の安定と増強を図るため、新規創業支援等による産業の発展、地域経済の活性化、企業誘致等による雇用の創出、子育て支援、若い人たちが定住できる住環境の整備等、政策的な税源かん養に取り組みます。

また、歳入確保や市民負担の公平性を図るため、市税等の債権回収対策の強化を図るとともに、施設使用料、サービス利用料等については、利用率の向上による収支改善や施設維持管理コストの縮減等を前提に、受益と負担の適正化を図ります。

4. 地方債残高の削減と負担金・補助金等の歳出の見直し

将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。

また、負担金・補助金等の歳出については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを絶えず検証し、見直しを進めます。

5. 出資法人と広域行政の役割の見直し

出資法人の経営については、市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯をふまえたうえで、公的関与の適正化を図るため、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、経営破たんの回避の観点から経営状況をチェックし、健全化を促進します。

また、広域の行政連携を推進し、現在の一部事務組合などの組織および運営形態について、長期的な視点に立って検討するとともに、事務の効率化とサービスの向上を図るため、隣接に限らない市・町や県、公的機関、NPO などといった非営利組織との連携による事務の共同処理やサービスの提供についても検討を行います。

② 推進体制と進行管理

これらの改革は、市長を本部長とした「行政改革推進本部・デジタル行政推進本部会議」を中心に各部局が連携して取り組むとともに、毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

各部局に「行政トランスフォーメーション推進本部」を設置し、部局長を本部長として、部局マネジメントの中で社会変革が急速に進む中でスピーディーに検討、決定、実行ができる体制とします。

また、市の行政経営改革については、取組内容や進行状況をさまざまな媒体を通じて広報し、行政経営の透明化に努めるとともに、市議会はもとより、市民や有識者で構成する外部会議等に業務改善の取組の進捗状況や実績、評価を可視化できる形で示し、意見を聞きながら、着実に推進していきます。

2　SDGs の推進

(1)　長浜市総合計画第３期基本計画と SDGs

SDGs（えす・でぃー・じー・ず）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015 年の国際連合において採択された、2030 年までの国際目標のことです。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、企業や自治体、教育機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしています。

SDGs が掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本市でも本計画において政策と SDGs の関連を明らかにし、SDGs の目標をふまえて市政を推進していきます。

また、ESD「Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）」を推進する取組や、SDGs に積極的に取り組んでいる個人企業を応援する仕組みを検討していきます。

(2)　長浜市総合計画第３期基本計画の各政策と関連する SDGs のゴール

市民・自治	全ての人が互いに尊重しあうまちづくり	5 10 16 17
	一人ひとりが主役のまちづくり	3 4 8 11 16 17
教育・文化	家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	4 11 16 17
	豊かに学び感性を磨くまちづくり	3 4 8 11 16 17
健康・福祉	子どもが輝き大人が育つまちづくり	1 2 3 4 11 16 17
	健やかで豊かに暮らせるまちづくり	1 2 3 11 16 17
	一人ひとりが支えあい・助けあうまちづくり	3 11 16 17
産業・交流	たくましい経済基盤をつくるまちづくり	8 9 11 12 13 14 15 17
	新たな産業を創り育てるまちづくり	8 9 11 12 17
	地域の魅力を受け継ぐまちづくり	4 8 9 11 17
	交流でにぎわう観光のまちづくり	9 14 15 17
安心・安全	犯罪や交通事故の少ないまちづくり	3 11 17
	防災・減災対策の充実したまちづくり	6 11 17
環境・都市	地球環境にやさしいまちづくり	6 7 11 13 14 15 17
	自然や身近な環境を守り育てるまちづくり	6 11 14 15 17
	居住環境の整ったまちづくり	3 8 9 11 17
	生活基盤の整ったまちづくり	6 11 17

3　広域連携の推進

(1)　現状と課題

交通やICT技術の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらに、人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

これまでから本市では、近隣自治体との連携・協力がまちづくりには不可欠との考えから、医療や福祉、教育や防災などの分野で地域間の結びつきを強化してきましたが、今後においては、人口減少社会における基礎自治体としての機能を再検討し、各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組むとともに、長浜市を中心とした、自治体（隣接県、周辺自治体）との経済圏構想の実現に着手し、経済面、生活面での連携強化を図ります。

(2)　基本的方向

■自治体間の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、経済圏構想の実現等による経済面、生活面での連携を強化し、共通する行政課題の解決に取り組みます。

■一部事務組合などの組織および運営形態について、長期的な視点に立って検討します。

4　政策デザインの推進

(1)　背景

政策を取り巻く環境が不確実かつ複雑化していることを背景に、政策づくりの新しい方法論としてデザインのアプローチが導入され始めています。

行政にデザインの方法論を導入する取組であるJAPAN+Dが経済産業省で発足するなど、日本でも行政におけるデザインアプローチの活用が始まっています。

本市でも、従来のマクロ視点に加えて、住民に寄り添うデザインのアプローチを取り入れ、複雑化する地域の課題に対応できる政策づくりを推進します。

(2)　政策デザインのためのプロセス

デザインには、色や形を整えるという狭義の役割に加えて、人を中心に考え社会のあり方を構想するという広義の役割があります。政策において活用されているのは、この広義の役割としてのデザインの方法論です。

政策のためのデザインプロセスとして以下のものが知られています。本市でも、新しい試みや複雑な課題に取り組む際に、これらのデザインプロセスを積極的に活用していきます。

【人間中心（ヒューマンセンタード）】
住民の目線に立って社会の課題を捉えることで、市民中心の政策を実現します。

【未来志向（ビジョンドリブン）】
現状の延長線上で考えるだけではなく、ありたい未来の姿を描いた上で政策を考えることで、未来視点、将来世代視点での政策づくりが可能になります。

【共創（コークリエーション）】
限られた関係者だけで政策を考えるのではなく、行政や住民、各種団体など、幅広い関係者とともに課題の解決方法を検討します。

【実験（プロトタイプ）】
新しい取組は最初からうまく行くとは限りません。小さな取組を実験的に始めることで学習を繰り返し、リスクを軽減しながら新しい取り組みを実現していきます。

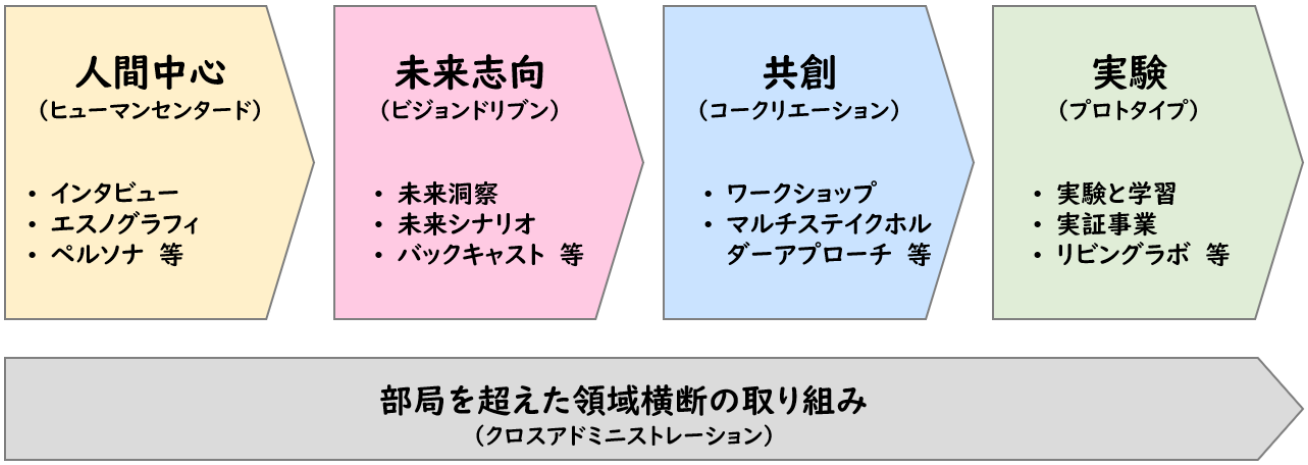

(3) 政策デザインを推進するために

不確実性が低いこれまでの行政課題の時代は、役割分化した行政組織が政策を実行することで十分な効果が得られていました。不確実性と複雑性が高いこれからの行政課題は、行政内の各組織が協調し、部局を超えた領域横断（クロスアドミニストレーション）で取り組む必要があります。

新しい試みや複雑な課題に向き合う際のデザインアプローチ導入時には、こうした領域横断の取り組みを推進していきます。

5　計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を活用した PDCA サイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政運営につなげます。

また、本計画の進行管理にあたっては、各個別計画における進捗管理との整合を図ることはもちろん、外部環境の変化や市政全般の動き等をふまえて総合的に進捗度と達成状況を確認し、適切な改善を行います。特に、重点プロジェクトについては、市民の意見や提案を積極的に取り入れることで、基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた実効性の高い計画としていきます。

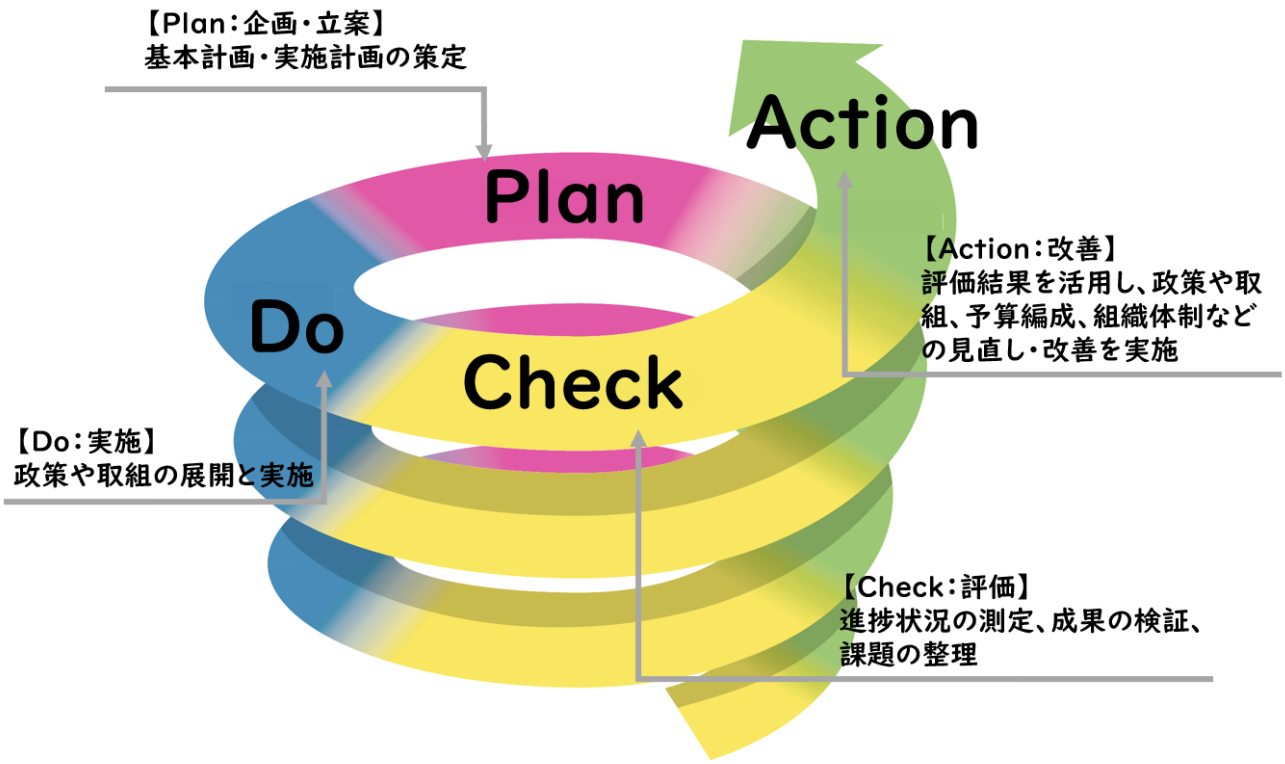

議案第１２１号

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第５号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第２条の規定に基づき、次のように工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　契約の目的　　浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（建築）

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　７４８，０００，０００円

４　契約の相手方　　長浜市八幡東町２３７番地
株式会社材信工務店
代表取締役　伊藤　浩

議案第１２２号

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第５号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第２条の規定に基づき、次のように工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　契約の目的　　浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（電気設備）

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　１６８，７４０，０００円

４　契約の相手方　　長浜市口分田町７４番地３
川一電機株式会社
代表取締役　川瀬　修

議案第１２３号

長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜鉄道スクエア

２　指定管理者の名称等
　長浜市北船町３番２４号　えきまちテラス長浜
　公益社団法人長浜観光協会
　　会長　岸本　一郎

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１２４号

己高庵の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
己高庵

２　指定管理者の名称等
長浜市木之本町木之本１７５７番地２
株式会社ふるさと夢公社きのもと
代表取締役　岩根　博之

３　指定期間
令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで

議案第１２５号

高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　高月運動広場運動場
　高月運動広場体育館
　高月運動広場テニスコート

２　指定管理者の名称等
　長浜市高月町東柳野３番地１
　高月総合型スポーツクラブピース
　　代表　常陸　和宏

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１２６号

東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　東アジア交流ハウス雨森芳洲庵

２　指定管理者の名称等
　長浜市高月町雨森１１９３番地
　雨森自治会
　　会長　田中　英昭

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１２７号

北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　北淡海・丸子船の館

２　指定管理者の名称等
　長浜市西浅井町大浦１０９８番地４
　有限会社西浅井総合サービス
　　代表取締役　佃　光広

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第１２８号

奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　奥びわ湖水の駅

２　指定管理者の名称等
　長浜市西浅井町大浦１０９８番地４
　有限会社西浅井総合サービス
　　代表取締役　佃　光広

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第１２９号

海道・あぢかまの宿関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　海道・あぢかまの宿
　長浜市近江塩津駅前駐車場
　長浜市近江塩津駅前駐輪場所

２　指定管理者の名称等
　長浜市西浅井町大浦１０９８番地４
　有限会社西浅井総合サービス
　　代表取締役　佃　光広

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第１３０号

永原駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　永原駅コミュニティハウス
　長浜市永原駅前駐輪場所

２　指定管理者の名称等
　長浜市西浅井町大浦１０９８番地４
　有限会社西浅井総合サービス
　　代表取締役　佃　光広

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

議案第１３１号

南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　南郷里まちづくりセンター

２　指定管理者の名称等
　長浜市新栄町１０６５番地２
　南郷里地域づくり協議会
　　会長　伊吹　浩

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１３２号

虎姫まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　虎姫まちづくりセンター
　虎姫運動広場運動場
　虎姫運動広場体育館
　虎姫運動広場テニスコート

２　指定管理者の名称等
　長浜市田町１０８番地
　虎姫地域づくり協議会
　　会長　山内　健次

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１３３号

湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
湖北まちづくりセンター
湖北文化ホール
湖北図書館
山本山運動広場運動場
山本山運動広場体育館
湖北体育館

２　指定管理者の名称等
長浜市湖北町海老江２７６番地
特定非営利活動法人学びの里湖北
理事長　小林　邦男

３　指定期間
令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１３４号

浅井地区診療所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
浅井診療所
浅井東診療所

２　指定管理者の名称等
北海道札幌市東区北四十一条東十五丁目１番１８号
医療法人北海道家庭医療学センター
理事長　草場　鉄周

３　指定期間
令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議案第１３５号

余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和４年１１月２５日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　余呉デイサービスセンター

２　指定管理者の名称等
　彦根市野田山町１０９８番地
　社会福祉法人大樹会
　　理事長　片山　紀子

３　指定期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで